

平成28年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成28年12月14日（水曜日）

議事日程第1号

平成28年12月14日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第93号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第94号 八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第95号 八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第96号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第97号 八峰町職員の育児休業等に関する条例及び八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第98号 八峰町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第99号 八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第100号 八峰町立幼保連携型認定こども園条例制定について
- 第12 議案第101号 八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第102号 土地の処分について
- 第14 議案第103号 土地の取得について
- 第15 議案第104号 工事請負変更契約の締結について
- 第16 議案第105号 損害賠償の和解について
- 第17 議案第106号 損害賠償の和解について
- 第18 議案第107号 平成28年度八峰町一般会計補正予算（第4号）

- 第 1 9 議案第 1 0 8 号 平成 2 8 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 0 議案第 1 0 9 号 平成 2 8 年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 1 議案第 1 1 0 号 平成 2 8 年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 2 議案第 1 1 1 号 平成 2 8 年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 3 議案第 1 1 2 号 平成 2 8 年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 4 議案第 1 1 3 号 平成 2 8 年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 5 陳情第 6 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求め  
る意見書を求める陳情について
- 第 2 6 発議第 7 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求め  
る意見書について
- 第 2 7 陳情第 7 号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求め  
る陳情書について
- 第 2 8 発議第 8 号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書につい  
て
- 第 2 9 陳情第 8 号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意  
見書提出の陳情について
- 第 3 0 発議第 9 号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意  
見書について
- 第 3 1 陳情第 9 号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、  
現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳情について
- 第 3 2 発議第 1 0 号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、  
現行制度の継続を求める国への意見書について
- 第 3 3 陳情第 1 0 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式  
運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情について
- 第 3 4 発議第 1 1 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式  
運用の見直しを求める国への意見書について

第35 発議第 12号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

---

出席議員（12人）

1番 鈴木 一彦	2番 笠原 吉範	3番 水木 壽保
4番 須藤 正人	5番 腰山 良悦	6番 柴田 正高
7番 皆川 鉄也	8番 嶋津 宣美	9番 菊地 薫
10番 山本 優人	11番 門脇 直樹	12番 芦崎 達美

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町長	加藤 和夫	副町長	伊藤 進
教育長	千葉 良一	総務課長	須藤 徳雄
会計課長	吉田 一夫	企画財政課長	鈴木 正志
福祉保健課長	大高 伸一	教育次長	金田 千秋
産業振興課長	米森 伴宗	農林振興課長	佐々木 喜兵衛
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	阿部 克之
学校教育課長	日沼 正昭	生涯学習課長	工藤 金悦
学校給食センター所長	大高 利美	総務副課長	佐々木 高
農林振興副課長	堀江 広智	八森子ども園長	薩摩 まき子

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	藤田 吉孝	書記	吉元 和歌子
--------	-------	----	--------

---

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。これより平成28年12月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、2番笠原吉範君、3番

水木壽保君、4番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。鈴木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（鈴木一彦君） おはようございます。議会運営委員会委員長の鈴木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る11月17日及び12月6日の2日間、議長同席のもとに全委員出席し議会運営委員会を開き、10月31日付けで議長から諮問のあった平成28年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から16日までの3日間とし、日程等については皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から16日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から16日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 本日、平成28年12月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、平成29年度当初予算編成をめぐる情勢であります。日本経済は、米国経済の先行きへの期待から急激に円安株高が進行し、輸出関連企業や製造業を中心に持ち直しの兆しを見せているほか、公共投資の増加や個人消費も底堅く推移すると予想されており、景気は緩やかに回復するとみられています。これらを背景に、国は、内需を腰

折れさせかねない消費税率の引き上げを、平成29年4月から平成31年10月まで2年半延期することを決定しております。こうした中、国の平成29年度の予算編成は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政一体改革の集中改革期間」の第2年度となり、地方財政については、震災の復旧・復興の推進及び国土強靱化の推進、地方分権改革の推進及び国庫補助金等の整理合理化を図ることとしているほか、「一億総活躍社会」の実現を目指す中で、人口減少や少子高齢化などの構造的課題に対処するため、地方創生関連等の地方財政措置を講ずることにしております。

地方交付税は、法定分の税収が不足して総額で平成28年度比4.4%減と見込まれることから、臨時財政対策債を24.5%増額発行して本年度並みの交付額を確保することとしておりますが、八峰町においては、合併算定替えによる縮減の2年度目にあたるため、平成28年度比で7,000万円の減となる見込みとなっております。これらを受けて、平成29年度当初予算編成にあたっては、普通交付税の大幅な減による財源不足が見込まれることから、新規事業は極力抑制するとともに、効果の薄れた事務事業の廃止・縮小に集中的に努めることや、本年度に策定する「公共施設等総合管理計画」で示される方針に基づき、遊休施設の除却を計画的に進め、維持管理費の縮減を図っていく初年度としております。

一方、「第2次八峰町総合振興計画」の構想・計画に基づいた事業は着実に実行し、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のための通年予算を編成することとしております。中でも、国の「地方創生関連事業」や県の「人口減少社会における地域の維持・活性化を図る新たな取組み」などの新規補助事業は積極的に活用し、町が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく産業振興や移住・定住対策、少子化対策に向けた取組みを積極的に推進することとしております。また、「おがる八峰しいたけプロジェクト」に関する諸施策は、「あきた未来づくりプロジェクト」として採択されており、最重点施策の一つとしてその着実な推進を図ってまいります。今後発表される地方財政対策などとの整合性を図りながら、2月中旬までに新年度予算の原案を取りまとめたいと考えております。

次に、路線バス関係の補助事業についてであります。秋田県生活バス路線等維持費補助金について、運営収支がまとまり補助金額が確定いたしました。平均乗車密度が岩館線は昨年を下回り、大久保岱線は昨年を上回りましたが、路線バス関係補助金全体では前年を上回りました。本定例会に関連の補正予算を計上しておりますので、よろしく

お願いいたします。

次に、秋の火災予防運動期間初日の11月6日、目名瀉地区において消防総合訓練を実施し、住民による火事ぶれと119番通報、バケツリレーによる初期消火活動に続いて、消防団員による火災防御訓練などを行いました。当日は、冷え込みが厳しい早朝にもかかわらず、多くの住民の方々から参加していただきました。ご協力くださった目名瀉自治会の皆様をはじめ消防団、消防署、交通指導隊など関係者の皆様には、心からお礼申し上げます。

10月26日に岩館漁港内で船舶火災が発生しておりますが、年末年始にかけて火災が多発するシーズンを迎えることから、今後も町民と一体となって火災予防運動を展開してまいります。

次に、旧埴川小学校の利活用計画についてであります。11月8日、役場において「第1回旧埴川小学校利活用計画検討会」を開催し、会長、副会長を互選した後、地区住民アンケートの結果や役場庁内検討会の協議結果などを報告するとともに、今後の日程を協議しました。また、12月7日には、旧埴川小学校に会場を移して第2回検討会を開催し、現地視察を行うとともに各委員から利活用案を提案していただくなど、本格的な議論をスタートさせました。今後、数回会議を開催し、3月末までに利活用計画を答申していただくこととしております。

次に、秋の行政協力員会議を11月22日、峰栄館において開催し、各自治会から出された道路改良などの要望28件について、それぞれ町の考え方を示し、意見交換を行ったところであります。実施可能なものについては、今後の予算に反映させたいと考えております。

次に、自殺予防対策事業について申し上げます。

10月22日、文化ホールにおいて「八峰町自殺予防フォーラム」を開催しました。フォーラムでは、千葉県成田市の長寿院住職でNPO法人「自殺防止ネットワーク風」の代表でもある篠原鋭一氏から、「いのちのつながり」～あなたは一人ではないのです～と題して講演していただきました。その後、秋田大学の佐々木久長先生による参加者交流会を行い、最後はコーラス白神（代表笠原昇子）から、「みんなで歌おう」と題して八峰町民歌などを参加者全員で歌ったところです。終始なごやかな雰囲気のもと、フォーラムを終了することができました。開催にあたっては、陽だまりの会、民生児童委員協議会、ふれあいネット会議、のんき会のご協力をいただきました。この場をお借りして

感謝申し上げます。今後とも自殺者ゼロの町を目指し、関係機関や団体等と連携しながら自殺予防対策事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、八峰町社会福祉協議会事務所統一について申し上げます。

平成18年の八峰町誕生以来、福祉需要が増える中、2事務所体制で運営してきましたが、施設の老朽化や効率的な職員体制の構築によりサービスを充実させるため事務所の一本化が必要とのことでした。この4月に旧八森中学校校舎が遊休施設となったことから、新社会福祉協議会事務所として無償貸与し、本年10月に引っ越ししたところです。社会福祉施設として利用しやすくするため、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備等推進交付金」を利用しバリアフリー工事などを実施し、このたび完成しております。平成29年度からは包括支援センター業務を新たに受託する計画であり、地域福祉及び介護の拠点施設として更なる活動を期待するものです。

次に、今季のハタハタ漁について報告いたします。

ハタハタ資源は、平成25年以降減少傾向が顕著となり、今季の秋田県の漁獲対象資源量は昨年より100 t 少ない1,900 t 程度と、大変厳しい状態となっております。この状況を受け、県や漁業関係者で構成する「ハタハタ資源対策協議会」では、今季の漁獲枠を昨年と同じ800 t とし、そのうち、北部総括支所管内に割り当てられた季節ハタハタ漁の漁獲枠配分は、昨年と同じ102.7 t と厳しい漁獲制限となっております。

今季の季節ハタハタ漁は11月25日正午に解禁され、網入れが行われました。初漁は昨年と同じ11月30日で、八森漁港で2.4キロの水揚げに終わったものの、海がしけた後の12月3日には本格的に接岸し、八森・岩館両漁港あわせて8.4 t の水揚げがあったほか、翌日の12月4日には30 t を超え、順調に水揚げを伸ばしております。魚体は2歳から3歳魚中心となっており、例年に比べ大型魚が多く混ざっており、価格も高値で推移しております。

この、町を代表するハタハタをPRするため、11月25、26日に、オープンしたばかりの生鮮市場「築地魚河岸」の屋上広場で開催された「第6回秋田・鳥取、海の幸フェアハタハタフェスティバル2016」に参加いたしました。両日とも天候に恵まれましたが、初日は初めての会場ということもあり人の出が鈍く、売り上げも伸び悩みましたが、イベント2日目の朝のテレビで、ハタハタフェスティバルやしょつつる鍋が放送された効果もあり、多くの人でにぎわい、前回の3万7,000人には及ばなかったものの、2万9,000人もの方々が会場を訪れました。ハタハタしょつつる鍋には販売開始とともに長蛇の列

ができ、準備した500食は午後1時過ぎに早々と完売となりました。

恒例のハタハタ料理を競う第4回目のハタ1グランプリには、両県合わせて昨年よりも多い13店舗がエントリーし、当町は全て地元の食材と調味料にこだわったハタハタしょっつる鍋でエントリーし、お客さんの投票で見事2年連続3回目の優勝を果たすことができました。また、アワビのアヒージョ、アワビの燻製の販売を通して、八峰町の陸上養殖アワビを十分にPRできたものと感じております。

延べ12名を繰り出し、材料の発注から調理、販売まで精力的にご尽力くださいました関東ふるさと会の皆様のご支援に対し、深く感謝申し上げます。

次に、「首都圏特産品フェア」について報告いたします。

このイベントは、八峰町の農林水産物や加工品をPRし、販売促進に繋げるため、一昨年より首都圏で開催しているもので、今年で3年目を迎えました。

9月29日から10月1日までの3日間は「武蔵小山パルム商店街」で、10月6日から8日までの3日間は、昨年に引き続き「阿佐ヶ谷パール商店街」で開催し、町内で生産された26種類、約40品目の農産物や果樹、水産加工品などのPRと試食販売を行いました。いずれも2回目の販売であったことと、事前に商店街近辺に折り込みチラシを配布した効果もあり、1日当たり1,000人近い方が訪れ、商品は毎日あっという間に売り切れ、大好評を得ております。

武蔵小山商店街には、職員のほか、販売と商品のPRのため産直ぶりこから2人、はっぼううましブランド推進協議会から1人、関東ふるさと会からは1日6人のご協力をいただいております。今回は、町内2事業者の新米を持ち込みPRした結果、営業期間内にリピーターとして再購入される方もおり、首都圏での販売に手応えを感じたところです。また、はっぼううましブランド推進協議会で商品化に向け取り組んでいる、「南蛮べっちょ」の要でもある「エゴマ味噌」の試食アンケートも実施しております。試食した方々からは、「早く商品化してほしい」との声が多く、味もさることながら、健康食材としてエゴマがブームになっていることから、商品化を進めるための体制整備に取り組んでまいります。3日間に訪れたお客さんは2,000人を超え、855の方が購入されております。

一方、阿佐ヶ谷商店街には、職員のほか、販売と商品のPRのため産直おらほの館から1人、関東ふるさと会からは、こちらにも1日6人のご協力をいただいております。昨年に引き続いての出店であったこともあり、多くのリピーターが訪れ、八峰町の特産



品の品質の良さが認められたと確信したところです。阿佐ヶ谷商店街でのPR販売には、3日間で2,000人以上の方が訪れ、うち871人の方から購入していただき、販売額は前回の2倍を超えております。

これまでの「首都圏特産品フェア」開催で得たデータやノウハウをもとに、都会での売れ筋商品など、今後の販売へ生かしていけるものと考えております。

次に、10月8日、9日の2日間にわたり、ポンポコ山公園で行われた、食の祭典「はっぼうんめものまつり」についてご報告いたします。

記念すべき10回目という節目を迎えた今回は、町内から13店舗、町外から21店舗、合計で昨年より1店舗少ない34のグルメ店が参加しました。

あいにく初日は朝から雨に見舞われ、来場者は約3,000人と、昨年の来場者約1万人を大きく下回りました。それでも今回初参加の八峰中学校によるグルメ店は大盛況で、早々と完売しておりました。これは、八峰中学校が起業家教育の一環として取り組んだ学習で、生徒が地元の食材を生かした食べ物を考案し、業者に委託して調理したものを販売したもので、八峰町の食材を宝物に例えて作ったおにぎり「八宝ハッピーむすび」はじめ、ユニークなネーミングも相まって、お客様の関心を呼んでおりました。2日目はテントが飛ばされるほどの強風でしたが、それでも約1万1,000人が会場を訪れ、グルメ料理を堪能しておりました。

2日間の売り上げは、悪天候により伸び悩み、34のグルメ店とおらほの館を合わせて約670万円と、前年の売り上げ約800万円を大きく下回りました。

雨の中、参加してくださった皆様と、企画・運営に携わった実行委員会ははじめ、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

恒例となりました、ルート101観光連絡協議会による国盗り綱引き合戦は、昨年につき強風により中止になり、10月15日の「深浦チャンチャンまつりと深浦牛まつりで」決着をつけることになりました。結果は2勝1敗で見事勝利を収め、観光的県境が、これまでの「お殿水」から青森県の「十二湖駅」へ北上することになりました。今後も、ルート101で繋がる3町の絆を深めながら、観光を通じた地域振興に努めてまいります。

次に、ジオパーク再認定審査結果について報告いたします。

11月12日から14日までの3日間、日本ジオパーク委員会から3名の審査員が町を訪れ、平成24年9月24日に日本ジオパーク認定を受けてからの4年間の活動内容と、今後の展望について検証が行われました。

現地審査では、ガイドの説明を受けながらのジオサイト視察や、ジオパークの拠点施設である森林科学館の視察などが行われたほか、ジオパークに関連する団体や個人に対してのヒアリングが行われ、それぞれの立場でジオパークをどのように活用しているのか、今後どのように活用していきたいかなどの質問を中心に、意見交換を行っております。最終日には審査員からの講評があり、ガイドをはじめとした協議会の積極的な取り組みが評価された一方、白神山地と住民を結ぶストーリーを地域の人と一緒に作っていく必要があるとの課題も提示されました。

その後、今回現地審査にあたった3人の審査員により作成された「八峰白神ジオパーク再認定現地審査報告書」をもとに、12月9日、第32回ジオパーク委員会で、全国12名の委員により再認定審査の審議が行われ、午後5時35分、その結果がジオパーク推進協議会の辻会長に電話にて伝えられ、「八峰白神ジオパーク」は、残念ながら条件付き再認定となりました。これにより2年後に再び再認定審査を受けることとなりますが、後日示される課題を真摯に受け止めて、2年後には再認定をいただけるよう、これまで同様、ジオパーク推進協議会を支援し、町民と一体となったジオパーク活動を進めてまいりたいと考えております。

これまで、ジオパーク活動に鋭意努力された八峰白神ジオパーク推進協議会の皆様はじめ、ご協力くださいました関係各位に深く感謝申し上げますとともに、議員の皆様には、今後ともなお一層のご指導・ご鞭撻・ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、農林業関係について申し上げます。

最初に、平成28年産米の作柄概況ですが、農林水産省が12月2日に発表した作況指数は、全国が103、東北も103、秋田県は昨年より1ポイント高い104の「やや良」となりました。県北地域も104の「やや良」となり、10a当たり収量は、昨年より4キロ多い573キロと確定しました。

今年は、出穂期以降の気温、日照時間が平年を上回って経過し、9月中旬以降も天候に恵まれ登熟が進んだほか、平年に比べて穂数が多く、総モミ数を確保できたことが、昨年より収量が増加した要因となっております。

次に、平成29年産米の生産調整についてですが、農林水産省は11月28日、平成29年産米の都道府県別生産数量目標を発表しました。全国の生産数量目標は、平成28年産米の生産量が「やや良」であったことや、米の需要が毎年8万トン減少していることにより、依然として過剰在庫の状況が見込まれていることなどから、昨年より8万t減の735万t

となりました。秋田県は前年より4,448 t 減少し、40万8,644 t の配分となり、昨年に比べ1.1%減少しました。面積換算すると、前年より776 h a 減少した7万1,317 h a となり、前年より転作目標面積が増える結果となりました。平成30年産米以降、国からの生産数量目標の配分廃止が決定されており、実質、今回が最後の配分となります。

今月26日に県から市町村別生産数量目標が示される予定ですが、来年1月下旬から2月上旬頃に八峰町農業再生協議会を開催し、配分方針等を協議・決定していただき、農家への配分作業を進めてまいります。

次に、秋田県市町村未来づくり協働プログラム「おがる八峰しいたけプロジェクト」の進捗状況について申し上げます。

この事業は、菌床しいたけの生産農家を育成するための実践研修施設として菌床製造及び培養施設を整備し、町全体としての生産能力をこれまでの200万から300万菌床に増強するとともに、新規就農者向けの栽培施設等を整備するほか、J A パックセンターの整備支援も計画されております。事業実施期間は、平成28年度から平成31年度までの4か年となっております。

平成28年度の主な事業としては、菌床しいたけの生産拡大に伴い、J A パックセンターの包装設備等改修事業に補助金を交付し、出荷体制の強化を支援する計画です。J A では、建物改修や予冷库新設、選別ライン新設工事を約1億4,600万円の工事費で10月上旬に着工、12月末には本体工事を完成させ、機械の調整作業を行う予定と聞いております。また、平成29年度で菌床製造棟などの建設が予定されている目名湯グラウンド用地の取得については、去る11月20日、目名湯自治会の臨時総会で了承していただき、更に12月1日には、沢目財産区管理会において承認いただいたところです。今議会に、沢目財産区の土地処分案件及び町の土地取得案件を提案していますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いいたします。

次に、ナラ枯れの発生状況について申し上げます。

まず県内では、平成18年度に初めて「にかほ市」で被害が確認されて以降、年々被害が拡大しており、今年度、15市町村まで被害が拡大しております。

町では昨年、御所の台と本館、ナメトコ沢で合計31本のナラ枯れ被害木が確認され、全量伐採駆除したところです。今年は、8月中旬頃から「葉の枯れているナラの木」が町内のあちこちで見られるようになり、町では山本地域振興局・森づくり推進課に依頼し現地を調査したところ、「ナラ枯れ」であることが確認されました。10月末現在でナ

ラ枯れ被害が確認されたのは、10地区で被害本数の合計は229本となっております。

「守るべきナラ林」に指定されている被害木は補助対象として伐採駆除できますが、杉林の境界代わりに数本残されたものや急斜面に残されたもの、道路もなく、機械も入れない場所にあるものなど、補助対象にならない被害木も半数以上含まれています。このため、道路沿いの景観に配慮したもの、補助対象となる被害木を主体に、新年度当初予算で伐採駆除したいと考えております。

次に、「いさりび新源泉掘削工事」の進捗状況について報告いたします。

工期は平成29年3月24日までありますが、10月20日から本格的な掘削作業に取りかかり、11月末時点での掘削の深さは200mに達しております。地質の状況に関しては、想定内の地質であり、おおむね工程どおりに作業が進められております。これから冬期間に入り、作業効率が低下するとともに地質の状況次第では工程が変わることも考えられますが、来年2月を目処に当初見込みの1,000mまで掘り進めてまいります。

この間で温泉が湧き出した場合、その段階で孔内洗浄や揚湯試験を行い、更には温泉成分を分析して支障のないことを確認できれば、そこで掘削作業を終えることにしております。しかし、地下の状況は掘削してみなければ分からないこともあり、適度な水温と水量を有する良質な温泉が早い段階で湧出することを期待しているところであります。

次に、橋梁補修工事について報告いたします。

まず、八森小学校の生徒や八森子ども園の園児が利用する観小歩道橋ですが、平成28年度に鉄道敷地内の約3分の1を補修しており、今年度は橋台などを含め、残りの3分の2を町が施工して11月に完成したところです。この橋の上屋は冬期間の積雪などを考慮し建設されたもので、既存の躯体は鉄骨造りでしたが、改築したものは子ども園の木造化に合わせ、腐食しにくい燻製木材を活用した「ぬくもり」のある歩道橋としたところ、橋梁関係者からは、木造の上屋は珍しいということで視察の要望もあり、話題となっております。

観小歩道橋以外の工事状況であります。寺下橋が11月に完成いたしました。磯村橋は全面通行止めして施工中であります。完成期限の12月20日以降は交通規制を解除する予定であります。新川橋と治助川橋は、工期は12月20日までとなっておりますが、工事の進捗を早め12月1日からは交通規制を解除し、従来どおりの往来が可能となっております。小入川橋は、河川の渇水期と漁業関係者の繁忙期を考慮し、今月から3月末までの工期となりますが、乗用車程度の車両は通れるよう配慮し、交通規制をかけながら施工

いたします。

いずれの橋梁も、供用開始から半世紀を超えた古い橋の架け替えであり、地域の皆様をはじめ、道路を利用する方々に大変不便をおかけしておりますが、関係者のご理解とご協力をいただいて今のところ事故なく順調に補修工事が進められていることに対し、感謝申し上げます。今年度までは、主要路線の中でも特に古くて傷みの激しい橋を補修してまいりましたが、次年度以降も引き続き補修を行い、インフラ保全に努めてまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、全国学力・学習状況調査について申し上げます。

10回目を迎えた全国学力・学習状況調査の平成28年度の結果について、去る9月29日公表され、秋田県は、今年度も小学校6年生、中学校3年生とも「大変良好な状況にある」とのことでありました。

当町の状況を申し上げますと、小学校6年生については、国語・算数両教科とも、全国や秋田県の平均を超える良好な結果でありました。また、中学3年生につきましては、全国・秋田県の平均を各教科とも大きくクリアして、大変良好な結果となっております。

学力調査の結果につきましては、この結果に甘んずることなくしっかり分析し、明らかになった課題を授業の中で重点的に取り組み、指導方法を工夫して定着を図るなど、具体的な対策を積み重ね、更には教員免許を持っている特別支援教育支援員の有効活用も併せて検討していくことにしております。

また、同時に実施された85項目に及ぶ学習状況調査、いわゆる児童・生徒に対するアンケート調査の結果は、今後の改善を含め、学校だけではなく、教育委員会もPTAの様々な会合等を利用して、保護者の皆様に生活・家庭学習の習慣化への理解と協力を呼びかけていくこととしております。

次に、「秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン！」について申し上げます。

「第3回ふるさとあきたラン！」が10月2日、大館市で開催されました。市町村単位で構成された34チームが参加して行われ、当町のチームは総合で30位、町部門では10チーム中9位の成績でした。当町は陸上競技の選手層が薄く、陸上経験のない選手を含めてのチーム構成でしたが、今年は八峰町陸上競技協会の協力のもと、練習日を設けて大会に臨んだことで、昨年を上回る成績を残すことができました。選手及び選手保護者、そして八峰町陸上競技協会の皆様に深く感謝を申し上げます。

次に、町内で開催された主なスポーツイベントについてご報告いたします。

10月10日の体育の日、八峰町体育協会と八峰町公民館主催による「第11回八峰町シーサイドロードレース大会」が開催されました。昨年より23名ほど少ないものの、町内の小中学生を中心に242名が参加して、親子の部、2 k mの部、5 k mの部に分かれて海岸道路を駆け抜けました。八峰町陸上競技協会によるランニング・ワンポイントレッスンのほか、恒例のお楽しみ大抽選会も行われ、会場は大いに盛り上がりました。

なお、今年は、親子2 k mの部と中学校女子2 k mの部で大会新記録が生まれ、大会に花を添えました。

11月13日には、第10回八峰町民バレーボール大会を八森体育館で開催しました。7チームと少しさみしい大会となりましたが、試合を重ねるごとに男女の好プレーが続出し、会場は終始大きな歓声に包まれておりました。このような大会は地域のコミュニティを活性化するよい機会となりますので、今後もできるだけ多くのチームが出場していただけるよう、呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ少年団の県大会等出場についてご報告いたします。

学童野球では、八森ブルーウェーブが郡新人戦大会で2位になり、10月に行われた秋田県小学生新人戦に出場しました。初戦敗退でしたが、大会出場の経験は必ず来季に繋がるものと期待しております。

また、ミニバスケットボールでは、峰浜B B Cが郡市秋季大会で3位になり、来年1月に行われる秋田県ミニバスケットボール交歓大会への出場を決めております。寒い時期でもあり、健康等に十分留意しながら、大会で持てる力を十分に発揮してほしいと期待しております。

次に、ことぶき大学の行事についてご報告いたします。

9月30日、ことぶき大学運動会を田中ミニ公園で開催しました。秋晴れのもとで、259名の参加者がバケツリレーやじゃんけん競争など様々な種目に挑戦しました。会場は終始笑い声に包まれ、参加したことぶき大学生にとって充実した一日となったようです。また、10月4日には八森小学校への一日体験入学が、11月11日は八峰中学校への一日体験入学が行われ、それぞれ134名、149名が参加しております。

更に11月19日は「ことぶき大学健康講話並びに芸能発表会」があり、287名の参加者が秋田市の朗読グループ「耳を澄ます会」の朗読劇を鑑賞したあと、芸能発表会でそれぞれの特技や芸能を披露し合いました。国際教養大学との国際交流事業で来町していた留学生が踊りの輪に交じる場面もあって、会場は大いに盛り上がっておりました。

次に、第11回町民文化祭についてご報告いたします。

10月3日から11月6日までの4日間、峰栄館とファガスに書道、絵画、墨絵、俳句、写真、生け花、手芸など約千五百点が出品され、会場を訪れた多くの町民の方々から鑑賞していただきました。11月6日の日曜日には八峰中学校体育館で芸能発表会を開催し、八峰中学生の英語弁論を皮切りに、和太鼓、踊り、大正琴、カラオケ、コーラス、バンド演奏など、27演目が披露されました。日頃の練習成果を思う存分発揮していただき、出演者も観客も大いに盛り上がった発表会になりました。

また、芸能発表会に先立ち、「第3回あきた白神子どもの俳画大会」表彰式を行いました。今年は県内7小学校から395点の応募があり、町長賞、議会議長賞、教育長賞、審査委員長賞など14名の方々が入賞され、当日は11名の方からご出席をいただいて表彰式を行いました。なお、地元小学生の応募作品は、峰栄館、ファガスの展示会場に貼り出しており、多くの町民の方が見入っていて好評を博しておりました。

次に、歴史講演会について報告します。

11月3日文化の日に、秋田県立博物館の学芸主事丸谷仁美氏を招いて、「秋田のくらし・行事～カシマサマを中心に」と題した講演をしていただきました。約40名の聴講者は、茨城県鹿島神宮とカシマサマの繋がり、秋田県や八峰町のカシマ信仰、カシマサマと地震の関係などの説明に興味深く熱心に聞き入っていました。

次に、10月3日より運行を開始した移動図書館車の運行状況について報告いたします。

移動図書館車の愛称については、運行に先駆けて募集を行ったところ、31点の応募があり、その中で八森小学校1年吉田恋菜さんの作品「としょカーン」に決定しております。

「としょカーン」は、2週間に1回の割合で各集落や要望のあった事業所等を回っており、この2か月の貸し出し実績は、1日当たりに換算すると平均で10人の利用者数と31冊の貸出冊数となっております。利用状況については地域差があるため、口コミ等によるPRなど、やり方を工夫していきたいと考えております。また、「としょカーン」は、町民の読書活動の底上げを図る以外にも、町民と公民館との潤滑油としての役割も果たしており、今後ますます重宝され、愛されていくものと期待しているところであります。

次に、あきた白神体験センターの利用状況について申し上げます。

11月までの宿泊利用者は4,619人、昨年比で393人の増、日帰りの利用者は2,741人で、

94人の増となっています。宿泊区分の内訳は、高校生・大学生が172人減少しているものの、幼児・小学生が106人、中学生が272人、大人が187人とそれぞれ増えています。学校利用では、全県各地から77校、5,047人の利用があり、昨年比、8校、210人の増となっております。

利用者の増加に伴い、利用料収入は1,406万7,000円で、昨年比94万9,000円の増収となっています。

今後も体験活動の重要性を認識しながら、青少年への豊かな自然体験を提供する場、郷土のよさを見直す場、町民の健康づくりや親睦の場として、学校や地域などと連携しながら、青少年教育の充実と生涯学習の推進に努めてまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第93号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、秋田県人事委員会の給与改定の意見に鑑み、当町においても一般職の勤勉手当の支給割合を0.05か月増額するなどの改定をしようとするものであります。

議案第94号、八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職の職員の給与改定を考慮し、常勤の特別職の期末手当も0.05か月増額しようとするものであります。

議案第95号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、常勤の特別職の期末手当改定と同様の改定をしようとするものであります。

議案第96号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についても、常勤の特別職の期末手当改定と同様の改定をしようとするものであります。

議案第97号、八峰町職員の育児休業等に関する条例及び八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業等に係る職員が養育する子の範囲の拡大など、仕事と介護・育児の両立支援の見直しをするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第98号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定については、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税



の課税の特例の新設などの改正をしようとするものであります。

議案第99号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についても、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の新設などの改正をしようとするものであります。

議案第100号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例制定については、乳児及び幼児を保護し、その健全な育成を図ることを目的に八峰町立幼保連携型認定こども園を設置し、良質かつ適正な内容及び水準の特定教育・保育事業などを行うため、条例を制定しようとするものであります。

議案第101号、八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定については、八森子ども園が認可保育所から幼保連携型認定こども園に移行すること及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第102号、土地の処分については、秋田県市町村未来づくり協働プログラム事業用地として、八峰町沢目財産区有地を八峰町に売却することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第103号、土地の取得については、秋田県市町村未来づくり協働プログラム事業用地として、八峰町沢目財産区有地を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第104号、工事請負変更契約の締結については、林道施設災害復旧事業林道峰浜線1号箇所工事の工事請負変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第105号、損害賠償の和解については、和解相手方の車両のリアガラスを破損させた事故について、損害の賠償について和解することにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第106号、損害賠償の和解については、和解相手方の車両の後部を破損させた事故について、損害の賠償について和解することにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第107号、平成28年度八峰町一般会計補正予算（第4号）は、4,816万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を66億6,621万3,000円とするもので、歳出の主なものは、定住促進用空き家改修事業費、生活バス路線及びマイタウンバス維持費補助金、町有バス購入費、住宅リフォーム緊急支援事業補助金の追加などであります。

議案第108号、平成28年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、1,952

万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を12億1,527万5,000円とするもので、歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費負担金、地域密着型介護サービス給付費負担金、特定入所者介護サービス費負担金の追加などであります。

議案第109号、平成28年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、2,565万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3,814万6,000円とするもので、歳出の主なものは、土地売り払いに伴う交付金と予備費の追加であります。

議案第110号、平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、14万2,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を3億4,029万8,000円とするもので、人件費の減額であります。

議案第111号、平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、1万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億2,018万7,000円とするもので、人件費の追加であります。

議案第112号、平成28年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、8万円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,426万3,000円とするもので、人件費の追加であります。

議案第113号、平成28年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、2万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を7,104万9,000円とするもので、人件費の追加であります。

以上、12月議会定例会でご審議いただく議案は、21議案であります。詳細については各議案の提案の際に説明させていただきますので、宜しくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

- 議長（芦崎達美君） 議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

日程第4、議案第93号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤総務課長。

- 総務課長（須藤徳雄君） 議案第93号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定

しようとするものでございます。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由であります。県職員の給与に対する秋田県人事委員会の意見に鑑み、条例改正をしようとするものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これについては、内容について、総務課資料をお渡ししております。そちらの方で説明をいたします。ご覧ください。

1 ページの上の方でございます。議案第93号でございますが、改正理由については、秋田県人事委員会の勧告に準じて給与改定をするというものでございます。

内容については、第1条による改定、これは①として、平成28年度12月支給分の勤勉手当の引き上げでございます。平成28年12月1日施行でございます。12月分を「100分の77.5」から「100分の82.5」に引き上げるものでございます。それから②として、給与表の改定でございます。平均0.11%の増でございますが、平成28年4月1日にさかのぼって施行するものでございます。内容は、若年層の職員に係る給与月額を引き上げることになっておりまして、別表1の方に給与表を載せております。

それから2条関係でございますが、(2)の①として、平成29年度分以降の勤勉手当の支給割合の配分を変更するというもので、一般の職員は6月分を0.02か月増とする。12月分は0.025か月減とするものということでございます。そして②として、扶養手当の改定もでございます。下にある表のとおり改定となるものでございます。

議案の方に戻っていただきまして、第1条の関係はこのとおりでございます。そして別表1として、次のページ、2ページにわたって行政職の給与表を載せております。そしてその次のページに、第2条関係を載せております。そして一番下の方、附則といたしまして、施行期日等については、1、2、それから給与の内払を3、平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例というものを4というふうに載せております。次のページの方には、規則の委任等についてを載せております。

説明は以上のとおりとさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第93号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
10番山本優人君。

○10番(山本優人君) 別表の方にある給与表ですが、1.1%上がったということは分かったわけですが、この給与の水準というのはどの程度、県の職員とか国の職員とかとの比較において、どの程度の水準にあるのか聞きたいと思います。

○議長(芦崎達美君) ただいまの10番議員の質問に対し答弁を求めます。須藤総務課長。

○総務課長(須藤徳雄君) これは、県の人事委員会の表をそのまま使っております。1級から6級までとなっております。これをどの級まで使うかというのは、その市町村、自治体によって異なるという場合がございますが、内容についてはそのとおり人事委員会の表を使っているということでございます。

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第94号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤総務課長。

○総務課長(須藤徳雄君) 議案第94号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。町長及び副町長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条として、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改定する。

第4条後段中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第2条については、第4条後段中の「100分の137.5」を「100分の140」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2として、第1条については、平成28年12月1日から適用するとしております。

以上、宜しく願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第94号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第95号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） 議案第95号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由であります。教育長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条として、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条後段中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第2条であります。第4条後段中「100分の137.5」を「100分の140」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2として、第1条関係については、平成28年12月1日から適用するものでございます。

以上、宜しくお願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第95号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第96号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） 議案第96号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由であります。町議会議員の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条といたしまして、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項後段中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第2条として、第7条第2項後段中「100分の142.5」を「100分の145」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2として、第1条関係は、平成28年12月1日から適用するとしております。

以上、宜しくお願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第96号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は原案のとおり可

決されました。

日程第8、議案第97号、八峰町職員の育児休業等に関する条例及び八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） 議案第97号、八峰町職員の育児休業等に関する条例及び八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町職員の育児休業等に関する条例及び八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例改正をしようとするものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町職員の育児休業等に関する条例及び八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

もう一度、総務課資料の方の12ページ・13ページの方をご覧くださいと思います。

12ページの半分、後段の方でございますが、議案第97号についてここで説明文を載せております。改正の理由でございますが、これは先ほどの提案理由と同様のものがございます。

2として、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、まず①第1条関係でございますが、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子を加えております。特別養子縁組の監護期間というものは、民法に基づく特別養子縁組を成立するために必要な監護期間となっております。

②の第2条関係でございますが、育児休業等の対象となる子の範囲に、養子縁組里親に委託されている子などを加えております。養子縁組里親とは、ここに書いているとおりでございます。

次のページの方の3の方は、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございますが、第3条関係では、介護休業等の分割取得について、通算して6月に超



えない範囲内において、対象家族1人につき通算3月まで3つの期間に分割して取得できることとするというものと、介護休業とは別に連続する3年の期間において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとすると。もう一つが、介護を行う職員が公務の運営に支障がないと認める時は、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならないというようなことでございます。

第4条関係は、文言の訂正となっております。

戻っていただきまして、今の内容について改正文が載せております。そして、最後のところの附則でございますが、この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、児童福祉等の一部を改正する法律施行の日から施行するということとなります。

以上、宜しくお願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第97号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 介護休暇の部分についてお尋ねいたします。

対象家族となっておりますが、これは同居または同居にかかわらず認められるのか。それから、対象家族というのは何等親まで対象家族となるのか。それから、対象家族が1名以上いる場合、これは複数回認められるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の質問に対し答弁を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） 申し訳ございません。内容の詳細については、後で調べて報告いたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 考え方について聞きたいと思います。これ、1日に、介護のための1日2時間の勤務しないことができるということになるわけですが、これを認めた場合、この2時間というのは有給になるのか、カットされるのか、賃金からですね、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し答弁を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

介護休業等については、まず無給ということになりますが、その分については共済組合等で後で保障されるということになります。ただ、この2時間については、後で調べて報告をいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時07分 休 憩

.....  
午前11時15分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第98号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。吉田税務会計課長。

○税務会計課長（吉田一夫君） 議案第98号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますけれども、所得税法等の一部を改正する法律の公布により、八峰町税条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお開き願います。

八峰町税条例の一部を改正する条例

八峰町税条例の一部を次のように改正する。

中身、内容でございますけれども、附則の新設となります。下段の方に、附則第18条

の4としまして、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例が新設となります。内容は、外国居住者等所得相互免除法に規定する特例適用利子等または特例適用配当等については、他の所得と区分して100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する個人の町民税の所得割を課することとする特例を定めるものです。附則の第18条の5及び第18条の6は、附則の新設により、条ずれに伴う規定の整備となっております。

この施行期日は、平成29年1月1日から平成30年度課税から適用となります。

以上、宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第98号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第99号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。吉田税務会計課長。

○税務会計課長（吉田一夫君） 議案第99号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますけれども、所得税法等の一部を改正する法律の公布により、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお開き願います。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八峰町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正の内容でございますけれども、附則の新設となります。附則第20項及び第21項におきまして、町民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとする特例を定めるものです。附則の22項から24項につきましては、附則の新設により項ずれとなります。

施行期日は平成29年1月1日からで、平成30年度課税から適用となります。

以上、宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第99号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） これによれば、所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることを特例とするということなんですが、これによれば増税になるのか減税になるのか、ちょっと分かりませんので、そこら付近ちょっと教えてください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の質問に対し答弁を求めます。吉田税務会計課長。

○税務会計課長（吉田一夫君） お答えします。

総所得金額に含めますので、増税となります。

○議長（芦崎達美君） ほかに。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） NISAとか社債、公社債とかあれしてる場合の配当や何かはこれに含まれるのかどうか、教えてください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の質問に対し答弁を求めます。吉田税務会計課長。

○税務会計課長（吉田一夫君） ここで言ってます特例適用利子等というものは、国内居住者が支払いを受ける事業所得のうち、外国において設立された団体の所得として取り扱われる特定対象事業所得に係る利子所得配当所得等を言ってます。はい、そのとおりです。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） これより議案第99号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第100号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金田教育次長。

○教育次長（金田千秋君） 議案第100号です。八峰町立幼保連携型認定こども園条例制定についてです。

八峰町立幼保連携型認定こども園条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由です。乳児及び幼児を保護し、その健全な育成を図ることを目的とし、良質かつ適正な内容及び水準の特定教育・保育事業等を行うため、本条例を制定するものです。

次のページをご覧ください。

八森子ども園を幼保連携型認定こども園とするものでございます。教育委員がこれを管理し、必要な施設の目的・運営方針、提供する特定教育・特定保育の内容、特定教育・保育の提供を行う日及び提供を行わない日及び時間、利用定員などの管理運営規定につきましては、規則で定めます。また、保育料につきましては、別表のとおりです。基本的には保育所条例と同じですが、教育に関わる保育料として別表第1を加えています。額は、保育の標準時間、特定教育の時間を考慮し、保育に係る保育料の11分の5としています。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものです。また、経過措置として、保育所条例と同様に八峰町民で八峰町内の特定教育・保育施設を利用する者の保育料については、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間、3歳以上児の保育料を全額免除とし、3歳未満児の保育料を半額減免とするものです。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第100号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） まず認定こども園の条例についてなんですが、これが来年の4月から施行されますと、町内には2つの方法といいますか、今の子ども園の保育所の方の部分、それから認定と分かれるわけですが、町長にお伺いします。方向としては今、峰浜地区についても検討をやっているわけでしょうけども、1つの町の中で2つの方法になるということについて、どう考えてますでしょうか。そしてもう一つ、今、峰浜地区で検討されてる部分、これいつ頃にこういう同じ方向にするのかですね、お考えをお伺いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの8番議員の質問に対し答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 嶋津議員のご質問にお答えいたします。

沢目地区の2つの子ども園については、現在、この後のあり方について検討している最中でございますので、その結論を待ちたいと思っておりますけども、私は、もし一緒ということになると、八森地区と同じように認定こども園化した方がいいというふうに思っておりますけども、今しばらく結論を待ちながらはっきりさせたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今、8番議員から質問ありまして、おおよその考え方が分かるわけでありまして、前にも私からも質問なりさせていただいたわけでありまして、こういったのはやはり教育に関する部分もあるわけでありまして、1日も早く平等性を保つ意味でですね、早めに解決するのが得だろうという具合に私は思います。そのことも含めて、この後考えていただければいいなという具合に思いますし、一つ付け加えてですね、もし峰浜地区の方からこの子ども園に入所した場合、バスの送迎は可能なのでしょうか。お知らせいただきたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の質問に対し答弁を求めます。金田教育次長。

○教育次長（金田千秋君） 今、八森子ども園で、バスで3歳以上児については希望者を送迎しているわけですが、峰浜地区からというふうな入所の子どもについてバスの送迎をということになりますと、時間的に非常に厳しいものになりますので、今現在8時出発で、1時間かかって戻ってくるというような形になっております。これをまた峰浜地区までというふうになると、1時間半を超えるような状況になって、いわゆる

1号認定の子どもさんについては8時半までに間に合わないというような状況になりますので、非常に難しいというふうに考えています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 重ねてお尋ねをいたします。今、無理だというようなことでございますので、事情は分かるわけでありまして、仮にもしまとまった人数が入所なるということになっても、考え方は変わりませんか。

○議長（芦崎達美君） 7番議員の質問に対し答弁を求めます。金田教育次長。

○教育次長（金田千秋君） お答えします。

まとまった人数ということですので、そうなれば、やはり状況を考えて適宜対応するような形にしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） やはりどうしても教育的な保育を要望するというような親御さんがおるとすればですね、やはり多少不便であってもバス等を配置をしながらですね、望みを叶えてやるというのが行政の立場じゃないかという具合に思うわけですが、やはり例えばですね石川方面の方、あるいは岩子方面の方から、大信田方面でも構いません、親御さんが毎日これ、子ども園までですね送り迎えするということになりますと、これまた大変な負担になるかと思うんで、そこら付近もですね今後は是非検討材料に加えていただいて、いい考えをですねお知らせくださるよう検討していただければなという具合に思いますので、町長からも、もしそこら付近も含めてですね、この後のあり方をご答弁いただければなという具合に思います。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めますか。

○7番（皆川鉄也君） はい。

○議長（芦崎達美君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

まず、今急ぐのは、両子ども園の状況について早めに結論を出すことが一つあります。それから、認定こども園に入れたいということで峰浜地区から希望あるかもしれません。ないかもしれませんが。あつた際には、状況を見極めながら必要な措置は講じていかなければならないと思いますので、その状況に応じて検討しますので、よろしいでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 峰浜地域の子ども園も1日も早く認定こども園になればいいわけですが、今現在のところは、まだ協議もそこまで進んでいないということです。それでね、今、町長の説明によれば、認定こども園に峰浜地域から入所希望あるのかないのかという、あるかもしれないし、ないかもしれないというようなニュアンスの説明がありましたので、1日も早く、そうすれば希望者の人数を把握するということが必要なのではないかなと思います。それから、ある一定人数まとまれば送迎するというお話でしたけども、ある一定人数とはどのぐらいを指すのか。また、八森子ども園で峰浜地域から受け入れ可能な人数、まあ余裕といいますか、枠といいますか、それはどの程度あるのかお尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の質問に対し答弁を求めます。金田教育次長。

○教育次長（金田千秋君） お答えしたいと思います。

申し込みあるかないかというのは、この状況が制定しないと申し込みを受け付けられませんので、この条例制定された後、すぐに申し込みの受け付けを取るようにしたいと思います。その結果になると思いますので、で、定員が1号、2号、3号合わせて全部で105名というふうな形になっておりますので、その枠内であれば受け入れは可能かというふうには考えております。

それからバスの運行については、状況を見て、やはりいいように考えていきたいと思えます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 今、八森子ども園に何名入所されて、定員は何名なのか。そうすれば105名が定員だということですので、そうすれば峰浜地域か何名受け入れできるということもすぐ分かるんだろうと思いますので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） 6番議員の質問に対し答弁を求めます。金田教育次長。

○教育次長（金田千秋君） お答えします。

定員は105名ですが、各1号、2号、3号についても定員が定める予定と、規則で定める予定としております。1号認定については10人、2号認定については60人、3号については35人、これが定員ということで、ただ、1号認定が少ない場合は、2号認定の方に加えるような形にしていきたいというふうに考えております。

現在の八森子ども園については75名入っておりますので、今のところ、まず余裕はあるということです。



○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 無料についての期間なんですけど、これは33年までになってるわけですけど、これは財源的な問題でこの期間を設定したのか、その辺を聞きたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し答弁を求めます。金田教育次長。

○教育次長（金田千秋君） 減免措置についてですが、これは保育所条例と合わせた形にしております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 条例ということなんですけど、やっぱり考え方としてどんどん子どもが少なくなってる状況において、やっぱり親、保護者にとっては、この、子どもを育てる費用というものをですね、いくらでも軽減して子育てに邁進してもらいたいという気持ちが必要だわけで、それを行政が後押ししなければならないと思うわけですよ。ですからこの辺は、これ期間設定がここでなされていますけども、ここではないのではないかなと。今後、爆発的に子どもが増えるという想定も考えられないわけですし、これは期間を設定しなくても無料だという設定にした方がよろしいのではないかと、そういうふうに考えますが、町長いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

まず、子育て支援策の一つとして今回の施策を打ち出したわけですが、5年という期間で一応検証しながら、これはまた状況によって延ばすんなら延ばしていくということで、一つの施策でありますからある程度検証してみるということが大事ではありますから、そういう意味で期間設定をしていますから、その時点でまた必要であれば延長するということになると思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第100号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第101号、八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金田教育次長。

○教育次長(金田千秋君) 議案第101号、八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定についてです。

八峰町保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由です。八森子ども園が認可保育所から八峰町立幼保連携型認定こども園へ移行することと、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをご覧ください。

別表第1から八森子ども園を除きます。

別表第2備考の3(1)の「母子及び寡婦福祉法」を、法律の名称が変更になったことから「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めます。

別表第2備考3(3)の表を、母子世帯等の負担軽減を拡大し、第3階層の保育料を減額し、第4階層のうち、市町村民税所得割額が7万7,101万円未満の母子世帯等についても減額するものでございます。この7万7,101円未満の所得割というのは、およそ年収約300万円を考えているものでございます。

また、多少世帯軽減として、同表備考4ただし書き中、「ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる保育料により計算して得た額とする。」の次に「また、2階層、3階層、4階層のうち市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯については、保護者と生計が同一の子や孫等、又は保護者が監護し生計が同一の子どもであれば、年齢に関係なく最年長を第1子として計算するものとする。」を加え、「第2階層から第3階層」を「第2階層から第4階

層」に改めるものでございます。内容は、今まで最年長の子が小学1年になった子どもがカウントされませんでした。年齢に関係なく、第2子、第3子が入園している場合は、その子を第2子、第3子として保育料の計算がされるものでございます。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものです。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第101号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 先ほどと同じ内容になるんですが、先ほどのやつについては保育料の免除の規定があるわけですが、こっちの方にはないんですが、既に決めてあったのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。金田教育次長。

○教育次長（金田千秋君） すみません、ちょっとお待ちを。既に保育所条例については、平成27年4月1日、失礼しました、間違えました、平成27年4月1日から平成33年3月31日までというふうに規定されております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） ここで市町村民税の所得割が7万7,101円と記されてございますけれども、これに該当なって、もし影響額があるとすればどの程度なのか、分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。金田教育次長。

○教育次長（金田千秋君） 申し訳ございません。影響額についてはちょっと調べてございません。いずれ第4階層については、今までが9万7,000円というふうな額になってるんですが、それを更に細分化して7万7,101円として、それ以下のものは更に下げますよというような会計でございませぬ。

以上です。

○議長（芦崎達美君） よろしいですか。

○7番（皆川鉄也君） はい。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第102号、土地の処分についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤総務課長。

○総務課長(須藤徳雄君) 議案第102号、土地の処分について。

地方自治法第96条第1項第8号及び八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり沢目財産区有地を売却することについて、議会の議決を求めるものであります。

売却する土地の所在地、種別、数量であります。八峰町峰浜目名瀧字大沼13番20、原野、1万4,980.21㎡です。売却価格は2,565万6,252円。相手方は、八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地、八峰町副町長、伊藤進。

平成28年12月14日提出

沢目財産区管理者 八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。秋田県市町村未来づくり協働プログラム事業用地として売却するものでございます。

これについては町長の行政報告にありましたように、11月20日に目名瀧自治会の臨時総会で、そしてまた12月1日は財産区管理会において承認をいただいたものでございます。どうかよろしく願いをいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第102号について質疑を行います。質疑ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番(笠原吉範君) この金額とですね面積、ちょっと計算してみますと、坪単価にしますと5,662円。国道沿いにあるとはいえですね、原野としての価格は高額であるというふうに私は考えますが、その辺のこう、この金額に至るまでの経緯といいますか、そういうものをちょっとご説明願いたいと思います。

○議長(芦崎達美君) ただいまの2番議員の質問に対し答弁を求めます。佐々木農林振

興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この土地の取得に関しましては、単価とかそういういろいろな交渉、そういうものは農林振興の方で行ってございますので、私の方からお答えさせていただきます。

それで、まず単価とかの状況でございます。この単価につきましては、確かに地番、現況の方がですね原野というふうなことになるってございます。ところが、ここの場所は皆さんも見てご存じのとおり、長年、目名瀨自治会さんの方で整備をしまして、グラウンド、それから野球場とかいろいろ整備をしながらですね活用してきたと、そういうふうな経緯があるわけでございます。したがって、原野といいながらもですね、非常にこれまでの投資を考えるとそれ以上の価値があるんだよと、そういうふうなことで協議をしてきてございます。

それで、単価のことでございますけども、今、坪単価の話もございましたけれども、こちらとしては平米単価で説明させていただきますけども、実は平成15年ですね6月に、現在の峰浜培養で事業拡張する際にですね、やはり財産区さんの方から土地を取得してございます。その時に、今現在の後ろの方の原野の部分なんですけども、そこを平米当たり1,200円という単価で購入した実績がございまして。したがって今回は、その計算するにあたりまして、現在の土地取得のグラウンドの後ろ側の方の雑木が生えてる部分あるわけでございますけども、その本当の原野の部分については面積こう算出しておりますけども、1万4,980.21㎡のうち雑木の部分が2,180.21㎡というふうなことで分けしてございます。その残りが、1万2,800㎡が本当のグラウンドの部分だよというふうな考え方でございます。そして、そのグラウンドの部分については、それこそ今お話したとおり大枚の投資をして活用してきた経緯があるということで、単価の方がですね、国道端ということもございまして、これまでの実績からいきますと、ここの役場庁舎の用地取得が平米当たり1,700円で、直近の国道沿いの用地取得で八森子ども園の用地、平米当たり1,900円ということで、これまで取得してきてございます。それで、自治会さんの方といろいろ相談したわけでございますけども、財産区有地につきましては固定資産税ずっと免除ということでかかってございませぬ。それで、八森子ども園の用地については、田んぼということで、それは固定資産税もずっとかけてきてるっていうふうな経緯もございまして。それで要望としては、同じ国道沿いなので同じ値段にしてもらってはというふうな要望もあつたんですけれども、こちらの方としていろいろ積算しましてです

ね、1,800円、1,800円の値段、役場の1,700円と八森子ども園の1,900円の間でどうでしょうかというふうな自治会さんからの方の提案もありまして、それでいろいろ相談させていただいて決定したということでございます。したがって、グラウンドの方の1万2,800㎡については1,800円で計算、それでいくと2,304万円。それから、原野の雑木部分ですけれども2,180.21㎡の方が、これまでの実績で1,200円で計算すると261万6,252円ということで、ここにあります価格2,565万6,252円になるというふうな計算でございます。この計算の中には、今現在グラウンドの方にいろいろ桜の木とか、これまで地元の方が植樹されてきた立木もいっぱいあるわけでございますけれども、そういう木の立木補償というものも全て込みの価格というふうな考え方でございます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 今、単価のことでしたけども、土地のですね、これは102号については財産区から町が求めるという内容ですけども、町が取得した後、これから未来づくりの事業の中で県の助成金もらいながらやるわけですけども、最終的にこの土地は町が管理することになるのか、工場ができればそれはセクターの方がやるのかですね、その辺を教えてください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの8番議員の質問に対し答弁を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） ただいまのご質問にお答えいたします。

それこそ来年度、工場とかいろいろな培養施設とか建てるわけでございますけれども、完成した暁には町の方でやるということではなくて、指定管理でお願い、維持管理の方とかそういう研修とかそういうものはお願いしたいなど、今のところはそういうふうにご考えてございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第103号、土地の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤総務課長。

○総務課長(須藤徳雄君) 議案第103号、土地の取得について。

地方自治法第96条第1項第8号及び八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり土地を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

取得する土地の所在地、種別、数量であります。八峰町峰浜目名潟字大沼13番20、原野、1万4,980.21㎡でございます。取得価格は2,565万6,252円。相手方、八峰町峰浜目名潟字目長田118番地、沢目財産区管理者、八峰町長、加藤和夫。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由については、先ほど同じでございます。

内容についても、先ほどの議案第102号と同様でございます。

宜しく願いをいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第103号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番(山本優人君) 先ほど嶋津議員も聞いたのですが、取得後のですね培養の経営的な問題になるわけですが、町が施設整備をして培養の運営を、培養の会社の方に指定管理委託するということなわけですけれども、そうなった場合に、現在、昨年の決算書の記憶でいくと2,900万円ほど黒字出しているわけですが、順調にいくと想定するとですね利益が出てくるわけで、そういった場合に、そちらの培養の方からの配当というか利益の寄贈というものが町になされてくるのかどうか、その辺のことの想定を聞きたいと思えます。

○議長(芦崎達美君) ただいまの10番議員の質問に対し答弁を求めます。加藤町長。

○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

先ほど嶋津議員の質問ありましたけれども、土地は町で購入しますけれども、建物は指定

管理をしたいと思っています。それが今おっしゃったように培養と決めつけていますから、たぶんそこになるとは思いますけども、指定管理にしたいというふうに思っています。

あと、今の現状の培養の会社からいくと、今のところ、今年度も経常で利益を出す見込みになっています。これがすぐ町でどうのこうのというふうに決めてはいるわけではありませんけども、いろいろと町の方からも出資等含めながら支援をいただいているわけでありますので、状況に応じていろんな判断をしなきゃならないのではないかなと、今のところでそう考えています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 詳しい質問はまたの機会にしたいんですが、仮に儲けが出てきた場合ですね、今まで町が出資している8,000万円ぐらいでしたっけか、その部分については自社株として買い取ってですね、町に返還するというふうなことだっただけ必要ではないのかなというふうに思うわけですよ。もしそうでもなかったらですね、逆にまた儲けの分から町に還元するというふうなことでもなければですね、どこまでも町が培養のために管理をしていかざるを得なくなってしまうと。いつかはどっかの機会に、指定管理でなくてですね利用料をもらって施設運営をさせるというふうな方向に行かないとですね、おかしいものになるのではないのかなというふうに考えますが、どうでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 将来の検討課題とさせていただきます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。



日程第15、議案第104号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） 議案第104号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

平成28年2月10日に指名競争入札に付した、林道施設災害復旧事業 林道峰浜線1号箇所工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございます。林道施設災害復旧事業 林道峰浜線1号箇所工事。

契約金額です。変更前9,631万4,400円、変更後1億44万4,320円。

契約の相手方、秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141番地1、株式会社嶋田建設、代表取締役 太田治彦。

支出項目です。平成28年度八峰町一般会計、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目林道施設災害復旧費であります。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

これにつきましては、先の11月30日の臨時議会で117万4,000円の補正予算をご承認いただいたわけでございますけれども、その後、変更の設計の審査を県の方に依頼しておりました。それで12月8日付けで承認をいただいております。

契約金額は412万9,920円の増額というふうなことでございますけれども、主な工種につきましては、切土工のほか、残土処理、それからラス張工事、それから簡易法砕工、それから植生剤の吹き付けというふうな工種になってございます。それで工期については、当初と変更なく平成29年1月20日までというふうになってございますけれども、現場工事の方は今月いっぱい終わらせたいというふうな予定でございます。

以上、宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第104号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は、午後1時より再開いたします。宜しくお願いいたします。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 午前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第105号、損害賠償の和解についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） 議案第105号、損害賠償の和解についてをご説明いたします。

平成28年8月18日、八峰町峰浜目名潟字目長田118番地の八峰町役場敷地内において、本町建設課作業員が駐車場周辺の草刈り作業中、石を飛散させ、和解相手方の車両のリアガラスを破損させた事故について、下記のとおり損害の賠償に関し和解するにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤和夫

和解内容でございます。1つとして、本件事故の損害賠償金の総額は、修繕料及びその他一切の費用を含め7万1,020円とする。2として、上記損害賠償金は八峰町が相手方の指定した修理業者に支払う。3として、和解の相手方は、八峰町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

2、和解の相手方でございます。八峰町八森字椿27番地、門脇孝寛。

以上でございます。宜しくお願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第105号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） この後にも同じく和解のあれがあるわけでありますけども、やはり公の大きいところの場所ですね、交通量の多い場所とか、あるいはこういった駐車場のたぐいのところの工事等やる場合はですね、よく作業員の方々が何かコンパネのような物を持って飛散防止をしてるの、よく見受けるわけでありますけども、やはり町のそういった混雑を伴ってるところの仕事等についてはですね、やっぱり細心の注意を払って、たまたま今回、物損事故でいいわけでありますけども、これがもし人身事故ですね相手に大きな損害を与えるようなことになると大変なことになりかねませんので、この後も十分心してやっていただければいいじゃないかなという具合に思いますんで、担当課長からでも構いませんので答弁方をお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めますか。

○7番（皆川鉄也君） はい。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の質問に対し答弁を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） おっしゃるとおりでございます。今後、細心の注意を払うように指示してまいりたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第105号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第106号、損害賠償の和解についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） 議案第106号、損害賠償の和解についてをご説明いたします。

平成28年8月31日、八峰町峰浜水沢字下カッチキ台41番地36の八峰町営住宅松波団地C棟敷地内において、電力・電話引き込み柱が根本部分の一部腐食により倒伏し、和解相手方の車両の後部を破損させた事故について、下記のとおり損害の賠償に関し和解するにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤 和夫

和解の内容です。1、本件事故の損害賠償金の総額は、修繕料及びその他一切の費用を含め21万4,304円とする。2として、上記損害賠償金は八峰町が相手方の指定した修理業者に支払う。3として、和解の相手方は、八峰町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

2、和解の相手方、八峰町峰浜水沢字下カッチキ台41番地36 松波団地C棟、江守幸広でございます。

宜しく願いをいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第106号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番門脇直樹君。

○11番(門脇直樹君) この電力・電話引き込み柱ということは、共架柱だと思うんですが、共架柱ということを考えれば、補償義務が発生するのは町ではなく電力とか電話局じゃないんですか。

○議長(芦崎達美君) ただいまの11番議員の質問に対し答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) ただいまの門脇議員の質問にお答えします。

町営住宅の管理ということで私の方から説明させていただきます。

ここの建物については、直接建物に道路に立っている電柱から引き込んでいるものでなく、一時敷地内に引き込みして立っている支柱ですので、その管理については敷地の所有者が管理することになっておりますので、ここの部分についてはうちの方の管理区画でありますので、このような形で処理することにしております。宜しくお願いします。

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番(柴田正高君) C棟においてこういう事故が発生したということはですね、他の棟、敷地内においてもやっぱり電力・電話線の引き込み等があると思うんですよ。早急に他の電柱や電話線の引き込みの部分の腐食がないかどうか、確認する必要があると思

うんですが、行ったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の質問に対し答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） この後、全団地を巡回して、同じような状況でないか確認しております。一本だけそれに近いような状態のものがありませんでしたので、それはすぐに取り替えしております。あと、そのほかにですね、各入居者に対しては、通知でこのような状況、腐食等が発生しているものがありましたらご報告くださいということを知っていますので、そういうことがあれば、私どもも回って歩きますけども、入居者から連絡いただくような体制をとっております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） この2つの損害賠償のですね事故ですが、2つとも8月なんですよ。それで、今日12月なわけで、その間ですね、修繕費等々はもちろん個人の対応になったと思うんですが、どうしても今日まで議会に示せなかったのかな、その辺はどう考えてますか。

○議長（芦崎達美君） 9番議員の質問に対し答弁を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） この件に関しては、そのとおり8月の事件でございまして、示談書等については9月であったり、あとは11月になってからの決定となっております。本人ではなくて、もう修理が終わってますので修理業者の方に支払いが町からいく、支出というか支払いが遅れているということでございます。これについては議会の議決が必要ですので、このような形で業者の方からお待ちいただいております。他の自治体の方では、こういった事例について町長の専決処分として、ある程度の金額ですけども、例えば50万円以内であったり、そういうものについては町長の専決事項について早めに業者に払うというふうな段取りで行っている自治体もございしますが、八峰町の場合はそこまでいっておりませんので、このような形で業者に負担を求めているということでございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第106号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第107号、平成28年度八峰町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） それでは、私の方から議案107号についてご説明申し上げます。

平成28年度八峰町の一般会計補正予算（第4号）であります。

平成28年度八峰町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4,816万5,000円を追加し、総額を66億6,621万3,000円とするものであります。

それから、2条のところの繰越明許費の追加については、第2表で説明いたします。

それから第3条の債務負担行為の変更については、第3表でご説明いたします。

第4条が地方債の変更、これは第4表で説明したいと思えます。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤 和夫

そういうことで、一番最初に4ページをご覧ください。

4ページですが、第2表、繰越明許費の補正、追加であります。総務費の町有バスの購入ということで、今回、教育委員会が主に使っておりますDバスというバスが、老朽化といいますか、だんだん使えなくなってきたということで今回購入するものでございます。それにつきましては、この後、歳入と歳出にも出てまいりますけれども、ふるさと八峰応援基金をもって充てるということでございます。

それから第3表の債務負担行為の変更でありますけれども、これにつきましてはICT運用業務委託ということで、期間が当初、平成29年度から平成32年度まででありました。それから、限度額の方も1,000万円でしたけれども、事業完了に伴って955万1,000円、45万5,000円を減額、限度額を減額すると。それから期間については、当初、年度当初で債務負担行為やる予定でありましたけれども、契約の関係があつて年度途中になつ

たために平成33年までまたいでしまうということで、平成32年度までが平成33年度までになってます。

それから第4表の地方債の変更、これは過疎対策事業（ソフト事業分）でございます。これは限度額の変更で、300万円の追加でございます。これにつきましても、この後、予算に出てまいりますけれども、住宅リフォームの事業が順調に進んでるということで、今の執行額から見て、もう300万円ぐらい足りないということで、その分を、限度額を変更するというものでございます。この後、歳出とか歳入にその分出てまいります。

それでは、歳入、8ページをご覧ください。

4款1項2目衛生費国庫補助金9万5,000円の追加であります。衛生費負担金ということで、母子保護衛生費国庫負担金9万5,000円でございます。これにつきましては、3月に双子の出産予定の人がいるということで、未熟児療育医療ということで今回補正するものであります。その関連で県の方も4分の1分、その後の15款の方にも4万7,000円出てまいります。

それから、14款2項2目民生費国庫補助金131万7,000円の追加であります。社会福祉費補助金、介護保険事業費補助金、それから、その下の児童福祉費補助金、子どものための教育・保育事業費補助金ということで、いずれもこれは今回法改正に伴うシステム改修に伴う補助であります。2分の1分で、介護の方が85万6,000円、子どものための教育・保育事業費の補助金の方が46万1,000円であります。

それから、その次の15款1項2目の4万7,000円については、先ほどの国庫負担金の分に関わるものでございます。

それから15款2項1目総務費県補助金、総務費補助金で400万円でありますけれども、空き家利活用推進事業費ということで、これ当初県費で2棟、国庫で4棟計画してありましたけれども、今回それを組み替えして、国庫の分を1戸、県に組み替えするというものでございます。

それから4節の生活バス路線等維持費補助金ですが、144万8,000円ですけれども、生活バス路線等の維持費補助金、これ岩館線です。それからマインタウンバス費補助金、大久保岱線、いずれも事業確定したということで、それに伴って今回補正するものでございます。

なお、歳入につきましては、後ほど企画費の15ページに出てまいります。

それから教育費県補助金92万8,000円の補正であります。1節の教育費補助金、放課後

子ども教室一体化推進にかかる設備整備事業補助金92万8,000円ということで、これは後ほど社会教育総務費の方に出てまいりますけれども、これは10分の10の100%補助ですけれども、これは放課後子ども教室等の運動用具の購入ということで、卓球台2台、それからユニカール2セット分でございます。

それから8款2項4目ふるさと応援基金繰入金952万9,000円ですが、これは先ほど言った繰越明許のところに出てまいりましたけれども、応援基金から952万9,000円を繰り入れるというものであります。これも歳出の方に、16ページに出てまいります。

それから19款1項1目の繰越金、補正財源として前年度繰越金を2,751万6,000円充てるというものであります。これによりまして、留保額が3億6,162万5,000円となります。

それから20款5項3目の雑入28万5,000円ですけれども、これは先ほど議案の第105号、106号の損害賠償の和解の分に関する保険金が入ってくる分でございます。

それから21款1項1目総務債300万円、生活基盤整備事業ということで、先ほどこれも地方債の変更で出てまいりましたけれども、リフォームに関する分でございます。

それで、この後ですけれども、先ほど、今回の人件費に関する議案第93号から96号までの関連の人件費の分の説明については、省略をさせていただきます。そういうことで議会費はその関係ですので、省略いたします。

2款1項1目一般管理費685万6,000円の補正であります。ずっといきまして11節の需用費98万9,000円の補正ですが、これは庁舎のエアコンを修繕する分でございます。基盤等の取り替えでございます。

それから13節の委託料、宿日直委託料ですが、今回10月の6日から秋田県の最低賃金が改正に伴うもので、その分の差額分でございます。

それから22節補償補填及び賠償金、これも先ほどの雑入のところで出てきた分を出してやる分でございます。

それから2款1項2目文書広報費23万7,000円、需用費の印刷製本費ですが、これは広報誌のページ単価及びページ数の増によるものでございます。

それで、その次の財政管理費8万5,000円、職員手当、これ時間外の今後の見込みを見た補正分でございます。

それから4目の会計管理費14万5,000円の補正ですけれども、これにつきましても、今年から税務課長、それから会計課長が兼務になったということで、それからまた途中で産休で職員の異動等もあって、その分で今後の見込みを見込んで14万5,000円ぐらい不足



するというので、補正するものであります。

それから、財産管理費は省略しまして、6目の企画費1,454万9,000円の補正ですけれども、職員手当40万円、時間外で補正してありますけれども、これはこの後、来月、今までやってる事業の会検が入ってくるということで、主なものはその分でございます。それに対応する分でございます。

それから13節の委託料、定住空き家工事監理設計委託料、それから15節の工事請負費、定住促進用空き家改修工事、これは先ほど県補助金で入ってきた分の対応額の分でございます。

それから19節負担金補助及び交付金ですけれども、914万9,000円ですが、これも先ほど歳入のところで生活バス路線等の維持費補助金、それからマイタウンバス維持費補助金が確定したことに伴う、補助金を含めた持ち出し分でございます。

それから7目の電子計算費308万8,000円の補正ですけれども、これも時間外手当30万円ありますけれども、これもセキュリティーの強靱化対策のために時間外が増えるということでございます。

それから19節の負担金補助及び交付金ですけれども、これは先ほど歳入の方でも出てまいりましたけれども、介護システム改修、それから子どものための教育・保育システムの改修で入ってきた分の、こっちから出す負担金分でございます。一番下の地方公共団体情報システム機構負担金12万4,000円、これはマイナンバー関連の対応でございます。負担金でございます。

それから2款1項10目交通安全対策費143万5,000円の補正ですけれども、3節の職員手当の中の時間外ですけれども、これは交通安全活動を強化するというので補正するものでございます。

それから11節の需用費、それから12節の役務費、16節の原材料費につきましては、これはカーブミラーの補修及びそれに伴う原材料費等でございます。需用費の方は、これはカッチキ台と強坂の分ですね。もう1か所、畑谷もあるんですけども、これについては現計予算でやると。それから役務費については、茂浦の分でございます。それから原材料、カーブミラー一式、これにつきましても役務費との抱き合わせであります。

それから、町有バス管理費952万9,000円ですが、これにつきましては先ほど4ページの繰越明許費のところでも出てまいりましたけれども、基金繰入をしながらそれを、バスを購入するというので、それに伴う手数料でございます。

それから税務総務費の方は省略いたしまして、戸籍の方も省略しまして、それから、その次のページ18ページ、3款1項1目社会福祉総務費83万3,000円の補正でございますけれども、その中に3節の職員手当の時間外ありますけれども、これにつきましては臨時福祉給付金の給付金事業、それから来年のねんりんピックに備えた準備等で、普段の年よりも掛かり増しするというところでございます。

それから5目の国民健康保険費296万8,000円ですが、そのうちの3節の職員手当、時間勤務手当等、これは今年度の今後の実績見込みを、昨年の実績見込みに合わせて補正するというものでございます。

それから13節の委託料、医療費分析業務委託料ということで、これにつきましては来年度の計画に反映させるためのレセプトのデータ化とかに伴う委託料でございます。

それから、その次のページ、3款1項6目介護保険費14万6,000円の補正ですが、その中の主なものは、委託料ということで生活管理指導員派遣事業委託料、それから生活関連指導員短期宿泊事業委託料ということで、これは国の地域支援事業実施要綱の改正によって、本来特会にあったものを予算の配置替えでこっちへ持ってきたというものでございます。

それから、その次の3款2項1目の児童福祉総務費は省略します。それから子ども園費につきましては、この後、教育長の方から、教育委員会の方の関係ですのでご説明申し上げます。

それから、その次の22ページ、4款1項1目保健衛生費68万3,000円の補正ですけれども、これも3節の職員手当、時間外勤務手当、前年度実績に合わせて20万6,000円補正するというものでございます。

それから5目の埴川健康センター管理費17万3,000円の補正ですけれども、現在、冬期間の施設利用に対応するために、ストーブ、ブルーヒーターを2台購入するというものでございます。

農業委員会費につきましては省略いたします。それから、農業総務費も人件費関係ですので省略いたします。

それから、6款1項7目の水田農業構造改革対策費112万8,000円の補正であります。

13節の委託料、水田管理システム導入委託料ですが、これは現在、エクセルで管理してるわけですがけれども、事務量が膨大で複雑化してるということで、データを一元化することによってヒューマンエラー等を防止したいということで、それを導入したいとい

うこととございます。

それから、それに伴う14節の使用料及び賃借料22万7,000円、システム利用料ですけれども、これにつきましても今回22万7,000円補正するというので、これにつきましても、来年度以降につきましても経営所得安定対策推進事業費の国庫補助100%で対応しますので、今年度のみということになります。

地籍の調査費は省略いたします。農林水産業費も、林業総務費は省略いたします。水産業総務費も省略いたします。それから、その次の28ページ、7款1項1目、ごめんなさい、商工費の方は、商工総務費の方は省略いたします。

3目の観光費ですが、23万6,000円の補正ですが、これは国道7号線の東能代のところにポンポコ山等の看板あるんですけども、これが腐食してきて危ないということで、撤去するものでございます。役務費23万6,000円でございます。

それから8款1項土木総務費は省略いたします。それから8款2項道路維持費、それから道路新設改良費も、人件費のみですので省略いたします。

橋梁維持費、3目ですが、これにつきましては予算の組み替えといいますか、当初、狭田川の橋梁を補修する予定でありましたけれども、その後の調査で優先度等を考えて向田面橋の橋梁補修設計業務の方が優先したいということで、これ社会資本整備総合交付金事業ですけれども、事業の組み替えを行うというものでございます。

それから8款3項2目河川維持費72万8,000円の減額であります。役務費につきましては、これは白瀑川護岸補修、上ノ川の浚渫等で、作業員手数料71万7,000円、それから使用料及び賃借料、自動車等の借り上げですけれども、これ139万3,000円、それから16節の原材料、護岸用補修用生コン16万2,000円でありまして、今言いました12節、14節、16節で対応するために、当初、上ノ川の護岸補修工事、工事費で見ましたけれども、その分を減額するというのでございます。

それから、その次の8款5項1目住宅管理費304万8,000円の補正ですが、これにつきましては、先ほど地方債のところでも、歳入のところで出てまいりましたけれども、住宅リフォームの緊急支援事業補助金ということで300万円でございます。

それから消防費は省略いたします。

あと教育費につきましては、後ほど教育長から説明いたします。

それで私の方では、あと40ページ、3款2項1目国県支出金返納金52万2,000円ということで、これにつきましてはこの説明のところに書いてあります、平成27年度事業が確定

したということで、それぞれの事業の返納金を返納するということで、総額で52万2,000円でございます。

どうか慎重なる審議の上、ご決定賜りますよう宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） 次に、千葉教育長より説明を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご苦労様です。私の方から、教育費、子ども園費も含めてご説明申し上げます。

まず20ページでございます。民生費2項児童福祉費2目の子ども園費でございます。29万2,000円の減額でございます。賃金として総額で29万2,000円の減額であります、236万2,000円の保育士の賃金として計上させていただいたものにつきましては、ゼロ歳児の園児の増に伴う保育士の賃金として計上させていただいたものでございます。

次ページになります。調理員の31万3,000円につきましては、当初予算には子ども園の調理をする方の免許のない方を補助員として採用してございましたけれども、年度の途中で退職して、その後、有資格者を雇用いたしましたので、その賃金の差額を計上させていただいたもので、31万3,000円であります。また、日々雇用者につきましては、保育士の休暇等の代替雇用が必要ということで、当初計上したものでございましたけれども、各園のフリーの保育士を雇用した方がいいじゃないかということで採用した結果ですね、この代替の分についていらなくなったってということで減額をするもので、総額差し引きで29万2,000円の減額でございます。

次に、32ページになります。一番下であります。人件費等については、先ほど副町長が申しあげましたように省略させていただきます。教育総務費1目の教育委員会費であります。19万7,000円の普通旅費として計上いたしました。国のICT教育の推進のために設立された、全国のICT教育首長会議等々の会議がこれからも予想される、また日常業務の推進のために必要だということで、旅費として19万7,000円を計上したものでございます。

次の2目の事務局費でございます。総額で342万円の減額であります、そのうち給料として195万8,000円の減額でございます。残念ながら9月末で1名職員が退職しましたので、その分として減額したものでございます。

次のページの3目教育助成費であります。需用費として修繕料を計上させていただきました。平成25年からは全学校全学年に電子黒板を導入しましたけれども、やっぱり利用頻度の多さによって劣化に伴う部品の交換ということで、見越しても含めて38万6,000円を

計上したものでございます。

次の小学校費であります。峰浜小学校費の65万円であります。賃金として計上したものでありまして、特別支援教育支援員として計上したものでございます。急きょ必要に迫られまして、その子どもにつけるために雇用した特別支援教育支援員の賃金の不足分として計上したものであります。また、八森小学校費の20万円につきましても、備品購入費として計上いたしました。うっかりしてあった分もありますが、八森小学校の運動会の優勝旗がですね、いまだ観海小学校のままということが判明いたしまして、これを今の八森小学校に新しいものに作り替えるということで計上いたしました。

次に、中学校費であります。八峰中学校費として388万7,000円を計上させていただきました。そのうちの20万円ではありますが、修繕料として、これから冬を迎える小破の修理もあるということで、見越して20万円の計上であります。また、役務費として差し引いた分368万7,000円であります。トータルであります。役務費、手数料、それから使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費であります。総額で368万7,000円ですが、学校側、主にまた野球部の保護者、また外で活動するクラブ活動の保護者から要望出されておりました練習用のビニールハウスを設置するために、関連予算を計上させていただいたものでございます。合わせて368万7,000円でございます。

次に、社会教育費として1目の社会教育総務費113万3,000円であります。そのうちの92万9,000円ではありますが、備品購入費として計上したもので、これは県の補助金そのまま、県を通じて国の施策を活用して放課後子ども教室の必要な備品を購入するというところで、丸々100%補助金ということで計上したものでございます。

次に、峰浜文化交流施設管理費として59万2,000円を計上いたしました。そのうちの18万2,000円につきましても、ロビーのチェアを交換しまして、確定に伴う減額18万2,000円あります。72万3,000円につきましても、消防の設備点検、保守点検で指摘されたものでありまして、誘導灯の電池の交換、また、自家発電のオイルの交換、それから非常灯の照明の電池の交換等々で、合わせて72万3,000円あります。また委託料として5万1,000円を計上したものは、移動図書館車の愛称を募集しておりました。その愛称が決まりまして、側面にロゴをラッピングするための費用として計上したものでございます。

次に、八森文化交流施設管理費として80万8,000円を計上いたしました。修繕料として72万7,000円あります。築20年たちます。その時から使っております自動ドア、正面玄関と文化ホールの入り口の自動ドアが壊れてしまいまして、それを直すということと、

エレベーターの部品の交換と、ホールのトイレの手洗いの手動がつかなくなりまして、これを修繕するというので75万7,000円を計上であります。次に、委託料として5万1,000円の計上であります。これは移動図書館車の貸し出し……すいません、委託料、文化交流施設管理費の部分の5万1,000円の管理委託料と、八森文化文流施設管理費の5万1,000円の管理委託料につきましては、私、間違いました。最賃制の賃金の改定によりましての増額ということで計上させていただいたものであります。

続いて、次のページの10款の保健体育費であります。学校給食共同調理場運営費として97万2,000円を計上いたしました。人件費のそのうちの87万5,000円、消耗品費でありますけれども、現在は毎週木曜日にパンと麺を同時に出して子どもたちに提供しておりますけれども、やっぱりパンはパン、麺は麺と分けて提供した方がいいという栄養教諭の話、麺は麺でまた様々なメニューも作れるということで、それを新年度から行うということで麺類のどんぶりを購入する、600個購入する経費として87万5,000円を計上したものでございます。次に、役務費とて63万7,000円であります。八森土床体育館の屋根というか、屋根裏といいますか、と、壁の開口部、壁と屋根の開口部分が少し開いておりまして、野球の練習で高く投げるとボールが中へ入って行って取れない状況にあるということで、随分こうボールが取れない状況にあるということで要望がありまして、そこをふさぐということの工事をすることによって63万7,000円を計上いたしました。また、備品購入費としては、利用頻度の多いユニカールのマットがもう使えない状況でありますので、これを今回購入するというので67万5,000円であります。

以上であります。宜しくご審議くださいますように、またご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(芦崎達美君) これより議案第107号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番皆川鉄也君。

○7番(皆川鉄也君) 教育委員会の中学校の野球のパイプハウスの件と、それから今説明ありましたユニカールの件でちょっとお伺いをしたいと思います。

まずパイプハウスということでございますので、大体想像はつくわけでありましてけれども、パイプの太さ、どのくらいのパイプ予定されてるでしょうかね。というのは、大変雪も多いわけでございますので、細いパイプをもし使用した場合には、折れてしまうといえいいですか、雪の重さでつぶれたりなんかする可能性もございますので、どういっ

た資材でこれを対応しようとしてるのかですね、パイプの太さと、ビニールですね、ビニールを張るのかどうか分かりませんが、どういった被覆を予定しておるのかですね、そこを教えてくださいたいと思います。それからもう一つ、防球のネットでございますけれども、ハウス全体でこれ防球ネットを張り巡らすということになるのでしょうか。そこら付近も教えてくださいたいと思います。

それからユニカールのセットでございますが、大変利用頻度が高いのは承知をいたしておりますけれども、5枚で5セットでこのような値段で対応できるのかですね、またこれすぐ駄目になってしまうんじゃないかというような心配もあるわけでありまして、大変恐縮ですけれども私どもも自治会の育成支援資金でユニカールを導入させていただきましたが、2セットでもこれ以上の経費が、まあいろいろストーンとかもあるわけでございますけれども、これ以上の経費かかっているわけで、これですとまたすぐめくれたり、線が見えなくなったりというようなことになりかねないんじゃないかと思うんですが、そこら付近いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の質問に対し答弁を求めます。日沼学校教育課長。

○学校教育課長（日沼正明君） 中学校のパイプハウスについてお答えいたします。

パイプハウスの骨組みですけれども、ちょっと見積もりの中にですね太さは書いてございませんでしたので、ちょっと分からないんですが、いずれにしろ、これ向能代小学校の野球部が使っているものと同資材というので使いますので、冬の積雪に対して壊れるという形のものではないと思います。また屋根に関しましては、屋根は白色のポリ、いわゆるビニール、横は透明のポリエチレンとなります。それから防球ネットでございますけれども、防球ネットは屋根の部分ですね、いわゆる照根器具が屋根の真ん中についていきますので、屋根の部分だけ、側面は防球ネットは施工しません。屋根の部分だけ施工するという形でございます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） もう一点、ユニカールの5セット。工藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（工藤金悦君） ユニカールのマットの件の説明についてお答えさせていただきます。

ユニカールセットですと大体35万円弱ということで、ご承知しております。今回マットということで見積もりをとりましたら、まず大体13万円ちょっとでまず購入できると

いうことなので、掛ける5枚分で計上させてもらっております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今、向能代小学校というお話でございましたが、向能代小学校、どういったのを使ってるのか見たこともないし、分からないわけですが、やはり小学校とですね中学校となりますと、どうなんですかね、やはりかなり思うに細いパイプではですね、普通のここいらでやってる農作業のために使うようなパイプでは、とても持ちこたえることができないような気もするんですが、そこら付近は、もしやるんであったら十分吟味してやっていただかないと何もならないことになるかと思っております、あわせてですね、ビニールでパイプをこうやるわけですので、電気も必要でしょうしあれですが、窓はないんですか、そうしますと。換気の面は大丈夫なんですか。例えば夏ですね、暑くても、もし外でやれない場合には、この練習場おそらく使うと思うんですよ。そういった際にビニールハウスの中で子どもさん方が野球やるなんてことは到底考えられないわけで、やはり換気ですね窓等もあっても構わないと思うんで、そういった窓を施すとすれば、防風ネット、やっぱりガラスを守るための防球ネットもですね、やはり必要じゃないかという具合に思って、さっき今聞いたとこなんですよ。ですんでですね、中学生にもなりますとかなり馬力が違いますんでですね、そこら付近は十分吟味した上でやっていった方がいいんじゃないかなという具合に思いますんで、そこら付近の考えをもう一度聞かせていただきたいと思っておりますし、それからユニカールもですね、セットでいくともうちょっとかかるの、これ十分承知してはいますが、ただマットでもですね、今現在使ってるのを見ますと、何かうちのはもう、こういったきちんとしたやつで重いやつなんですけども、体験センターの方のよくユニカールの大会で私も経験してはいますが、薄いぺらぺらでですね、あれですといくらガムテープ張ってもですね、またすぐ剥がれてきて、あれではまた同じような結果になるんじゃないかなというように思っています、少し予算出し惜しみしてるんじゃないかなというように気がしたものですから今お尋ねしたわけですので、今まで使って分かってると思うんで、同じようなことをですね、また繰り返すようなことはしない方が後々のためにいいんじゃないかと思っております、あわせてご答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご指摘ありがとうございます。この小学校で使ってるのを参



考にしましたけれども、能代旧商業、今の松陽高校の監督にも相談して、あそこの学校で使ってるのを参考にした方がいいよということのアドバイスもいただいて、これをしたことでもありますし、また換気等についても、これから検討してまいりたいと思います。またユニカール等についても、業者に話ししたらこれだということではありますが、もし可能であればもう少し検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 最後にしたいと思います。新しくつくるそういったハウスの練習場なわけですから、下地の方はどういう具合になさるのかですね。ただ今のあるところに、ただパイプ立ててビニール張って、ほれ練習せというようなことではないかと思うんで、そこら付近の下の整備等はどのように考えておるのでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。日沼学校教育課長。

○学校教育課長（日沼正明君） この今の予算の中にですね、使用料、それから手数料も、パイプハウスの組み立てと、それから整地の作業員の借り上げ、2つとも入ってございます。今のところ草が生えておりますので、草は取り除きましてですね、ある程度、10cmぐらい掘り下げまして土を入れるという形にしたいと思います。厚さ15cmの土を入れると、そういう形にして整地したいと思っております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 21ページですね、生活管理指導員の内容についてお知らせください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 山本議員のご質問にお答えします。

生活管理指導員ということで、介護を受ける場合ですね、いろいろなこう施設等に入所したりする場合もあるわけではありますが、その施設の中で、病院とかですね、生活をどのようにしたらよいのかということをご指導していただく方を派遣する事業であります。平成27年度においては実績はございません。ただ、平成26年度におきましては実績は1件ということで、下の生活管理指導員の短期宿泊の事業ということについても同じようなことで、あまり実績はないわけではありますが、この介護等々のサービスを受け

るにあたっての生活の心構えとか、そういうものを指導していただくと、そういう人を派遣するという事業であります。

以上であります。

- 議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。
- 10番（山本優人君） それは講習を受けるということの理解でいいんですかね。
- 議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。大高福祉保健課長。
- 福祉保健課長（大高伸一君） 質問にお答えいたします。

これは講習を受けるというのではなくて、サービスを受ける、提供する側の委託ということになりますが、ご理解いただけますでしょうか。そういう指導をお願いしているわけです。例えば社協とかケアマネとかそういう方がいらっしゃるわけなんですけど、そういう方に事業を委託して、サービスを受ける方に説明してもらおうということでございます。ですので、こういう資格を取るための講習というふうなものではございません。

以上であります。

- 議長（芦崎達美君） 10番山本優人君。
- 10番（山本優人君） 分かりました。もう一点、皆川議員もちょっと聞いたんですが、学校教育総務費の方にあるユニカール、これ何だっけ、放課後クラブで使う部分のユニカールだわけですけど、これ峰浜小学校の児童がユニカールっていうことは、ちょっとなじまないのではないかなと。そんだけ小学校側、子どもらがユニカールで楽しむということは想定できないわけですが、これそういうふうな希望があってこういうユニカールということになったのかですね、とても子どもらしい用具だとは思えないのですが、その辺回答をお願いします。

- 議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。千葉教育長。
- 教育長（千葉良一君） 体験センターでもチャレンジ教室ということで、1年生から3年生まで、このユニカールが一番人気がありましてですね、峰浜小学校の子どもたちも使っております。今まで峰浜小学校の方でなかったものですから、あれが欲しいと、学校と子どもたちの、また指導員の要望でこれを買うことにしたわけでありまして。

以上です。

- 議長（芦崎達美君） 10番山本優人君。
- 10番（山本優人君） そんだけ人気があるということになるとですね、ユニカールが子どもの時代からやっているとというふうなことになるんだとしたらですね、全町のユニカー

ル大会、子どもも含めた大会とかそういうふうなものでユニカールというものの運動行為とか、そういうふうなものを大きくしていくというような構想まで持っていかないと、何かその時代時代でせっかく取り組んだいろんなスポーツっていうものが、その時代に合わせてなくなってしまうような感じがするわけですよ。そういう考えではですね、何か八峰町が何ていうか継続的にこれを進めていくんだ、こういうふうな事業をずっとやってきてるんだという自慢にもならないのではないかなというふうに考えます。その辺についていかが考えていますでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご質問にお答えします。

山本議員も、この実施要綱を見られたかと思えます。忘れておると思いますが、小学校も対象にしております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 町バスの購入についてお尋ねいたします。この更新については、何年使用とか、また何十万キロ走行とかと、一つの目安みたいなのがあるのかどうかということと、それから電子黒板の修繕料についてなんです、ここに点検、修理ってありますので、点検してランプの不具合が見つかったということなのか、ランプ切れがたまたま1個見つかって、それでほかのものも点検した結果、ほかにもランプの交換っていうのが見つかったっていうことなのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の質問に対し答弁を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） まず最初の町バスについてでございますが、これは基準というのか、そういうものは今のところ設けておりません。それぞれ点検しながらでございます。今回の場合は12年車でございますので、まだ十数年ということでございますが、やはり沿岸部を走る場合等々で、塩害によるというか腐食が激しかったということもございます。今後、基準というのは当然必要でしょうから検討してみたいと思えます。

○議長（芦崎達美君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご質問にお答えします。

40台近く、大型電子黒板入ってるわけでありましてけれども、学校等々使ってる先生から、写りが薄くなってきたという話も出ました。1台、2台であれば、あまり頻度のないところと入れ替えたりして使っておりましたけれども、やはりどこも点検してみまし

たら弱いところがあるということで、その取り替えの必要なところを今回取り替えるということにしたわけであります。全て点検していただいた結果であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 町バスの更新についてもですね、やっぱりある程度こう基準を設けるべきだと思うんです。分団の消防のポンプの積載車は、およそ20年でごとに更新するという定めがありますね。町の公有車等についても、その他のですね公有車等についても、やっぱりそういう、ある程度基準に基づいて更新を行うべきじゃないかと思うんですが、いま一度その点についてご説明をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

公有車も含めてでございます。特にバスについては、多くの町民の方々、子どもも乗せて歩くということでございますので、やっぱり基準は必要だろうと考えております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 15ページの委託料についてお伺いをいたします。

定住促進のための空き家改修工事の設計監理委託料の予算根拠を教えてください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木正志君） 須藤議員の質問にお答えします。

空き家改修工事の委託料の件でありますけれども、これは積算に基づく積み上げであります。50万円としておりますけれども、今年実施したほかの委託契約については、ほぼ90何%の率で落ちております。

○議長（芦崎達美君） ほかに。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 450万円の工事に対して50万円の設計監理委託料になってるわけですね。過去の私の記憶だと、6%から8%の間の設計監理委託料であったものが、最近10%を超えるというような非常に跳ね上がってるわけです。その根拠を知りたいわけです。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木正志君） これについては、県の基準にならった積算で積み上げております。6%、7%という基準についてでありますけれども、これには昔、工事の種類によってそういう率の掛け方もありましたけれども、今は県の基準に従って積算しております。

○議長（芦崎達美君） ほかに。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 10%以上が、もう県の方向からすれば当たり前になってるということではありますが、実際それでいいんでしょうかね。そんなに、例えば民間の工事で1,000万円の工事やってね、100万円以上の設計委託料を払ってるか。私はそうでないと思うんですね。だから、どうして行政の工事のそういうものが高いのか、設計監理委託料が高いのかというのを、私は言いたいわけです。だからもう少し、普通の住宅の建築する場合の状況を見ながらね、そういう情報を得ながら、こういうやっぱり監理委託料の予算というものを町としてやっぱり決めていく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけですよ。あまりにも一般とかけ離れているというふうに私は思います。いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木正志君） この事業は補助事業でありまして、検査の対象になる事業であります。県の補助事業でありますので、県の基準に準じて積算しているということとであります。

○議長（芦崎達美君） 4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 県の補助事業だから、県にならって何ぼでも高くしていいということではないでしょう。だから、国も県も予算が足りなくなってくる。八峰町は別ですよ。補助金があるからそれに合わせるというんでなくて、実際皆さんがね、いろいろ考えて社会情勢に合わせて、そして予算立てるということも、私は絶対あってもいいと思うんですね。県の補助金があるから何ぼでも検査を経て使うべと、私はそうではならぬと思います。気をつけてください。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めますか。

○4番（須藤正人君） いいです。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第107号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第108号、平成28年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長(大高伸一君) 議案第108号であります。平成28年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)であります。

平成28年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,952万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,527万5,000円とするものであります。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤和夫

事項別明細で説明したいと思います。

6ページ・7ページをお開きください。

はじめに、歳入であります。8款1項1目繰越金であります。前年度繰越金1,952万7,000円であります。

次のページをお開きください。

歳出であります。主に4月からの実績によります各事業費の追加等の補正ということでございます。

2款であります。保険給付費です。1項の介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費の負担金であります。930万円。3目の地域密着型介護サービス給付費、負担金であります。1,550万円。5目施設介護サービス給付費1,300万円の減額ということです。8目居宅介護住宅改修費100万円の追加です。9目居宅介護サービス計画給付費120万円の追加ということでございます。

次に、2款2項介護予防サービス等諸費ということで、1目介護予防サービス給付費、負担金補助及び交付金であります。245万円の減額。7目介護予防サービス計画給付費

20万円ということでございます。

次のページをお開きください。

2款4項高額介護サービス等費ということで、1目であります。高額介護サービス等費320万円の負担金の追加であります。

次に、2款の5項特定入所者介護サービス等費であります。1目の特定入所者介護サービス費480万円の追加ということでございます。

次に、5款地域支援事業費1項介護予防事業費であります。2目の介護予防一時予防事業費ということで、委託料であります。22万3,000円の減額ということで、生活管理指導員派遣事業費委託、それから同短期宿泊事業の委託料の減と、それぞれなどとなっております。

以上であります。宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第108号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 一つだけお伺いいたします。

金額の大きい部分で、増額になったですね地域密着型介護サービスの給付費の追加、あるいは施設介護費の給付費の減額あるわけですが、主な原因は何だと思えますか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の質問に対し答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 皆川議員のご質問にお答えいたします。

まず、施設介護サービス給付費ということで1,300万円の減額となっておりますが、当初、松波苑の居宅で増床となって施設利用が増えるのではないかというふうな見込みも立てておりました。その中でいろいろ当初予算を計上してまいりましたが、意外と施設利用が伸びていないということによるものであります。あと、地域密着型サービスと居宅の介護サービスと合わせて、居宅で利用する人が増えてきたということです。今まで介護の認定、要支援、それから要介護の認定を受けていてもサービスを利用されない方が、居宅でサービスを利用する方が増えてきたということによるものの補正であります。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第108号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第109号、平成28年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） 議案第109号、平成28年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

平成28年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,565万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,814万6,000円とするものでございます。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤和夫

事項別明細書によりご説明をいたします。

6ページ・7ページをお願いをいたします。

2、歳入、1款財産収入2項財産売払収入2目不動産売払収入でございます。土地の売払収入として2,565万5,000円であります。先ほど議決していただいた目名瀉グラウンドの売払分でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款財産区管理会計費1項総務管理費2目財産管理費19負担金補助及び交付金でございます。ルール分の95%でございます。目名瀉自治会の方に2,437万4,000円を交付するものでございます。そして予備費として128万1,000円の追加でございます。



以上、宜しくお願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第109号について質疑を行います。質疑ありませんか。

4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 財産区にこのお金が入る。そのお金をですね、例えば山林を売払ったお金、土地を売ったお金というのは、個人の、個人的な収入を個人的なものには使えないということになっていると思います。例えば個人で分けるとかね、個人の分としては絶対使えないことになってる。地域の公共的なものにその売払ったもの、お金を使うということになっていると、私は合併する前に勉強会を開きまして、財産区の方に対して勉強会開いて、そういうふうに向いました。果たして本当に個人的なものに使ってるとはならないのかなというような危惧を持っていたんです。八森地区には財産区はありません。峰浜地区だけです。これを本当に個人の利益としては使っていないという断言できますかね、誰か。

○議長（芦崎達美君） ただいまの4番議員の質問に対し当局の答弁を求めます。須藤総務課長。

○総務課長（須藤徳雄君） 須藤議員のご質問にお答えをいたします。

町としてはこのルールどおりということで、財産区売払の場合はそれぞれルールに従って、今回は95%、目名瀧自治会の方に交付するというところでございます。その後、目名瀧自治会の方でどのような会計処理をしてるかというものについては、会計の方に入れて、それを活用して使っているという話はしていますけども、個人かどうなのかというのは把握しておりません。今回こういうご提言ありましたので、一度その件については自治会の方にお話を伺いたいとは思っております。

○議長（芦崎達美君） よろしいですか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） もう一度ね、この自治会のお金を処分するにあたって、もう一回調べてみてください。私、ここでは言いませんけども、個人のための使い方をしていたことがあるのではないかなと、疑いは持ってます。ですから私は、財産区として町もやっぱりこの使い方をね全て任せるのではなくて、やはりそれを管理していく必要があるのではないかなというふうに思うわけです。そういう危惧もあるのではないかなというふうに思います。その辺のところを町長、どうでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

財産区の管理者でありますから、財産区の財産を管理する立場ですので、それはもう全て処分する時は必ず財産区管理会があって、その場に提案をしながらいろいろな議論を経ながら決定をするという仕組みになっていますので、そこまでは私の責任でありますけれども、それから先はルールに基づいて交付されますので、それをこうしなさい、ああしなさいというまでは、私の方で今までの中ではいろいろな制限はしてこなかったわけですけれども、ただやっぱり考えてみれば、こういうふうな公共的な財産でありますので、できるだけやっぱり地域にもみんなのために役立つような方向で使われているのが理想的な姿ではないかなと思っていますので、今度財産区の管理会あった時、ここに委員もおりますけれども、いろいろそこら辺も含めてちょっとお話し合いをしてみたいなと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第109号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第116号、平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第110号、平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,029万8,000円とする

ものであります。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤 和夫

事項明細書により説明いたします。

6ページ・7ページをお願いします。

歳入でございます。5款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金14万2,000円の減額であります。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。1款管理費1項総務管理費1目一般管理費、いずれも給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。宜しく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第110号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第110号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第111号、平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第111号、平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成28年度八峰町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳出予算それぞれ3億2,018万7,000円とするものであります。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤 和夫

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金1万2,000円の追加であります。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。1款事業費1項総務費1目一般管理費、こちらも給与改定に伴う人件費の補正のみであります。

宜しくをお願いいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第111号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第111号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第112号、平成28年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第112号、平成28年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

平成28年度八峰町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

8万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,426万3,000円とするものがあります。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤 和夫

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金8万円の追加があります。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。1款事業費1項総務費1目一般管理費、こちらも全て給与改定に伴う人件費の補正でございます。

以上、宜しくをお願いいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第112号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第112号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第113号、平成28年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長(大高伸一君) 議案第113号、平成28年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第3号)をご説明いたします。

平成28年度八峰町の営診療所特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,104万9,000円とするものであります。

平成28年12月14日提出

八峰町長 加藤 和夫

6ページ・7ページをお開きください。

歳入であります。4款の繰越金であります。1項1目前年度繰越金ということで2万6,000円となります。

次のページをお開きください。

歳出であります。1款1項1目、以下一般管理費であります。これも先ほどご決定いただきました職員の給料改定に伴う補正であります。給与、職員手当等、共済費、それぞれ1,000円、2万1,000円、4,000円となっております。

以上であります。宜しく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第113号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第113号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は2時35分よりいたします。宜しく願いいたします。

午後 2時27分 休 憩

午後 2時35分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第25、陳情第6号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。10番山本優人君。

○10番(山本優人君) 反対の立場で討論いたします。

陳情内容については、非常に労働者にとっては望ましいことだと思います。特に1番、2番については、そのとおりでしょう。ですが、これを全て実行なるということになればですね、医療費が莫大に上がるということから反対いたします。それで、ついでに付け加えますとですね、3番、4番の利用者の軽減負担、これについてと、4番の地方関係の病床削減、これについての意見は非常に有益なものだと考えます。さかのぼってまた1、2番に戻るわけですが、この部分の労働者の意見というのは、大学とか大病院の看護師、看護婦のことをいうのであってですね、民間の個人病院については当てはまらない、自己の経営努力によってこれを成し遂げていることから考えればですね、大病院等の労働者だけがこれの恩恵にあずかって、しかもそれが医療費に跳ね返るということから反対ということで討論いたします。

○議長(芦崎達美君) ほかに討論ありませんか。6番柴田正高君。

○6番(柴田正高君) 賛成の立場で討論いたします。

医療業務に携わる人たちの離職率が非常に高いということが、マスコミ等に記載しておりました。それは、ひとえにここに書かれてるように、働く現場の環境が非常に厳しいからだ。ここにあるとおりに辞めたいと思うという方が、慢性疲労が73%、辞めたいと思う人が75.2%と、こういう数字に表れていると思います。医療費の抑制の観点から、これ反対だという今意見もございましたけども、労働環境を整えるということと、医療費の問題と、これは別問題だと思います。ここに書かれてる労働の改善を求める意見書を求める陳情でございますので、私はこれは、この陳情に対しては賛成であります。

○議長(芦崎達美君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第6号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第6号について採択とすることに賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（芦崎達美君） 起立多数。したがって、本案は採択することに決定しました。

日程第26、発議第7号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、皆様にお配りしております、平成28年12月議会定例会陳情発議目録をご覧ください。

2ページになります。

発議第7号

平成28年12月14日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	鈴木一彦
賛成者	同上	嶋津宣美
〃	〃	笠原吉範
〃	〃	腰山良悦
〃	〃	柴田正高

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める  
意見書について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出の理由でございます。安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善について、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。関係機関に意見書を送付いたします。

日程第27、陳情第7号、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより陳情第7号を採決します。お諮りします。陳情第7号について採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は採択とすることに決定いたしました。

日程第28、発議第8号、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、同じく発議陳情目録の5ページをご覧ください。

発議第8号

平成28年12月14日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	鈴木一彦
賛成者	同上	嶋津宣美
〃	〃	笠原吉範
〃	〃	腰山良悦
〃	〃	柴田正高

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書について  
標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出の理由であります。地域の医療提供体制の確保は、国民のいのちと健康を守り、安心して生活するための最重要課題であることから、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。関係機関に意見書を送付いたします。

日程第29、陳情第8号、介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意見書提出の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は委員会の付託を省略することに決定しました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 反対討論いたします。

介護保険制度は、負担と介護サービスのバランスで成り立っています。この陳情は、サービスは多くしなさい、しかし負担は縮小しなさい、これは全く介護保険制度を破壊する考え方です。とても、この陳情書には私は賛成できません。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第8号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第8号について採択とすることに賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（芦崎達美君） 起立多数。したがって、本案は採択することに決定いたしました。

日程第30、発議第9号、介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意見書についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、陳情発議目録の8ページをご覧ください。

発議第9号

平成28年12月14日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	鈴木一彦
賛成者	同上	嶋津宣美
〃	〃	笠原吉範
〃	〃	腰山良悦
〃	〃	柴田正高

介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への  
意見書について

標記議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出の理由でございます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける介護保険制度とするための充実・改善について、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 先ほどの考え方もって反対とします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 賛成の立場であります。

意見書の中にもあるとおり、4番の中に「以上を実現するために、政府の責任で必要な財政措置を講ずること」ということであらうとっておりますので、今までもこれを皆さん採択してきましたので、私は賛成いたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（芦崎達美君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。関係機関に意見書を送付いたします。

日程第31、陳情第9号、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） この陳情には反対の立場で参加します。

年間10兆円を超える医療費であります。この医療費が今後も十分に機能していくためにはですね、高齢者も応分の負担をしてもらわなければその維持ができない。今後、少子高齢化によってですね若者がその分も負担するようになっていくとですね、とてもその財源が追いつかないというふうなことであります。それと、この状況ですが、高齢者は意外と高い年金が払われている高齢者もいるわけで、その人方がある程度の負担というものはしてもらわないと、この制度が成り立たないんだらうというふうに思います。中身について、高額な年金をもらっている人もいるし、非常に少ない国民年金だけの人もいるという内容であります。これは負担率の見直しをするべきであってですね、一律に2%、上限になるというわけではないと思います。ただ、その負担率の見直しが必要なのであってですね、この見直しそのもの全体を駄目だというふうな考え方では制度の成り立ちが怪しくなるということから、私は反対をいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 私は賛成の立場から討論をいたします。

今、山本議員から反対の討論がございましたけれども、やはり地方においては国民年金だけの受給者の高齢者が相当数おるのが実態であります。その方々の負担を更に増やして、病院に行けなくなるとか、受けたい治療を受けられなくなるといような実態を招くことは、大変なことでございます。いったような観点から、これには賛成をいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第9号について採択とすることに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。したがって、本案は採択することに決定いたしました。

日程第32、発議第10号、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、陳情発議目録の11ページをご覧ください。

発議第10号

平成28年12月14日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	鈴木一彦
賛成者	同上	嶋津宣美
〃	〃	笠原吉範
〃	〃	腰山良悦
〃	〃	柴田正高

「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出の理由でございます。「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の更なる患者負担増は、多くの国民から医療を遠ざけ、長期治療の高齢者の生活を圧迫することになる

ため、現行制度の継続について、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第10号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。関係機関に意見書を送付いたします。

日程第33、陳情第10号、若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 反対の立場で討論に参加します。

現況の国の国債金利は非常に下がっております。日本銀行の金利は、金融機関に対してはマイナス金利というふうな状況の中で、その年金の積立金の運用益を何で確保できるのでしょうか。国債でプラスになるとは思えない。そういうことから国はですね、株式投資でその利益を出そうという努力をしているわけでありまして、140兆円の運用の25%を株式投資ということにしているわけですが、この運用益が増えれば年金財源が増えるわけでありまして、それを比重を高め、利益率を上げないとですね、その年金財政も破綻をするというふうな状況のためにですね、株式投資というふうな部分を増やしているわけでありまして、これについてあえてそれを否定するという考え方については私は反対いたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 賛成の立場から討論に参加いたします。

現内閣は経済の活性化という旗印のもとに、何が何でも経済を発展させたいということで強引にこの年金の積立金の株式運用を進めたわけですが、わずか1年の間に多額の損失を計上しております。国の方では、株式の運用等については長いスパンで見る必要があるというようなことを言うておりますけども、そもそも我々の積み立てたお金を株式市場で運用すると、そもそもこの根本から間違っているのではないかなと私はこう思います。やっぱり安心・安全な運用を第一に考えるべきだと私は思います。以上のような点から、この陳情については私は賛成いたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第10号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第10号について採択とすることに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数。したがって、本案は採択することに決定しました。

日程第34、発議第11号、若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） そうしますと、陳情発議目録の14ページをご覧ください。

発議第11号

平成28年12月14日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	鈴木一彦
賛成者	同上	嶋津宣美
〃	〃	笠原吉範
〃	〃	腰山良悦
〃	〃	柴田正高

若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出の理由でございます。若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しについて、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第11号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。関係機関に意見書を送付いたします。

日程第35、発議第12号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、陳情発議目録の16ページをご覧ください。

発議第12号

平成28年12月14日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者 八峰町議会議員 鈴木一彦

賛成者 同上 嶋津宣美

〃 〃 笠原吉範

〃 〃 腰山良悦

〃 〃 柴田正高

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出の理由でございます。国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現することについて、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。



以上であります。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 反対の立場で討論に参加します。

確かに報酬等が少ない関係やら興味がないという意思の表れで、各地の議会が無投票というふうな状況があったりして、今後の議員になり手というふうなものの心配もあります。そこには報酬の額の問題もあろうかと思いますが、今の議員のその立場としては、町に何とか崇高な思いで協力していきたいという思いで皆さん立ってると思うわけです。ただ、ここに年金制度を再び復活させるということになればですね、町の負担が増えるわけです。厚生年金制度というのは、本人負担が払った分だけ町も同額の負担をすることになるわけで、そうすると町の負担がまた増えるわけです。そういうふうな状況づくりは、現状の段階ではまだするべきではないと思います。まして国会議員そのものもまだそういう状況にはないわけですし、今、地方だけがそういうことを先に進めるということは、ちょっと早いのではないかというふうに考えますから反対いたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第12号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。関係機関に意見書を送付いたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、12月16日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

---

午後 3時06分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 2番 笠原吉範

同署名議員 3番 水木壽保

同署名議員 4番 須藤正人

平成28年12月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成28年12月16日（金曜日）

議事日程第2号

平成28年12月16日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第4 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	須藤徳雄
会計課長	吉田一夫	企画財政課長	鈴木正志
福祉保健課長	大高伸一	教育次長	金田千秋
産業振興課長	米森伴宗	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	阿部克之
学校教育課長	日沼正昭	生涯学習課長	工藤金悦
学校給食センター所長	大高利美	あきた白神体験センター所長	佐藤博孝
総務副課長	佐々木高	農林振興副課長	堀江広智
八森子ども園長	薩摩まき子	沢目子ども園長	川尻滝子
塙川子ども園長	堀江千秋		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 藤田吉孝 書記 吉元和歌子

---

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。傍聴の皆さん方には、寒いところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、5番腰山良悦君、6番柴田正高君、7番皆川鉄也君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。2番笠原吉範君

○2番（笠原吉範君） おはようございます。議席番2号笠原吉範です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回私は、高齢ドライバーの事故防止策についてお尋ねいたします。

全国で高齢ドライバーによる事故が相次ぎ、連日のように報道されております。11月28日、横浜では、87歳の男性が運転する車により1人死亡、7人が怪我をしております。11月12日、立川では、83歳の女性の車により2人死亡。また、11月21日、八王子では、75歳男性の車により、子ども4人を含む12人が病院に搬送されております。いずれも追突による事故で、尊い命が犠牲になっております。これらの事故を受け、11月15日、首相官邸で関係閣僚会議が開かれ、政府として防止策が検討されました。

八峰町では幸いなことに、今のところ同様の事故の報告はありません。しかし、高齢化率34.7%、全国1位の秋田県内で八峰町は3番目に高い42.6%です。八峰町の高齢ドライバーによる同様の事故が、いつ起きても不思議ではありません。

さて、その対応策として、全国の多くの自治体では、運転免許自主返納事業を行っています。バスやタクシー、飲食店や宿泊施設の割引など様々な特典を設け、自主返納を促していますが、公共交通手段が充実している都市部においても思うような効果は出て

おりません。まして公共流通手段に恵まれず、65歳以上だけの家庭が全世帯の28.9%の八峰町において、免許を返納することは、通院や日用品の買い物にも支障を来すことから、有効な手段ではないと考えます。

今年1月、日本における自動ブレーキ効果を示す初めてのデータが発表されました。中でも突出しているのは追突事故で、非装備車の場合、1万台当たり56件に対し、装備車は9件、実に84%の減少となっております。これを受けて、自動車評論家の国沢光宏氏は、「優れた効果を持つだろうと考えていたが、ここまでとは予想できなかった」と話しています。もし、先に紹介した事故車に自動ブレーキが装備されていれば、かなりの確率で事故を回避できたのではないのでしょうか。3月4日の報道によると、政府が交通事故削減のため、新車における自動ブレーキ装備義務化の検討を始めたそうです。しかし、国内を走る全ての車に装備されるのは、少なくとも20年以上かかるだろうということです。自動ブレーキ装備車の価格はどうなのか、能代市内の自動車ディーラーに問い合わせしてみました。それによると、装備車と非装備車の価格差は、メーカーや車種によって異なりますが、おおむね軽自動車で5万円前後、普通自動車で7万円から10万円前後だそうです。また、最近では、自動ブレーキが装備された中古車も出回るようになったとのことです。今朝のNHKのニュースでも、自動ブレーキについて取り上げられておりました。その中で、後付けの自動ブレーキ装備が今、カー用品を扱う店で販売が始まっているそうです。

そこで、中古車、新車にかかわらず、そしてまた、後付けのブレーキシステムにかかわらず、高齢ドライバーが自動ブレーキ装備車を購入する場合、その一部を助成することができないか、町長の考えをお伺いします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。トップバッター、笠原吉範議員のご質問にお答えをいたします。

「高齢ドライバーの事故防止対策」についてであります。運動能力、判断力の低下や認知症などが原因とされる、高齢運転者による加害事故が日々報道されており、交通事故件数が年々減少傾向にある中、高齢者が起こした事故の割合が増加傾向にあるなど、高齢運転者による交通事故が社会問題化しております。また、交通死亡事故者も高齢者

の割合が多く、11月30日現在、県内の交通死亡事故者74人のうち高齢者は36人と、68.3%占めております。

国では、本年10月末以降、80歳以上の高齢運転者による交通死亡事故が相次いで発生したことを受け、11月15日に「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」を開催し、内閣総理大臣から関係閣僚に対し、「改正道路交通法の施行に万全を期すとともに、取り得る対策を早急に講じるなど、この喫緊の課題に一丸となって取り組むよう」との指示がありました。これを受け、高齢運転者の交通事故防止については、関係行政機関における更なる対策の検討を促進し、その成果などに基づき早急に対策を講じるため、11月24日、交通対策本部の下に「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」が設置され、都道府県、市町村においても適切な高齢運転者交通事故防止対策を講じるように通知がありました。

来年3月に施行予定の改正道路交通法の高齢運転者対策であります。1つには、一定の違反行為をした75歳以上の高齢運転者に対する臨時認知機能検査の導入。2つ目に、臨時認知機能検査で、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす恐れがあると判断された者に対する臨時高齢者講習の導入。3つ目に、運転免許の更新等の際の認知機能検査で認知症の恐れがあると判断された者に対し、その者の違反状況を問わず、専門医による臨時適性検査を行い、または医師の診断書の提出を命ずることなど、認知症対策の強化が主なものとなっております。

本町としては、改正道路交通法の施行や高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチームの動向など、今後の国の対応を注視するとともに、関係機関や交通安全団体等と連携し、高齢者への交通安全講習会や歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」体験イベントなど、高齢者の交通事故防止活動を積極的に実践してまいりたいと考えております。

笠原議員の「高齢ドライバーに、自動ブレーキシステムを装備した車の購入を促し、その一部を助成する」との提案であります。 「自動ブレーキ」は正確には「衝突被害軽減ブレーキ」と呼称され、警告音で危険を知らせ、運転者の反応がなければ強制的にブレーキする機能を持つものであり、減速による衝突被害の軽減効果が望めるものではありませんが、夜間や悪天候時に機能が発揮できない場合もあるなど、万能ではないようであります。現在、複数の自動車メーカーが自主的に衝突被害軽減ブレーキを標準装備した車を増やしつつあり、国においても、衝突被害軽減ブレーキの乗用車への義務化や補助金の拡充などを検討しているようでありますので、衝突被害軽減ブレーキを装

備した車の購入費用の一部助成については、これら国や県、自動車メーカーなどの動向をよく見極めながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（芦崎達美君） 2番議員、再質問はありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 誠に丁寧な回答でありまして、さすがに的を射た回答だなとは思っておりますけども、講習という話もありました。結局、高齢であるドライバーが安全に運転できるように講習をするということだろうと思いますが、ここにですね、12月4日の北羽新報、読者の広場というのにですね、能代市の55歳の男性が投稿した、高齢者の運転事故について書いてありますので、ちょっと概要だけですね、ちょっと読ませていただきます。「運動能力の低下で事故の危険性は高まるだろうが、だからと簡単に運転するとは言えない。返納者には公共交通機関の利用料金の優遇などの恩恵もあるが、それとて車を手放すことの経済的負担を補うものではない。高齢者の運転が危ないのではなく、それでも運転しなければならない地域が問題だ」というふうに書いてあります。私も同感であります。やはり運転者に今すぐ、ちょっと運動能力が落ちてきたから車やめたらとは言えないのが、やっぱりこの地域の、過疎化の地域の現状でありまして、やはり車を乗りたい、乗れるうちは乗りたいというのが高齢ドライバーの真意なようであります。先日、NHKのですね「クローズアップ現代」という番組でも、この問題が取り上げられまして、やはり高齢者であればあるほど、長く運転しているという自負から自信があるそうです。20代、30代の人たちには、俺は50年も運転してるんだから負けないぞみたいな、そういう意識もあるようで、なかなか返納がされない。車を乗りたい。それによって事故が起きてしまうという、その悪循環のあらわれでありまして、何らかやはり具体的な策をとる必要があると思います。車がなくても自由に行き来できる、もう都会のようにですね数分間隔で電車が来たり、バスが来たりするような状況であればいいんですが、なかなかそういう状況にはないと思います。やはり具体案という、この自動ブレーキ装備車でありまして、これは12月13日の魁新聞であります。自賠責料金が7%ですか、これはですね、自動ブレーキ装備車の普及によって事故が減ってきたから、7%の値下げになるわけです。それで、一般の損保会社も値下げの動向に動いているという記事が、13日の新聞にあったわけですが、今日のNHKの報道ではですね、今朝の、9%の割引をもう決定したそうです。何と民間は仕事が早いことでしょうか。13日に決まっていなかったものが、今朝の段階でもう決まるんです。そういうスピード感を持ってですね、民間は仕事をしているわけです。ですから、高齢者対策の事故も、

ある程度スピード感が必要だと思います。政府も保険会社も認めている自動ブレーキの効果であります。先ほど言ったような後付けのようなものもあります。それに買い換えるというのは非常に困難なことでありましようけども、後付けであります、私もまだ価格調べていないわけですが、そんなにするわけではありません。例えば、後付けブレーキの半額を補助するとかですね、そういったことは考えられないものでしょうか、お願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

この地域事情からいって車は必需品でありますから、これは簡単にですね、やっぱりことで生活する上では離したくないというのが普通だろうとは思いますが。ただやっぱり高齢に伴って、私も「クローズアップ現代」も見ましたが、やっぱり自分は大丈夫だと思っても、加齢に伴う運動神経の低下であるとか、あるいは認知機能の進行であるとか、低下であるとか、やっぱりそういうものが必然的には起こってくるわけですので、常々やっぱりそういう注意する運転そのものについては、いろんな場面がありますから、訓練をしていく、あるいは講習を受けるということ積み重ねていくのが非常に大事だと思いますので、うちの方の交通安全対策協議会でも各交通団体と協力しながら、そういった高齢者の運転、それから事故防止についての運動は一生懸命頑張っているところでもあります。

おっしゃるように、自動運転ブレーキシステムについては、確かに今普及段階というように、まだ全車装備でもないし、これから義務化するというような方向もありますので、特定のメーカーよりまだ出していないような状況もありますので、今、国の方でもそういった高齢者の事故の状況になり、あるいはメーカーの開発状況を見ながら、普及を推進していくという今過程にある状況でありますので、そういった国の動向、民間の動向、更には国自体の支援のあり方なども十分見極めながら、それに沿って町の方でも検討してまいりたいなと思うので、もう少し時間をかけて状況を判断しながらやっていきたいなと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 先ほども話したとおりですね、何と言いますか、早急にこれは対策が必要なことだと私は考えております。他の自治体ではですね、先ほど言ったように免許返納の場合に、ある程度の特典を設けるといったことがなされているわけですが、



そちらの方の考えはございませんでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

昨日ですね、私もちょっといろいろな質問が想定されましたので、免許の返納状況についても昨日調べてみましたが、能代署管内で今年度172人、免許返納しているそうです。そのうちの139人が経歴証明をもらっているというような状況であります。免許返納者については、今、いろいろな、タクシーであるとか、あるいは交通手段に対しては様々な支援措置がございますので、今、町の方では仮にバスに乗るとすれば、バスの半額助成とか様々な形でやっていますし、交通空白地についてはできるだけなくすようにというようなことで頑張っておりますので、そういった取り組みを強化しながら、こういった人方の返納者に対する対応を強化してまいりたいなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 私が調べた全国の運転免許自主返納によるその特典といいますか、それをちょっと、2つの例を申し上げたいと思います。福井県の坂井市ではですね、免許を返納した場合に、坂井市コミュニティバス、京福バス、10年間無料で乗れるそうです。これは、坂井市というのは調べたら9万3,000人の人口がありますので、それなりに公共交通機関が発達しているから行えることかなと思います。宮崎県の西米良村では、これはですね11月30日時点で1,210人の村です。タクシー券14万4,000円分が支給されるそうです。こういったですね、思い切った特典っていいですか、こういうものがなければですね、自主返納を促してもなかなか返納してもらえないというのが現実のようであります。

私からはですね、自主返納を求めるのであればそれなりの特典、そして自動ブレーキへの補助、この両輪でですね高齢者の事故防止に繋げていければなというふうに考えますが、その辺もう一度、町長の方からお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

その地域その地域によって、交通事情なり、置かれてる条件はみんなまちまちでございますので、それに対応した有効な手立てをそれなりの自治体で考えていっているものだというふうにこう思っています。ただ、うちの方の町の場合は、自主返納者も本当少ない状況で、それだけ車の運転に頼ってる人、90代でも乗ってる人もおりますので、そ

ういう状況にあります。したがって、私どもではあえて返納しなさいという運動、強力に進めているわけではありませんので、やっぱり安全な運転をするようにというようにところに力を入れていってます。それからまた、先ほど申し上げたように、仮に交通手段ない場合は、免許返納者に限らず一般的な高齢者含めて、いろんな手段あるわけですが、バスであるとか、あるいはまた移送手段のいろんなサービスであるとか、あるいは有償運送であるとか、様々な形でそれを補うように今力を入れておりますので、そういった点で補い、なおかつ不足な面があるとすれば、それ以上のものをまた更に検討してまいりたいなというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） これで最後にしたいと思いますが、毎日のように報道される高齢者の事故で、痛ましい命が犠牲になっております。八峰町内でこのような事故が起こらないことを切に願うばかりであります。そのことを踏まえてですね、高齢者事故の、ドライバー事故の対策をですね、国の動向などもありましようけれども、町は町として早急に対策を検討していただくことをお願いをしまして、終わりたいと思います。答弁はいいません。

○議長（芦崎達美君） これで2番議員の一般質問を終了します。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） おはようございます。議席番号7番皆川でございます。傍聴者の皆さんには、年末を控え何かとお忙しいところでございましょうが、朝早くからの傍聴、大変ご苦労様でございます。

さて私は、本定例会に3点ほど一般質問を通告いたしておりますので、順次質問をしてまいりますので答弁方よろしくお願いをいたします。

まず最初に、農業改革に対する農家への指導方法についてお伺いをいたします。

本年は天候にも恵まれまして、作況指数104という、まずまずの出来秋で稲作作業が終了したところであります。これらの結果を踏まえ、農林水産省では、平成29年度産の生産目標数量を発表いたしました。それによりますと、本県には、前年度に比較し1.1%、いわゆる4,448t少ない40万8,644tが配分されたところであります。目標配分は、転作政策の見直しにより、今回が最後となります。これからは農家個々が市場の動向を見極め、主体的な判断に基づいた生産が求められることになるようであります。また、先の米価下落に伴い、国から交付されておりました直接支払交付金の廃止や、減収に伴う補

償制度が大幅に見直されることになるようであります。市場が求める米をつくるにも、売り先の見えない米をつくるのであれば、米価の下落は目に見えておるわけであります。集荷団体がこれまで同様、売り手市場を確保してくれるのか、また、減収に伴う補償制度、いわゆるならし対策でありますけれども、今度は新たに収入保険制度というようなことに様変わりをするようであります。これもまた青色申告を実施している農家に限られるというようなことで、農家の方々の不安は募るばかりであります。こういった多くの不安を抱える米づくり農家の方々をどのように指導されていこうとされておるのか、お伺いをするものであります。

次に、ねんりんピックについてお伺いをいたします。

来年9月9日から12日までの4日間、本県において「ねんりんピック秋田2017」が開催されます。能代市では軟式野球、囲碁に加え、マレットゴルフ、藤里町と我が八峰町では軟式野球が行われることになっております。実行員会を立ち上げ、準備にかかっているようではありますが、全国各地から選手・役員、あるいは関係者が約1万人参加するとも言われております。関係市町村それぞれ、地元アピールやおもてなしの合戦が繰り広げられることと思われまます。本町はこれらにどのようなことを主体的に取り組むつもりなのか、お伺いをするところであります。

最後に、平成29年度予算編成についてお伺いをいたします。

あきた未来プロジェクト、いわゆる「おがる八峰しいたけプロジェクト」等の仕事を除いて、これまでも多くの政策課題や大型プロジェクトの取り組みが行われてまいりましたが、ある程度の落ち着きを取り戻したような気もいたします。

予算編成が示されたようでありますけれども、平年ベースを基軸とした予算編成のようであります。これまでも事務事業の見直しや新規事業の抑制、あるいは徹底した行政改革など、あらゆる手段を講じながら予算編成に当たってきたところであります。予算査定においては、どこをどのように肉づけし、どこをどのように抑制し、住民ニーズに対応していくのか。普通交付税の段階的削減や限られた税収での予算編成は、極めて厳しい条件をクリアしなければならないものと考えます。これらに対する町長の考えをお伺いいたします。

以上、よろしく答弁お願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆川議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに「農業改革に対する農家指導について」であります。

ご承知のとおり、平成30年産米以降、国は行政による生産数量目標の配分を廃止し、農業者等が自らの経営判断に基づき米の生産量を定める仕組みとすることが決定しています。国内の米の消費量が年々減少する中、全国各地で新たな品種銘柄のデビューや実需者と結びつきを強める動きが加速化しており、今後、米の産地間競争は一層厳しさを増していくものと見込まれます。

こうしたことから、「秋田県産米をオール秋田で有利販売するにはどうするか」という観点から、現在、県をはじめ、全市町村の農業再生協議会、J A、主食集荷組合などで組織する専門部会を開催し、協議を進めているところです。これまでの議論を踏まえた米づくりの基本的な考え方は次のとおりですが、これらは農家指導に直接かかわる事柄でもあります。

1つは、国内の産地間競争に打ち勝つため、農業者やJ Aをはじめとした集荷業者が、市場動向や実需者ニーズに基づき、どのような種類の米をどれだけ生産するのか、自らの経営責任のもとで決定する米づくりを進めること。

2つ目は、業者や集荷業者は、売り先が確保されていない米の過剰生産は、県産米の在庫量の増加、米価下落に直結するので行わないこと。

3つ目は、県農業再生協議会では、当面の間、県産米の需要動向を踏まえ、全県一本の「生産の目安」を提示するとともに、農家や集荷業者が生産量を判断する環境づくりを進めること。

4つ目は、市町村段階では、必要に応じて「生産の目安」を作成するとともに、地域ごとで主体的に、農家や集荷業者による生産量の判断をサポートすること。

これらの基本的事項に基づき、「J Aをはじめとする集荷業者」は、新たな販路の開拓や契約栽培の推進など、確実に売り切ることができる数量の算定に努めることが重要となります。また、「農家」については、集荷業者等から提示された販売計画に基づき、確実に売り切ることができる数量の米を生産するとともに、自ら販路開拓に取り組むことができる法人や意欲的な農業者においては、マーケットに対応した生産拡大に取り組むこととなります。

いずれ平成30年産米以降は、全て売り先との契約書等に基づく数量のみの生産が大前提となることから、今後、J Aや主食集荷業者、農業再生協議会でよく相談の上、農家

指導に努めてまいります。

次に、ねんりんピックについてお答えをいたします。

軟式野球競技は、ふれあいスポーツ交流大会として、平成6年度の第7回香川県大会以来の開催となります。能代市2会場、藤里町と八峰町それぞれ1会場の計四会場で行われます。1会場8チームで構成し、トーナメント方式で優勝チームを決定しますが、軟式野球競技全体の総合優勝チームは決めません。八峰町では、峰浜野球場を会場に8チーム、登録選手15名の120人の選手のほか、役員や応援する方の訪問を想定しています。競技運営はそれぞれの会場で責任を持って行うため、関係団体で実行委員会を設立したところです。

地元のアピールやおもてなしについては、第1回実行委員会で、関係団体において次回まで対応可能な事業を考えてもらうこととしておりますが、事務局では、1つには、地元食材による飲食など。2つ目は、峰浜梨、そば、アワビなどの特産品の展示及び試食。3つ目には、特産品の販売ブース。4つ目には、血圧測定や体組成計による健康づくりブース。5つ目には、総合開会式会場の八峰町ブースの設置などの事業を想定しております。また、屋外競技のため雨天等で競技が中止になった場合に備えて、町内観光コースの設定及び運行準備を考えております。

新年度から県で参加申し込みを受け付ける予定となっておりますので、その後で八峰町会場の参加チームが決まることとなります。また期間中は、町軟式野球連盟の協力による審判員の配置や、各ブースの応接に当たるボランティアを募集することとなります。具体的には、本年度末に開催予定の第2回実行委員会の協議事項としたいと考えております。

全国大会とはいえ、総合開会式や閉会式は秋田市で行われるため、八峰町を訪れる方は主に軟式野球競技関係者と思われませんが、八峰町をPRする絶好の機会であるため、観光や物産展示などを積極的に行いたいと考えております。

次に、「平成29年度予算編成について」であります。11月7日に各課への「主要事業のヒアリング」を行い、同月17日に「平成29年度予算編成方針」を示したところであります。

行政報告でも述べましたが、平成29年度の予算は平年度ベースの通年予算編成としておりますが、普通交付税の合併算定替えの縮減の2年度目に当たるため、平成28年度比7,000万円減の交付見込みとなっており、一般財源の大幅な不足が見込まれることから、

引き続き新規事業は極力抑制するとともに、効果の薄れた事務事業の廃止・縮小に集中的に努めることや、本年度に策定する「公共施設等総合管理計画」で示される方針に基づき、遊休施設の除却を計画的に進めて、維持管理費の縮減を図っていくこととしております。

皆川議員からもご理解をいただいているとおり、これまでも事務事業の見直しや新規事業の抑制、施設の統廃合や職員定数の削減などの行財政改革を進めながら、「八峰町総合振興計画」に掲げる基本構想・計画に基づいた事業を着実に実行してまいりました。また、普通交付税の段階的縮減をにらみ、財政調整基金への積み立てを続けてきたところです。

八峰町の平成27年度国勢調査人口は、平成22年度国勢調査人口から911人減少しており、普通交付税の合併算定替えの段階的縮減に加え、人口減がもたらす交付税の減も既に始まっていて、今後税収も減少していくことから、年々財政運営は厳しくなっていくことは十分に認識しており、これまで以上に事務事業の取捨選択を進めてまいります。

一方、「第2次八峰町総合振興計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた事業は、着実に展開していく必要があり、国の「地方創生関連事業」や県の「人口減少社会における地域の維持・活性化を図る新たな取組み」などの補助事業や過疎対策事業債などを活用し、仕事づくりのための産業振興や移住・定住対策、少子化対策、人口減少社会に対応する取組みなどの諸施策を推進していかなければならないと考えております。中でも「おがる八峰しいたけプロジェクト」に関する諸施策は、「あきた未来づくりプロジェクト」として採択されており、最重点施策としてその着実な推進を図ってまいります。

今後は、ご指摘のとおり厳しい財政運営が続いていくこととなりますが、限られた財源の中で最大限の行政効果が発揮できるよう、事業を精査しながら、「町民の福祉の向上」のために通年予算を編成してまいります。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 7番議員、再質問はありますか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 再質問をさせていただきます。

まず最初に、農業改革に関する部分でありますけれども、これまでもやはり町の産業は、町長がかねがねおっしゃっておりますように農業と漁業というようなことを中心に事業展開ということでありましてけれども、やはり米づくり農家を主体とした農業だろう

という具合に思うところであります。こういった方々を育成するために、農地中間管理機関等を利用しながら農地の集積を図り、余力を図って面積の拡大や担い手の確保、あるいは集落農業の推進などを図ってきておるところでございますけれども、そういった積極的な農地の流動化によって面積の集積を図ってもですね、先ほど質問させていただきましたように、売り先の見えない農家の、売り先の見えないところで面積を集積して米をつくっても、農家の方々、なかなか意欲がわいてこないのではないかなというような気がするところでもあります。町で行っておるそういった施策と、今度の農業改革なんか、相反する部分があるような気がしてならないわけでもあります。そこいら付近がですね、やはり農家のいろんな不満という形で問題になってるんじゃないかなというような気がするわけでもあります。町としては、こういった施策を展開するわけでございますので、そういった不安材料を払拭した上で農家の方々が意欲を持って米づくりに励めるような、そんな八峰町の農業の未来像があってもいいんじゃないかなというような気がするところでもあります。こういったですね、農業委員会等で一生懸命力を入れて農地の流動化をやりながら、面的集積やそういった組織化の強化などを図るというようなことに、何か反してまたこういった、今度は自分たちで売るところは自分たちで確保せよというようなことになると、なかなか現実としては厳しいものがあるんじゃないかなというような気がするわけでもあります。この後も再生産協議会等が開催されるようでありますから、そこいら付近を町の方からも十分説明をしながら協議をしながらですね、農家の方々に一日も早い詳しいそういった情報を提供していただければありがたいんじゃないかなというような気もするわけでもありますので、そこいら付近の対策について、今一度町長からご答弁をお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

まず、皆川議員のおっしゃってる内容については分かるわけではありますが、ただ、八峰町だけが世の中の情勢から枠外というわけにはいきませんので、今の国の全体的な状況をしっかり認識した上に立って、この後どうするのかという対策を打っていかなくちゃならないと思います。年間8万tの米は確実に減っていると。今の状況で、つくるだけつくっても売り先がない米を確保するわけにいかないというのが、今の状況でありますので、この現実を踏まえた形でどうするのかということは、今の政策で打ち出されてきております。そういう面では、この後30年からは、国の方ではもちろん目標は示しませ

ん。それから、県の方でも全体的な目安だけと、こういうことになりますので、じゃあ、町の方でどうするのかということになるわけでありましてけれども、もちろん町として目安を示す方法も、これはないわけではないわけでありましてけれども、これはこの後の検討課題にもあります。ただし、やっぱり今の状況で、つくった秋田の米がどこへどういうふうな形で売っていくのか、どの程度あれば売っていけるのかっていう全体的なそういう状況をしっかりつかむ必要があるだろうと思います。例えば、この地域でもほとんどJAが主な出荷先になっていきますけれども、幸いなことに山本は自主的に販売する率がすごく高いので、乗り切っていけるんじゃないかなというふうな感じは持っているわけでありましてけれども、この後、やっぱりJAなり出荷業者が、自分方がどのような米をどれだけ売れるのかというのが非常に大事な基礎的な要件になってくると思います。あと、意欲ある農業者は、自分自らがやっぱり販路を拡大していくというところに一緒になって取り組んでいって、その上に生産拡大していくというのが乗っかっていかなきゃいけない今の状況下でいけば、こういう状況下にありますので、これを無視した米づくりをするというわけにはいきませんので、従来とやっぱり頭は少し変えていかなきゃならない状況になってきているんじゃないかなと。だから、売れないものをつくるんでなくて、やっぱり売れるものをつくっていかなきゃならないので、同じ米でも必要とする米もつくっていく。それから、米以外の作物にやっぱり転換をしていくというところが、これからの農家にとっては非常に大事なポイントだと思いますので、我々もそこら辺を農業再生協議会とかで議論しながら、今後の方向を決めていきたいと思っていますが、やっぱり状況としては、今の状況をしっかり見極めて、それを前提にしながら我々も戦略を組み立てていかないと、全くその情勢を無視してただつくればいいんだっていう今までの方向とは違うんだという認識をですね農家の方々からも持ってもらって、一緒になってこの情勢を乗り切っていくように頑張っていきたいなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 町長の説明、よく分かるわけでありましてけれども、ただ農家の方々ですね、やっぱり今までの惰性といいますか、慣れといいますか、そのうち何とかなるだろうというような方々が、私も含めて多いような気がいたします。そういった方々をどう、今町長が答弁したような方向づけでもって進めていくかということが、町の方の大きな役割ではないかなという具合に思うわけでありまして。ですんで、そこの方法については、先ほど来話に出ておりますように再生対策協議会なりですね、再生産協議会で



すか、そういった中で十分、JA等も参加されておられるわけでしょうから、そういった情報をですね、早め早めに提供いただいて、広報、あるいは町のそういった情報発信する何でも構いませんので、早め早めの対策をお願いすることによって、農家の方々、ある程度認識を深められることになるだろうと思いますので、そこいら付近の手段について、もし町長にお考えあるようでしたらご答弁願えればと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

再生協議会には、町以外にも農協も入っていれば、出荷業者も入っていますので、あるいはまた認定農業者も入っている、様々な団体の方々が入っていますので、その場でやっぱりいろんな方針が決められていくというふうに思っています。この後、やっぱり平成30年度からこうなりますよということは、もう今年が初めて出たわけではなくて、何年も前から段階的にこう示されてきてる内容でありますから、それなりに少しずつは理解は進んできてると思いますけども、ただ具体的に平成30年度からっていうのが近づいてきましたので、この後、平成29年度はまず今までと同じような形で数量目標を配分しますので、それは今年度配分するのにいろいろ集落座談会でも下ろし方一杯ありますので、あるゆる機会を通しながら、農家の方々の意識そのものについてもやっぱり今の現状を理解してもらって、自分方の頭も切り替えてしていくということをですね、いろんな機会に話をしていきたいなど、そういうふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 先ほど申し上げましたように、国からの直接支払交付金、あるいは減収に伴う補償関係ですね、こういったものが転作の廃止とともに大幅に見直されるということで、更にまた米価もずっと安いままの米価であります。そういった中で、今、今度はこういった問題が起きてくるわけありますから、米づくり農家にとっては本当不安だらけで、先行きが見えないというようなことだろうと思います。どうか町のそういったいろいろな協議会等を通じながらでも構いませんので、先ほど申し上げましたように早め早めの情報を提供いただくようお願いし、農家の皆さんが意欲を持ってですね米づくりに励んでいただけるような、そういう体制を築き上げていただければなというようなことをお願いしながら、1問目の質問は終わりたいと思います。答弁はいりません。

○議長（芦崎達美君） 2問目のねんりんピックについて再質問ありませんか。7番皆川

鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） ねんりんピックについて再質問をさせていただきます。

おおよその概要については、先ほどの町長の答弁で理解をいたしたところでございます。本町で軟式野球が開催されるということで、軟式野球連盟の方々や、それら関係する方々から骨折りをいただいて開催されると思うわけでありましてけれども、やはり各町村それぞれいろんな形で地元のPR、あるいは特産品のそういった販売など、いろんな形でやられると思うわけでありましてけれども、本町の部分については、これまた先ほど説明をいただいたところでありましてけれども、やはり能代、あるいは藤里においてもですね、軟式野球場、大変整備されて立派な野球場であります。うちの方も立派な球場でありますし、野球に何ら支障がないわけでありましてけれども、やはり気持ちよくプレーをしていただくということであれば、やはりきれいなところですね、やるということで、観客が去った後の後掃除とかですね、あるいはまた9月といってもまだ残暑厳しいわけでありましてから、来場されたお客さんへの熱中症対策とかですね、そういった目に見えないサービスもまた必要じゃないかなという具合に思うわけでありまして。特にその頃になりますと、峰浜産の果樹等も出てまいりますので、大変PRにいい機会かなという具合にも思いますので、そういったところに十分意を配していただいて大会を盛り上げていただければなという具合に思うわけでありまして、もうちょっと詳しくですね、そこら付近、何か具体的な対策があるようでありましたらお知らせいただければと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほど申し上げたとおり、第1回目は構成やって軽く終わりましたけれども、第2回目にいろんな問題提起したものを持ち寄って、また具体的にやる予定になっていますので、その際、今、皆川議員からもおっしゃられた、非常にきめ細かい対応について、我々も心がけていかなきゃならないなというふうに思っています。構成も、もちろん議会からも入っていただいておりますし、それからまた商工会、更には観光協会とか、いろんな団体も構成員のメンバーに加わっていただいておりますので、そういう団体からもいろんな意見を出していただいて、できるだけやっぱり八峰町に来た人に、気持ちよくこの八峰町にいる時間を過ごしていただくように、それからまた気持ちよくプレーをしていただくように、そういった整備等については、今ご指摘ございましたので、配慮してい

くように我々も一生懸命頑張っていきたいなというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） そのことについては、やはり関係者ばかりでなくですね、町民の方々、まだねりんピックが八峰町で開催されて何がやるかというようなところの具体的なことは、承知していないんじゃないかなという具合に思っております。やはりそういった大きな全国レベルの大会等になりますと、町民の方々も関心あるんじゃないかなという具合にも思われますので、これまた広報なり防災行政無線等を使用しながらですね、町民みんなでひとつ盛り上げていければ、いい大会になるんじゃないかなというように気がいたしますので、これから町民に対するそういったPRもですね積極的にやっていただいて、実りある大会になるようにお祈りをしながら、2問目の質問は終わらせていただきます。答弁はいりません。

○議長（芦崎達美君） 3問目、平成29年度予算編成について再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 新年度予算の編成についてお伺いをいたします。

まず、町長3期目の最後の予算編成といってもいいんじゃないかなと。年が明けて1年後になりますと、また改選の時期にということになるわけでありますから、本格的な町長の予算編成は、平成29年度予算編成が実質的に最後の予算編成かなというように気がいたしております。そういった中で、町長これまでいろんな施策を講じながら事業展開をやってきたと思われますけれども、まだ道半ばの部分、あるいは、やり残しておる部分、更には、これからこういったことをやる、やりたいというようなことも、当然、新年度予算ですから出てきてしかるべきものではないかなという具合に思うわけでありますが、先ほど町長からいただいた予算編成は基本的な部分でございますので、もしそこら付近ですね、具体的な予算の詰めをですね、どういう具合にやっていくのかを町長に再度お伺いをしておきたいと思っておりますし、いろいろこれまで行政改革等やってきたわけで、もう手を尽くす部分がなくなってしまったんじゃないかなというようなところまで予算の抑制をしてきたんじゃないかなと、これからまた更にやるとすれば、先ほど申し上げましたように大変困難な部分もあるんじゃないかなという具合に思われますので、そこら付近ですね、どのようにして再度またこの予算の抑制を図りながら新しい予算を編成するのか、もう一度そのところを細かく教えていただければなという具合に思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 3期目、最後の予算と指摘されましたけども、そう言われればそうですね。いろんなやり残したこと、あるいはまた、これからやりたいと様々ありますけども、今、逐一ここです、これこれこれこれというわけにはまずないわけでありますので、今、予算編成の中で各課でいろんな施策取り組んできましたけども、その施策がどういうふうな形で推移をして、この後どういうような形で継続されるのかということですね、十分一件一件見直しをかけながら、今度の予算編成の中で洗い直していきたいなど、それは思っております。

それから、確かに行政改革もいろいろ進めたりしてきましたけども、ただやっぱりこれは永久に追及しなければならぬ課題の一つでありますので、先ほど申し上げたように、例えば遊休施設をですね計画的に除却をしながら管理費を減らしていくとか、そういう新しい取り組みもしていかなきゃならないし、それからまた、いろんな指定管理の問題でもありますので、そういうのを見直しかけるとか、様々新しい課題には取り組みながら、少しでもやっぱり出るものを減らしていくということは考えていかなきゃならないんじゃないかなと思います。

今まで、合併後10年から段階的に合併算定替えを減らされると、あらかじめ分かっていたので、それに向けて財政調整基金も積み立ててはきましたけども、ただこれから減らされるものが、それだけでなく人口減少という大きな問題があって、これに伴ってまた減らされていくという要素がありますので、それに合わせた形で我々も対応するための財源というやつをひねり出していかなきゃなりませんので、あらゆる角度でやっぱりこう考えながら、少しでも効率的に運営できるような、そういう運営については一生懸命頑張っていくつもりでございますので、そういった角度から、今年度の予算についても各課いろいろ見直しをかけながら出してくるように今指示をしておりますので、そういう予算編成に頑張っていきたいなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 合併して10年が経過したわけでございますけれども、これまでやはり旧町村の融合性を図るということで、大変、町長からお骨折りをいただきながら、自治会育成資金とかですね、住宅のリフォーム資金、そういったことを、直接住民のためになるような事業展開をさしてきていただいたわけでありましてけれども、そろそろ自分たちでできることは自分たちでやれるような、そういった町のあり方を進めていって

もいいんじゃないかなと。何でも要望聞いてくだされば、これに越したことはないかと思うんですが、今、町長からもありましたように、なかなか厳しい財政運営なわけでありますから、これからはやはり自分たちでできる部分は自分たちでやってくださいと、できない部分は行政の方でお手伝いしますよというようなところを、行政協力員会議とかですね、そういった中でやっていって、町民の皆さんから協力をいただいたりしていかないとですね、やはり限られた収入財源よりないわけでありますから、いつかは底が見えてくるだろうというような気がいたします。ですんで、この後、いろんな会議等もまたあるかとは思いますが、各課長方からも、いろんな予算の中で、この部分は町民の皆さんから協力をいただければ少しでも予算が削減できるんじゃないかなというようなところがあればですね、そういったところも是非査定に取り入れていただければいいんじゃないかなと。そうでないと、役場へお願いすれば何でもできるんだというようなあれではもう通らない世の中だろうと思いますんで、10年、まあ過ぎたわけでありますから、ここいら付近を契機にですね、そろそろ住民意識も改革していいんじゃないかなというような気もしますが、町長の考えいかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

決して各地域にも無駄なものやっているとっては思ってませんが、いずれこれから人口減少社会になるわけであります。2040年に4,180人という推計も出されているような今の状況でございますから、それに向かってどういう行政としての組織のあり方がいいのか、そういうものをですね、これから検討していかなきゃならないんじゃないかなと。そういう意味では、今、皆川議員がおっしゃったように、地域にできることはやっぱり地域でできるだけ頑張っていくという、そういうものですね、これから必要になってくるのは間違いないと思います。ただ一方では、やっぱり行政としては地域の困っているものを、これはやっぱり取り上げながら、それを改善していくという道筋は大事なわけでありますので、やっぱり必要なものを必要なように確保していくということが大事ではないかな。この間、会計監査の方からも、補助金の見直しについても提案がありまして、組織が縮まっても同じ補助金が出てくるんじゃないかとかという、一件一件を見るいろいろな問題もこうありますので、これからはそういう細かいところですね、しっかり見ながら、変えられるものはやっぱり変えていくということで頑張っていきたいなど。それはもちろんそのためには、住民の皆さん協力が必須でありますので、これからの町

のそういう状況についても理解をしてもらうような形で話をしながら、そして一緒になってこの八峰町がね、この後もまた続けていけるように頑張ってもらいたいなというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今言ったように、いろいろな少子化、高齢化ということで、町も人口減少に大変なのは重々承知をしておりますし、それら対策にだけ目を講じてでもですね、やはりいけない、先ほど申し上げたような農業関係とかそういったものもあるわけでありまして、いろんな形でですね、新年度予算、この後査定されると思いますんで、町民の皆さんが幸せを実感できるような、そういった予算を編成していただければなという具合に思うわけでありまして、最後にですね、やはり町全体をよくするというようなことも、これはもう当然必要だわけでありまして、この後また新年度予算の一般質問もやられる方もおるようでありまして、そこの地域地域の実情も把握しながら、地域分担をできるような予算を、何て言いますかね、そこのブロックブロックの地域事情を考えた、例えば前にもあった小学校区の段階でのそういった協議会等の部分での協力できる部分に対する補助金とかですね、あるいは、いろんな形で各町内でレクリエーション等とか、そういったコミュニティ活動をやられておるといようなことも聞いておりますんで、そういったブロック単位ですねコミュニティを深めるような、そういったものに対する補助金等もこれから考えてもいいんじゃないかなという具合にも思いますけれども、そこら付近はこの後も予算編成等で議題になるようなことはないでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

この後、嶋津議員からも同じような話が出ていますので、いいですか。

まず、今ですね、3年間の自治体育成支援事業の補助金を、助成金を出しています。これが今年度最終年度ですけれども、これがかなりの金額で各自治会から有効に活用していただいておりますので、これをやっぱりしっかり継承することが非常に大事ではないかなというふうに思っています。この後、なおかつ今おっしゃったようなことも必要だというような状況になれば、また新たな角度で考えていきたいし、それから、新年度では、地域でその地域づくりのためにいろんな活動をするための、そういう助成のシステムもつくるように今準備をしておりますので、ただ単に一律にこうやるんじゃないで、

そういう活動するところに対してある程度目を向けていくというような方向も今考えておりますので、新年度では今おっしゃったようなことも含めながら、もう少し検討させていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 最後に、大変予算編成、難儀すると思いますけれども、先ほどから申し上げましたようにですね、住民の皆さんが幸せを実感できるような、そういった、大型にならない予算でも中身のある予算でひとつ乗り切れるような、そういったものを3月の議会に提案していただければありがたいなというようなことをお願いしながら、質問を終わります。答弁はいりません。

○議長（芦崎達美君） これで7番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前11時04分 休 憩

.....  
午前11時10分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 11番、通告に従いまして、知的障害者の人たちへの就労支援について質問いたします。

10月31日、神奈川県川崎市にある、日本で一番大事にしたい会社と言われる企業を視察いたしました。日本理化学工業という会社で、学校などで使用するチョークメーカーであります。社員81名のうち60名が知的障害者、そのまた半分以上の方が、字も読めない重度の知的障害者であります。しかしながら、会社では貴重な戦力として頑張っております。日本理化学工業の大山泰弘会長は、「人間の究極の幸せは、人に愛されること、人にほめられること、人の役に立つこと、人に必要とされること」、この理念のもと、一人でも多くの障害者に働く場を提供できる会社にしようと、昭和35年に障害者雇用をスタートさせました。

能代山本圏域には、知的障害者手帳を交付されている人が平成28年3月現在で399名、町内でも61名おります。自宅や施設で、生涯を誰かから手助けしてもらわなければならない人たちも、働くことで今とは違う喜びや価値観を与えることができるのではないのでしょうか。町内でも、秋田アルス、八森峰浜ふくし会、ハッピーマッシュなど、障害者

雇用を実践しておられ、企業がその役割を果たすところはとても大きなものがあります。一人でも多くの障害者に働く場を提供できる、皆働社会を目指した支援の考えを町長にお尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 門協議員のご質問にお答えをいたします。

知的障害者の人たちへの就労支援についてであります。現在、八峰町内にある障害者支援施設は、雇用契約を締結する就労継続支援A型事業所がハッピーマッシュの1事業所、就労の機会の提供をする就労継続支援B型事業所が、「さくら園」と「こころ」の2事業所あります。また、障害者を継続的に雇用されている株式会社秋田アルスがあります。ハッピーマッシュは、能代山本圏域で初めて雇用契約を締結し就労するA型事業所であり、今まで就労の機会に恵まれなかった方が就労することで、「賃金」や「達成感」など「働く喜び」を得ることができていると思います。就労支援事業所だけでなく、株式会社秋田アルスも障害者就労に対して大きな役割を果たしており、継続して事業を遂行することで、障害者の就労支援に資することを期待するものです。現在、町内在住の知的障害、身体障害、精神障害の各手帳をお持ちの方のうち41名が、さきに述べた事業所で就労しております。

「企業がその役割を果たすことができないだろうか」とのことですが、身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるため、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことによりそれを保障する、障害者雇用率制度があります。通常法定雇用率は2.0%ですが、昨年6月1日現在で秋田県の障害者雇用率は法定雇用率には届きませんが、過去最高の1.84%、また、法定雇用率達成企業割合も57.5%となっております。その中でも株式会社秋田アルスは、障害者実雇用率22%と県内一となっております。このように、県内でも積極的に障害者雇用に取り組む企業が増えております。

企業が障害者を雇用する場合は、厚生労働省の様々な奨励金や補助金があるほか、県内8カ所に障害者就業・生活支援センターがあり、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要としている障害のある方に、職業訓練の斡旋や就業に関する指導助言などを行っております。また、内閣府では、究極の成長戦略としてニッポン一億総活躍プランを作成して、誰もが活躍できる全員参加型の一億総活躍社会の実現を目指しています。



町内にある株式会社秋田アルス以外の企業においては、その経営規模や職種により障害者の雇用が困難な場合があると思われませんが、いろいろな機会を利用して、秋田労働局や県の支援情報などを提供してまいりたいと考えております。

○議長（芦崎達美君） 11番議員、再質問ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 昨年視察に伺った杉並区役所では、正面玄関を入ると左側に喫茶コーナーがあり、そこでも知的障害者の方を雇用しております。北秋田市の中心街にできたふれあいプラザ「コムコム」、ここの喫茶コーナーでも知的障害者の方を雇用しております。国でも、改正障害者雇用促進法を整備して、障害のある方たちの社会参加の拡大の法整備をしております。町内だけで考えるのではなく、もっと広域的に考えて、町長の答弁にあったように、やはり障害のある方たちの労働しての喜びを与えるように、企業に呼びかけるなどして、もう少し力を入れて、健常者目線ではなく、もうちょっと目線を下げて障害者目線で何とかこの社会参加の拡大を図っていつてもらいたいと思いますが、もう一度、町長にその辺の考えを伺いたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほど申し上げたように、県内の企業も雇用率制度からいけば半分近くの企業はそれをクリアするような状況になってきてますから、徐々に障害者の雇用も拡大はしてきてると思います。やっぱりこれは企業の理解がないとなかなか進まない課題でございますので、いろんな機会を通して少しずつ働きかけていくっていうことは大事なことでと思っています。いろいろ企業側の事情なり、やっぱり職種によってもなかなかそうなりきれない要素も多分にはあると思いますけども、大枠でやっぱりそういう障害者についても同じ就労の機会を与えていくという観点に立っての考え方をですね普及させていくために、我々もいろんな機会を通して企業側にアプローチというか、働きかけはしてまいりたいなと思っていますので、皆様方からもいろんな形でのそういう啓蒙などもしていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 町長からは大山泰弘会長の著書も読んでいただいたので、私の質問の内容の趣旨は大変理解していただいているものと思います。よろしくお願いします。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めますか。

○11番（門脇直樹君） ありません。

○議長（芦崎達美君） これで11番議員の一般質問を終了します。

休憩します。

午前11時21分 休 憩

午前11時21分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、4番議員の一般質問を許します。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 議席番号4番の須藤でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

平成29年度の予算編成方針についてお伺いをいたします。

先日の町長の行政報告の中で、平成29年度の予算編成方針についてお伺いをいたしました。八峰町の財政運営は一段と改善されております。実質公債費比率が8.4%、そして将来負担比率も12.4%と、非常によくなっております。財政調整基金は20億円を超え、合併特例債からなる町村振興基金は10億円と、貯金も十分にたまっているようであります。これも町長はじめ幹部職員の皆様方の頑張りのおかげだと、高く評価をしたいというふうに思います。全県の財政状況を見ましても、25市町村の財政が非常に改善されているというような状況を魁新報で見ました。これも不況による経済浮揚の補助金、また、雇用促進のための国からの補助金などが自治体に交付されてきた、その影響もあるのではないかというふうに思います。

しかし、合併が10年を過ぎて、これから地方交付税がどんどん縮減されていく、来年度も7,000万円の縮減があると町長から報告がありました。そういう中で、これからも今までのような行政サービスが果たしてできるのかどうか、非常に不安な面が出てくるのではないかというふうに思います。広げた風呂敷は、なかなか閉じることが難しい。今ここでやっぱりしっかりとふんどしを締め直して、そして財政運営に当たっていかねなければならないのではないかというふうに思います。

先ほど皆川議員の質問でも町長の決意がありましたが、私も再度、町長の持続可能なまちづくりを続けていくための決意をお伺いしたいというふうに思います。

9月の全員協議会の中で、私が質問をいたしました。事業の検証をしっかりとやるのかどうか。課長か答弁がありました。課長は、ちゃんとやっていると。そのまとめたものも皆さんに提示したいという話がありました。9月定例議会中に課長から提出され

たその内容のものが、ここに私持ってます。皆さんにも渡っていると思います。これです。果たしてこれが検証の資料なのかどうか。私はこれを見てびっくりしました。外部識者からの意見、今後の方針の理由、何行かについて、それぞれの事業が載ってます。外部識者からの意見。私は検証というのは、自分たちが事業をして、そして自分たちが検証をして、それを分析をして、そして次の事業に繋げていく、それが検証だと思うんです。外部有識者から意見をもらって、そして事業をやっていく。とんでもない話であります。私はこれは資料でないんですね。自分たちでやった事業は自分たちでしっかりと検証してみる。そして次の予算立てをしていく。それが本当の検証なんです。だから、その考え方がちょっと違うような気がするんです。私はここを町長にお伺いしたいというふうに思います。

補助金があるから事業をやる。補助金が3年間あって、そしてなくなったから事業をやめる。そういうような行政の事業というのが結構あります。私はそれではなくて、補助金がなくても何年か続けてやって効果があるものであったら、私は自主財源を使って、そして事業を続けていく。補助金があるからただやる、そういう惰性的な事業運営でなくて、自分たちがちゃんと考えて、そして自分たちが効果を見出して、そしてそれを続けていくことが、私は、この町の事業に対して非常に大事なことであるというふうに思います。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

町長のメイン事業の中で、移住・定住促進というものがあります。しかし私はね、今この事業を見ていると、頭隠して尻隠さず。頭でいろんな移住の事業を展開している。しかし、ここに住んでいた若い人が、結婚をして能代市にうちを建てて移住していく。こういう状況が、この八峰町に起きてるんじゃないか。空き家を借り上げて、2万円で借りて、450万円の限度でそのリフォームして3万円で貸す。町外から人を呼ぶ。いいと思います。しかし、ここに今まで住んでいた若者が結婚をして出ていく。それには何かの原因があるはずなんだ。町長が役場職員、そういう役場職員を何人か集めて意見を聞いてみる。こういうこともしてるんでしょうか。人口減少が続く。やがて過疎になって、この町に誰も住まなくなる。じいさん、ばあさんだけになる。非常に不安だと。今のうちから能代市にうちを建てて、そして住みたい。そういう人が、そういう若者が結構いるんじゃないのかなというふうに思います。例えば旧両町村の庁舎の跡地があります。あれを整備して住宅地にして、そしてここに住んでいた人がうちを建てたい。格安に提供する。私は、ただでもいいと思うんです。そういう、住んでる人をもっと大事にする。

町外から来る人も確かに必要です。でも、ここに住んでた人が一番大事じゃないですか。門脇副議長が、よく全協の中で言います。これが一番大事なことなんです。ここに住んでた人を定住させる。その事業が、その対策がなくなってないような気がするんです。だから私は、頭隠して尻隠さず。頭の方でしっかり事業をやっても、けつから逃げていく。町長、この私が言う、ここに住んでる若者の定住対策、これからどういうふうに進めていくのか、このこともお伺いしたいというふうに思います。

3点、よろしくをお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 須藤議員のご質問にお答えをいたします。

議員がご指摘のとおり、合併当初の支援措置終了はじめ、合併11年目からは5年間で段階的に普通交付税の合併算定替えが縮減される中、皆川議員にもお答えしましたが、新規事業の抑制や事務事業の見直し、遊休施設の除却など行財政改革を進めながら、「八峰町総合振興計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実践はじめ、町民福祉の向上を図っていかねばならない重要な時期であることを認識し、新年度予算を編成してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の「事業検証を外部有識者に委ねるのではなく、各課においてしっかりと検証、分析をした上で新たな計画をし、予算組みをする必要があるのではないか」についてであります。事業検証を外部有識者に委ねる目的は、客観的で町民に開かれた検証制度の確立を目指すものであり、国の「地方創生関連事業の補助金」の交付要件の一つで義務づけられたものであり、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく各種事業の外部検証が必須となっていることをご理解を願いたいと思います。

総合戦略以外の町の各種事業の検証については、従来より各課において行っておりますし、予算要求段階でも、一事業別予算見積書に事業効果等の分析を記載することとしており、それを予算査定にも反映させて予算編成をしているところであります。

次に、「国、県補助金が終了した後も効果が上がっている事業、これから期待される事業は継続すべき」とのご提言であります。国や県の補助事業を取り入れて事業実施し、補助金が終了した後も町単独で事業継続した場合、財政の硬直化が進行し、新たな政策課題に対応できなくなることが危惧されることから、当初予算編成方針では、「国・県補助金の終了となる事業については原則廃止とし、縮小となる事業については、受益

者負担の原則から、単に一般財源を充当することは厳に慎むこと」としております。しかしながら、これは原則であり、効果が上がっている事業、これから期待される事業を一律に廃止するわけではなく、事業効果等の検証により必要と思われる事業については、財源の許す範囲内で事業継続することも含め、予算編成したいと考えております。

次に、「移住・定住対策について」であります。人口減少に歯止めをかけるため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の主要施策に盛り込み、「移住・定住用空き家整備事業」等を中心に各種施策を展開しております。

「空き家改修事業」については、国と県の補助金を活用しての事業であり、県補助事業の6戸分については、県外移住者のみが対象となることから、結果的に平成27年度6戸、平成28年度6戸の入居者のうち、移住者用が8戸、定住者用が4戸となっていることから、定住対策としては弱いと感じられてあるかと思えます。

「今後の定住対策は」ということではありますが、「総合戦略」の施策の一つである「子育て世帯支援住宅整備事業」を事業化したいと考えております。所得制限のない「子育て世帯向けの賃貸住宅」を民間事業者が整備することにより、若者の町外流失を防ぐことができることから、既に実施した民間事業者へのアンケートを参考に、今後、補助要綱などを整備したいと考えております。

「若者向けの賃貸住宅」については、民間事業者が経営する賃貸住宅の空き室もあることから、今後の需給状況を見守りたいと考えております。

また、「総合戦略」に掲げる仕事づくりであります。「おがる八峰しいたけプロジェクト」が本年度より始まっており、平成29年度は製造施設や培養施設等の整備を行う予定となっております。完成すれば雇用の拡大や農業所得の向上が図られ、定住にも繋がるものと思っております。

更に、若年層等の町内定着を図るため、平成29年度から、県の助成制度と併せて奨学金返還助成金を設ける予定にしており、交付要綱の整備に着手しております。

新規定住対策事業については今述べたとおりですが、町民が「住みやすい」と感じられる「まちづくり」が定住対策に最も有効なことから、引き続き生活環境の整備や社会基盤整備などに努めながら、子育て支援等の各種施策を展開してまいります。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） 4番議員、再質問はありますか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 有識者からのその意見をもらうのが交付条件だというお話があり

ました。条件は条件でいいんです。私が言ってるのは、これを、その交付条件のためのこういうね、意見でないんですよ。自分たち各課で事業検証をしっかりとやって、そして分析して、これから入ると思います予算査定があると思いますが、そういうことをちゃんとやってるのか。惰性でやっている事業もあるのではないか。なかなか途中でやめる勇気もなく、そのまま事業を継続していく。そういう事業もあるので、それを反省しながら、各課でそれぞれ検証をして、そして繋げていく。だから私が質問してこれをすぐ出されても、はっきり言って私、がっかりしたんです、課長。いや、私の質問の仕方が悪かったのかどうか分かりませんよ。しかし、外部の意見でなくて自分たちの分析したものを欲しかった。でも私は、それはやっているとすれば膨大な資料だと思うんです。だから資料があまり大きくて、ちょっと出せませんぐらいでよかったんですね。資料があります。あなたがすぐ返答して出たのがこれなんですね。だからちょっと勘違いしてきます。各課で、例えば行政報告の中でもあった、産業振興課で町の特産品を売り込みに行く。行ってきました。盛況でありました。全部売り切れました。いいんですよ。しかし、それはその場です。その後、この特産品が、八峰町のものがどのぐらい売れて、その売り込みがどのぐらい影響したのか、そういうものをしっかりと検証してほしい。これは一つの例ですがね、そういうことを言ってるんです。町長、まあ課長でも結構です。お伺いしたいと思います。

それから、定住。町長、両町村の庁舎の跡地、あのままです。ここに住んで、うちを建てたい人に提供してもどうですか。分譲して。そのぐらいのやっぱり若者をね、ここに住んできた、ここで生まれて、ここで住んできた人をやっぱり残さないで。

それともう一つ、職員。能代市にうちを建ててる職員が一杯います。私は、どこへ住んでもこれは自由ですね。それが悪いとは言ってません。しかし、それが出ていっている現実を見ると、何か原因があるんです。この八峰よりも能代に行きたいというそういう原因、何かあるんですね。それを調べてみたら、今後の八峰町の対策が私はすぐできると思うんです。そういうことをやってるのかどうか、これもお伺いしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

3つばかりお話しされましたけども、1点目の検証の関係でありますけども、これは今回の地方創生絡みのこの件については、外部の有識者の検証を経たものを、これがや

ることが必須条件になっていますから、この結果をこれにただ出したというだけなので、地方創生総合戦略の実施項目というの一杯ありますので、それは個々にはもっと詳しく各課でそれぞれ分析をしながら次に向けていくと。これはP D C Aサイクルで、要するに評価をしながら次のステップをどう踏んでいくか、こういうサイクルでこうやっていきますので、そういうものはやっています。それから、通常やっぱり我々予算やる場合も、各課でいろんな施策をやっても、この施策が今どういうふうな状態で果たして効果が上がってるのかどうかとか、やっぱり一件別にそれは予算査定の中できちんと整理をしながら、そして査定をしていくというシステムです。もちろん平常いろんな事業がありますから、問題あった際は各課で討議をして、その結論等については我々に報告ある場合もあるし、あるいは課長会議等で報告ある場合も様々でありますけども、やってないんじゃないくて、やっているということだけははっきり申し上げておきたいなというふうに思います。

それから、2つ目の庁舎の跡地でございますけども、我々も総合振興計画つくる際にも、住宅需要についての調査なども、アンケート調査などもやっています。しかし一方では、あまりそういうものがないというのも確かに裏返しにある。現に、今の町内のアパートでも、前は埋まるような状況もありましたけれども、現在空いてる箇所も出てきているような状況がありますので、やっぱり需要動向をしっかりと見極めてからやらないと、仮に旧庁舎跡地を整備するとすれば、下水道から様々な当初きちっとやらないと、かなりの金かけないと分譲するまでには至らないんじゃないかなというふうに思っていますので、やっぱり需要があってちゃんと見込めるという状況があれば、そういうものに切り込むのもこれは必要だというふうにこう考えてます。

で、先ほども申し上げたように、今、若い人方が、今の町営住宅であればいろんな条件があつてなかなか難しい要素もありますので、そういうものを、条件が子育て世帯の人が住める住宅であるとかそういうものについては、今、民間事業者にもアンケートをとりまして、町でどのぐらいの支援をすればそういう事業に取り組むのかということなども今調査をしていますので、そういう結果なども見極めながら、できるものであれば取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

それから、職員との関係ですけども、直近では、ごく最近の話し合いはしていませんけども、私も通勤してる職員全部集めて1回ここで話をしたことが、1回あります。様々な要因はありますけども、大方は、やっぱり子どもが能代市の学校に通ってるという条

件から、やっぱり子どものそういう状態を考えてる人が多いということは、確かその中では出てました。だから、なかなか、いや、そうはいつでも、できるだけ町もこういう状態だから、必要なものについて我々も考えるので、まあ八峰町への定住について努力していただきたいという話はするんですけども、なかなか現実思うように進まないというのが、非常に申し訳ないんですけども、私の力不足もあるかもしれませんが、この後またいろんな機会を捉えながら対応しながら、ひとつ八峰町のためにですね頑張ってくださいように呼びかけをしてまいりたいなというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 私たちも予算・決算の審議が、3月・9月行います。その時でもですね、口頭で、こういう事業をやってきて、こういう分析をして、こういう成果が得られましたというようなこともあってもいいと思うんですね。ただ漠然と町の事業をやってるんでなくて、やっぱりしっかりと検証して分析したら、いや、こういう成果が出ましたよ、良かったです、こういう報告が我々にあってもいいんです。いいと思うんです。その後どうなったの。いや、まだ調べてねえすな。いつ来ても、いつもこういう答えしか出てこない。だから、そういうことを言えるぐらいに、報告できるぐらいの事業検証をやって予算査定をしてくださいと、そう私は思います。

大変、町の職員が今いろいろ能代に行くと。やっぱり相当、将来の不安というか、八峰町にいるよりも能代に行った方がいいというような不安があるんじゃないですかね。その職員の不安というのもやはり払拭して、これからもそういうような方向で進んでいくと思うんですよ、このままだと。だからそれを食い止めるための町のやっぱり方策、そういうものをやっぱりしっかりやっていかないと、こっから若い人がいなくなりますよ。だからそこをね、ちゃんとやっぱり把握しながら、そして対策をしていく、これが私は大事だと思います。非常に難しい問題ではあるかと思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

我々も漫然と事業を計画して、漫然とただやってるというわけじゃなくて、やっぱりやった結果については、これでいいのかという点検を加えながら次のステップを踏んでいくという、これは地方創生に限らず、一般的にそういうやり方をとっていますので、具体的に須藤議員がおっしゃるように、この問題ではこういったけども、さっぱり話、何も



なかったよとあって具体的な問題があればお答えをしたいんですけども、たぶんそういう、ええ、そういうことはですね、實際上からいくと我々もそういうサイクルをとってやっていますので、あまりないと思っています。それが一つと。

それから、あと職員に対する対策は、いろんなやっぱり要因があつてですね、なかなか、個別に今、事情はいろいろ違います。例えばまた、共働きで奥さんが向こうで職場があつて、子どもを迎えに行ったりするのがなかなか大変だとか、あるいはまた、状況によっては合併すると思つたから能代に住んでもよかつたと思つてあつたとかつていう、中にはいてあつたけども、いろんな個別に様々あつて、多くはやっぱり子どもの通学とかですね、そういうものが多いような感じを受けました。いずれにしても、せっかく八峰町の職員になって八峰町のために頑張るといふ表明をしながら職員になった人方でございますので、具体的に自分方がどういう形であればそういうことに応えられるのかですね、もう少し我々も話を聞きながら、対応できるものは対応しながら頑張っていきたいと思つています。

- 議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。4番須藤正人君。
- 4番（須藤正人君） 具体的な話ないという。例えばですよ、今、私がさっき言った、ここ数年、八峰町の特産品を売り込んでるわけですね。何回も言ってます、年間。行政報告にもありました。盛況であつたと報告を受けました。しかし問題は、その後なんですね。その後。その後、梨がどんどん売れるよつてなつたとか、売り上げがこのぐらい関東の方に伸びたとか、ハタハタも東京の人が相当消費するよつたとか、そういう、もう去年やつた事業、今すぐそういう検証して報告しなさいということじゃなくて、何年か続けてきた事業であれば、そういうものを検証しながら、こうでありましたよと、こういう結果が出ましたよということ、我々予算決算の時に聞いた時に、それぐらいの、いや、まだ結果があまり出てないと、それはそれで地道にやつていきたいと思います、それはそれでいいと思つています。すぐ結果を求めるのではないんですね。だから、だから今こういうふうにして頑張ってます。でもまだ大した結果が出てません。そういう報告でもいいんですよ。いやあと首をかしげられればね、我々も非常に困るわけです。まあそういうこともあります。だからしっかり予算査定の時は、やはりこれからだんだん財政が大変な時代に入ってくるんですから、まあ来年度も地方創生の補助金が、特別補助金が来るといふような報告もありました。でも、国の借金がこのぐらいあつて、これからは、平成33年度以降は大変な、行政も大変な時代に入ってくると思つています。です

から、そういう、そこにやっぱり効果がある事業、効果が薄い事業、いろんなことが出てくると思うんですね。だからそういうことをしっかり検証して、そして予算組みをしてほしいというふうに思います。定住、頑張ってください。

ちょうど10分残ってます。ちょうどいいようです。終わります。

○議長（芦崎達美君） 答弁はよろしいですね。

○4番（須藤正人君） はい。

○議長（芦崎達美君） これで4番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時53分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 午前中に引き続き、一般質問を行います。

次に、10番議員の一般質問を許します。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 議席番号10番の山本です。昼からの部分は非常に眠い感じがしますが、頑張って質問したいと思います。皆さんもお付き合いください。

通告に基づき、行政改革の取り組みについて質問いたします。

本年度は、10年後の将来を見据えた第2次総合振興計画のスタートを切ったところであり、計画の実施には財源が必要となります。これまで進めてきた職員の削減などの行政改革の成果とともに、普通交付税、臨時財政対策債が大幅な減少となり、その影響が今後も続くことに加え、少子高齢化の進展に伴い、社会保障関連経費の増加は避けられない状況など、今後も更に収支不足が見込まれており、町の財政はますます厳しい状況になるでしょう。こうした厳しい状況の要因として、少子高齢化の急速な進展などによりサービスを受ける人が増加する一方、その支出の負担者が増加しないことが挙げられます。また、このような変化は一過性のものではなく、将来の構造的な変化に根差したものであると言わざるを得ず、創意工夫を凝らしながら抜本的な対策を行っていくことが不可欠となります。

全国の市町村では、窓口業務など定型的な作業を民間委託するなど、職員が行う場合に比べて経費が削減でき、企画など専門性の高い事務事業に従事させることにあります。なぜ、行政がやっていた仕事を民間に委託を進めるのか。それは、より安い経費で効率的な行政サービスの提供を目指すことはもちろんですが、浮いた金と職員を重点分野に

回すためであります。行政の予算には限りがあり、これから日本中で人口が減少しますので、収入も減っていくと考えなくてはなりません。職員の数も限りがありますし、住民の人口が減っていくならば、行政の経営として原則的に自治体職員の数も減らしていくことになるでしょう。これまで行政改革の一環として職員が行っていた仕事でも、民間で行える仕事は民間へ委託したり、引き継いできました。しかし、これも限界が見えてきたので、これまで民間には存在しなかった事務でも、定型的な業務は行政から民間への委託を進めようという発想は、住民にとっても自治体にとっても、そこで働く職員にとっても、よいことだと思いませんか。

話は変わりますが、同一労働同一賃金という考え方があります。これについては賛成でありますけども、日本の場合は伝統的に年功序列型の賃金体系が多く、同じ業務でも年齢が高いと給料も高い状態です。そして同じ仕事をしていても、正社員と非正規社員では賃金が大きく異なることが現実です。身分に対してではなく、仕事に対して金が支払われると考えるので、同じ仕事をしているならば同じ賃金が支払われるべきです。しかしそうすると、自治体も仕事の中身を精査しなければなりません。どんな単純労働しても、公務員であるということだけで民間労働者よりも高い賃金をもらうことは不合理となります。臨時やアルバイトの人でもできる仕事ならば、高給取りの公務員が行うのは無駄です。行政改革のために職員の人員削減も続いています。公務員が高給に見合う人材ならば、より高度で専門的な仕事に集中してもらうことが、自治体経営上、町民にとって望ましい状況です。

そこで、町は行政運営に当たって、常に組織及び運営の合理化に努め、最少の経費で最大の効果を上げる責務があり、限られた行政資源を有効かつ効率的に活用するため、全体として町民サービスを確保しながら、事務事業の見直しに取り組んでいく必要があるのですから、当然実施している事務事業の見直し結果の評価と、内部事務の見直しや課題改善の取り組みの状況の説明を求めます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 山本議員のご質問にお答えをいたします。

当町では、健全財政と地方分権への対応、住民と行政でつくるまちづくり、八峰町総合振興計画の着実な推進の3つを基本テーマに、重点的に取り組む事項を定めた行政改革大綱を策定し、行政改革の推進を図っており、行政運営及び組織の合理化等につきま

しても、重点的に取り組むべき事項の中には提起されております。

この行政改革大綱は、4年間の計画期間で、行政改革懇談会委員の皆様はその内容について協議いただき、答申をいただいております。現在の第3次行政改革大綱は、平成26年に策定されたもので、9つの重点的に取り組む事項を提起し、項目ごとに細分化された目標が定められた平成29年度までの計画となっております。答申いただいた大綱につきましては、毎年度、主管課ごとに目標の進捗状況について検討し評価を行うとともに、その状況を行政改革懇談会にご報告し、協議、ご意見をいただくこととしており、更なる見直し改善に努めております。

一例ではありますが、行政改革大綱で検討課題とされてまいりました「住民ニーズに対応した組織づくり」の事項の「機構改革等による課・係の見直しについて」や、「職員の定数管理と人材育成」の事項の組織の合理化や職員数の適正管理、人材育成では、平成27年度において大規模な機構改革を実施したほか、定員適正化計画に基づき職員数の抑制を図り、人件費の縮減に努めるとともに組織及び運営の合理化を図ってまいりました。更に、職員についても大切な行政資源の一つとし、経験年数に応じた研修や能力開発研修等に定期的に参加させ、職員個人のスキルアップに努めております。また、厳しい財政状況や職員数が減少する中、住民ニーズが高度化・多様化するとともに、地方分権の進展により地方公共団体の役割が増大しており、公務能率を向上させ、個々の職員に困難な課題を解決する能力と高い業績を掲げることが求められております。実績に基づく人事管理の徹底、住民サービス向上の土台をつくる組織全体の士気高揚を目的に、かねてから提起されておりました人事評価制度につきましても、今年度を試行期間とし、来年度から本格実施してまいります。

内部事務の見直し課題・改善につきましては、総務課を主管課とした管理職を除いた職員で構成する、事務改善会議等を開催しております。これまで複数の課で行われている同一事務の一元化等に協議してきたほか、昨年度は、個人番号制度の開始に伴う内部事務の情報管理のあり方について協議を行い、課長会議において確認し、取り扱い規程を定めております。

議会議員の皆様におかれましても、議員研修や委員会視察等でタブレット端末を使用した議会の検討を行っていること承知いたしておりますが、コピー用紙の縮減、ペーパーレス化に向け、町といたしましても改善に向け取り組みが必要となる課題と考えております。

また、先般9月定例会の補正予算において議決いただいた、情報漏洩防止のためのセキュリティ強化対応により、基幹系、内部系、外部系と複数の端末を一つのスペースで操作する必要性に迫られているため、その効率化の協議なども必要と考えております。

ご指摘のとおり、町民サービスを確保しながら事務事業の見直しに取り組んでいくことは、重要な責務と認識をしております。今後も、行政改革大綱の進捗状況確認時や予算編成作業時などに、適宜事務事業の見直しを行うとともに、事務改善会議等においても内部事務の効率化に向けた協議を続け、定期で開催しております課長会議において、結果、評価、課題等を共通認識し、恒常的に課題解決に向け協議することにより組織及び運営の合理化を進め、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めてまいります。

○議長（芦崎達美君） 10番議員、再質問はありますか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 答弁については非常に満足しているものでありますけれども、いろいろな事務改善、行政改革で事務的な外部等の委託と事務的な集中管理等、努力していることは認めるところでありますが、それ以外にですね、まだまだやれる部分があるのではないかなというふうなことを今回再質問で聞きたい部分があるわけですが、例えば具体的に申し上げますとですね、窓口で発行する例えば住民票、印鑑証明、これらについてはですね提携業務でありまして、コード番号さえ間違えなかったり、名前さえ間違わなければ、小学生でもボタンを押すだけですから、できてくるわけです。そういうふうなことなど、各課において証明書発行とかですね、本当に単純事務っていうふうなものが存在すると思うわけですが、それらを臨時職員、こちら、八峰町ではですね外部委託するような会社もないわけですから、臨時職員というふうな対応になるわけですが、その方々に任せれば、その空いた時間で職員がそれ以外のもっと専門的な事務事業をできるのではないかということが一つ課題としてあるのではないか。その空いた時間、余裕の時間でですね、住民の困り事の相談と、それから企業に対する商品開発とかですね企業の行政相談とかというふうなもの、例えば農業者については営農相談と、そういうふうな時間に費やしてもらうことが、これから職員たる者の仕事ではないのかなと。ですから、一般的な事務事業については本当にチェックはもちろん必要ですが、その部分は当然正職員がやらざるを得ないわけですが、そういう単純事務はバイト、臨時職員に委ねるといふふうな考えに立ったならばですね、町民の支援等や何だ、不安の解消に繋がるのではないかというふうなことを私は考えておりますので、その部分について考え

方について町長はどのようなふうに感じているのか、答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

これまでもですね委託できるものは委託したり、いろいろ様々やってきました。ただやっぱり今、臨時職員を雇うというのは、本務者の補助的な仕事として雇っているのでありまして、あくまでも責任と仕事の根本的なものは職員が対応しております。したがって、例えば先ほど具体的な窓口の証明の話されましたけれども、一人が一日その証明ばかりやってるわけではありませぬので、例えば戸籍一つとっても、証明書も発行しなきゃならないけども、来た異動から含めていろいろな書類が付随して出てきます。それからまた、いろんな、今は情報管理が非常に大事なわけで、ただ単に番号入れたからすぐその証明書を発行すればいいという、そういう単純な仕事ばかりあるわけではありませぬので、一人の職員がいろんな形の中で業務をこなしてると。で、おっしゃったような農業の問題、あるいは企業の問題、様々な相談あると思います。それはそれで各課でちゃんと担当部署でやっておりますので、その窓口でやったから体空いた、体、そこやるといような今の現実的な職場の状況にはなっていないということを、ひとつご理解をいただければいいんじゃないかなと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 確かにですね、証明書の発行だけで一日張り付いてるわけではないという、まあそれは分かります。ですがですね、現実的にはね、各、大きい、まあ大きいからそういうふうになるのかどうかは問題外ですけども、大きい市や町になるとですね、外部委託している例が一杯あるわけですね。要は、仕事の内容がその証明書だけだとすれば、外部委託も可能なわけですし、現実にはやってる市町村があるという現実には理解してると思うわけですよ、町長もね。だとすれば、その部分は八峰町にはそぐわないというふうな話は、俺はならないのではないかと思います、もう一度お願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

仕事は一人だけでやってるわけではありませぬので、同じ課にも何人も配置されています。課の見直しとかやる場合は、そういう作業が一人でなくて、このチーム、その課全体でこなしていくような体制に課の再編をしたり、いろいろ工夫をしております。だ

から、特定の人が特定の仕事だけあとやればいいんだという今の状況にはないので、その部分だけ切り離せば、あとだいたい職員が仕事がですね軽減されて、その分が回せるという今のような仕事の配置状況にはなっていないので、いろんな大きい市とかは専門に扱ってる、単独でやっているとところが多いわけですので可能かもしれませんが、こういう町というのは総合的に何でもこなさなきゃいけないような状況の職員が配置されておりますので、単純にこれだけ分けて外部委託するとかっていう状況は、今の中ではかえって非効率になります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 確かに小さい町ですから非効率っていうこともあろうかと思いますが、それは仕事の中身をですね集中してやるという方法もあるわけですよ。例えば発行、受付、発行事務と受付事務は別々にするというふうな考え方で、やり方によってはあろうかと思えます。そういうふうないろんな取り組み方というものがあるのではないかと。これは論議してもたぶん考え方の違いで交わらない部分ではありますが、それ以外にもう一つ二つの例。例えば、今、下水道の管理、管理っていうか、下水道の処理の管理はですね外部委託なってると思うわけですが、例えば水道の施設の管理は、はっきり分かりませんがどうなっているのか。まあ、朝、水道担当の職員と水道施設の方に点検に行く車とすれ違うわけですけども、毎朝、水道施設の点検のためにあそこまで行っているのかどうか、その点をひとつ教えてください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） さっき、水かけ論になるような話しましたけども、今現状でうまくいってるものは変える必要はないと思います。今現状ではなかなかうまくいってないと、やっぱりどっか変えることによってうまくいくというものについては変えていくというのが、これは改善だと思います。したがって、あえて今スムーズにいってるものをですね変えることによって、かえって混乱が起きるような状態は避けなきゃならない。これは改善にはならないと思います。

それから、具体的な事例として下水道はどうしてるのか。これは委託契約を結びながら、外部委託して管理をしていただいています。水道の関係については、町の方で職員が巡回をしながら毎日点検をして、そして対応しているというのが今の実態でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 私はですね、水道の、確かに町が管理するのでありますから責

任持って管理しなければならないことは当たり前のことでありますが、水道の施設のメーターのチェックや電気系統のパネルのチェック、それが町の職員が毎日やる仕事なのかということなわけです。チェックそのものは誰でも、まあ言い方悪いですが単純作業であります。そういうふうな往復の時間、もっと削減できて内部的な本当の高度な専門的な仕事をしてくれるのを私は望むわけであって、そういう点検業務を、確かに職員の責任だ言えばそれまでですけども、その辺はやっぱ外部的な職員に任せても、まあ外部的っていうか、まあ正社員以外の人に任せてもいいのではないのかなということであります。その辺についてお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

水道の各屋々のメーターとかは、ちゃんと職員でなくて、これは別な角度でちゃんと委託しながらやっています。ただ水というのは、これは町民にとって命にかかわる一番大事な基礎の問題でございますので、やはり責任を持って常時間断なく供給していくというのが、我々の事務の一番大切なことでございますので、やっぱりしっかり管理をしながら、職員が毎日確認をして間断なく供給できるような体制をつくるということは非常に大事な業務だと、こういうふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） もう1点、もう一つ具体的な例を。先日ちょっと聞きかじった話で、猿の駆除した猿、猿ですね、キーキー言う猿、鳴く猿。あの処分を、あれ火葬するための処分ですが、それを焼却場まで運ぶという行為について、これも職員が八峰町から三種町の焼却場まで運ばなければならないと。これも職員の仕事といえば仕事、そのとおりですが、職員でなければならないのでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

確かに処分された猿は三種町まで持っていきますけども、毎日の仕事ではございませんので、たまたまあった時の対応なので、常時委託してやっていくような仕事でもまたないと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） それともう1点、答弁の中でタブレットの導入についても課題として今後考えるということで、非常に前向きな話であります。タブレットの効用、



議会の方でも今導入について協議しながら、2回ほどですか練習も行っておるところでありますけども、タブレットの導入について、町でもですね積極的に研究しなければならないのではないかなと。かつて町長の方から、議会がタブレット導入を決めれば町ではやるよというふうな話をしておりましたが、それはそのとおりでしょうがですね、やっぱり積極的に町だって行政改革の一環として、紙代の節約、それから職員の何だ、いろんな資料づくりの軽減にも役立つわけですから、もっと早めにですね、町としても、町から逆にタブレット導入を議会でも進めてくれというふうな逆提案があってもよいのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

通常ですね職員は1人1台パソコンを持っていますので、今の中でも情報のやり取りをそれでやっていますので足りませんが、ただ、議会がタブレットを持ってやるとすれば、それに対応しなきゃいけませんので、そういう意味でございまして、議会の方でやるというふうな方向になれば町の方ではいかようにも対応しますので、早く態度を決めていただければと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） タブレットについて若干もう1点。タブレットについての対応をもう一つ申し上げればですね、タブレットを持っていくことによって、例えば災害時の調査報告、それはスムーズに行くわけですね。それと、具体的な話になりますが農業分野で何だっけ、現地視察、まあ草刈りしてるかとかそういうふうな現地視察あるわけですが、それだってですね、タブレットさえあって見回り隊が調査に入れば、いちいちチェックしなくても画像だけでも確認できるというふうな方法があるわけですよ。そうすれば、その部分について何人もですね行く必要もないわけで、現地と事務所で中継さえすれば、ちゃんとそのチェックができるというふうな使い方もあるわけです。そうすれば、特別、まあ議会のその対応のタブレットだけでなく、町としてね事務事業の遂行のためにも必要なわけですから、それは議会だけでなく町として事務事業を進めるために提案というものが必要なのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

町の方では、来年度に向けて、例えば災害時にでも災害現場から携帯ですぐ送れるよ

うにするとか、それから今言ったタブレットの導入も考えながら、そういう災害対応、あるいはまたいろんな、それ以外にも使えるような状態のものは今考えています。

それから、今、うちの方の町ではまだドローンとか入っていないんですけども、やっぱり自治体によっては、更にそういうものを考えていることも自治体もありますので、この後ですね、やっぱり今の現代の機器の中で有効なものは、そういうものも検討していかなきゃならないんじゃないかなと今思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） いずれにしても、もう少し考え方の発想を変えればですね、いろんな事務的な改善はなると思います。そういうふうな改善をして、よりスムーズな行政対応をしてもらえれば、もっと町民のためになる職員像が出来上がるのではないかなと。職員に対して町民や企業の方が相談できるような、余裕のある仕事をしてもらいたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 答弁はいりませんね。

○10番（山本優人君） はい。

○議長（芦崎達美君） これで10番議員の一般質問を終了します。

次に、5番議員の一般質問を許します。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 5番腰山です。傍聴者の皆さん、どうもお疲れのところ、寒いところご苦労様でございます。

それでは、通告によりまして質問させていただきます。

避難路、避難場所について。

町では、津波など自然災害に対する防災対策で、これまでにマニュアルの作成、避難路の整備、避難訓練などに取り組んできておりますが、その対策に多少の不安を感じております。そこで、次の点について伺います。

はじめに、新たに設置された浜田地区の避難路について伺います。

さきの9月議会中、委員会で現場視察し感じたのですが、傾斜地の階段が高齢者にはかなりきついと思えました。それはそれでやむを得ないのかなと思います。しかし、住宅からそこに至るまで距離がありすぎ、足元も悪く、徒歩では安全に避難できないのではないかと。また、車で避難するとしても、現状の道路では避難が困難だと考えられます。地域住民は、避難路として十分だと思ってないようです。早期に国道入り口からの道路

改良が必要と考えるが、町の考えを伺います。

次に、中浜地区の避難路ですが、利用する地区住民は、上がり口が急勾配で避難が容易でない、再度改良してもらいたいという要望がありました。私どもにとって何でもないようでも、体の不自由な人や高齢者には無理と思います。改良する必要があると考えるが、町としてどのように考えるか伺います。

2つ目、小入川の集会所は、津波が発生した場合、避難所としての機能は果たせず、指定された避難路の先に避難場所はあるが、天候が悪い時、住民が雨風をしのぐための建物はありません。地域の住民、特に高齢者は不安を抱えています。避難者の安全を確保するためには簡易的な避難所が必要と考えるが、町の考えを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 腰山議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「浜田地区の新設した避難路に至るまでの道路の整備が必要では」についてであります。浜田地区の避難路については、自治会からの要望もあり、平成26年度と平成27年度の2カ年事業として、総額約1,370万円で整備したものであります。新設した避難路に至るまでの道路については、以前から周辺農家の作業道として利用されているものであり、これまで受益者や自治会が維持管理しております。避難路新設の際の自治会との協議においても、今後もこれまでと同様に、受益者及び自治会が維持管理していくことをご理解をいただいております。

また、「中浜地区の避難路の上り口が急勾配で改良が必要では」についてであります。中浜地区の避難路は、平成25年度に総額約1,500万円で整備したものであります。自治会との協議では、既存の勾配の緩やかな避難ルートもあることから、新設の一部上がり口の急勾配部分については、スロープと階段を併設することをご理解をいただいたものであります。中浜自治会が行う避難訓練の際にも、地域住民の体力に合わせて両ルートを使用しているとのことでありますので、今のところ改良は考えておりません。

2点目の「小入川地区の避難路の避難場所に簡易的な避難所が必要ではないか」についてであります。まず「避難場所」とは、正式には「緊急避難場所」と呼び、災害時に地域全体が避難する場所で、公園、緑地、グラウンドなど屋外スペースであり、あくまで一時的な避難場所であることから、飲料水や食料などの備蓄はされておられません。

本町の現在の指定緊急避難場所は、旧岩館小学校グラウンド、旧岩館子ども園広場、八森小学校グラウンド、旧八森中学校グラウンド、八峰町役場駐車場、旧岩子小学校グラウンド、峰浜小学校グラウンド、旧埴川小学校グラウンド、八峰中学校グラウンドの9カ所となっております。また、備蓄品やトイレのある指定緊急避難所としては、小・中学校や役場庁舎など8カ所となっております。このほか、道の駐車場や公共施設の駐車場を避難場所に、文化交流施設や地区コミュニティセンター等を避難所として指定しております。

議員ご指摘の小入川避難路であります。津波等の来襲の恐れがある場合には、付近住民や海岸部におられた方々がこの避難路を利用して一時的に高台に避難するものであり、その後の状況によって指定緊急避難所に移っていただくことを想定して整備したものであります。このことから、避難場所に簡易的な避難所を整備することは、他の避難場所を含め現在のところ考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 5番議員、再質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 浜田地区に関してですが、今のその避難路として指定してる農道ですか、それはたぶん私有地ではなく町の町有地ですか、赤道と言いますか、だと思います。確かに管理は近くの耕作者が管理することになってると思いますが、やはり町で避難路として指定した以上は、やはりそれなりの責任があると思います。その点どう考えますか、ご答弁願います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

最初は、この浜田地区に避難路をつくる際は、そういう途中の整備等については地元でやるという条件つきで整備をしておりますので、仮に赤道であっても、これはそういう約束事でちゃんとやっていますので、問題はないと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） ただ、せっかく金をかけて立派な階段をつくったとしてもですね、そこを利用する地域の人が何にも利用されないのであれば、十分利用できないのであれば、宝の持ち腐れと言いますか、何にもならないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

これは災害の避難路として使うわけですから、毎日使うわけではございません。

それから、かつて浜田地区で防災訓練やった際に、実際、住民がその道路を歩いて、その結果、本館の方に通ずる道路をつくってほしいという要望があってつくった道路でございます。その後、いろいろ自治会長会議とかいろいろありますけども、その後、要望等一切受けたことはありません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） それでは、町ではこれ以上そういう改善は考えられないと、利用できなくてもそのあれだという考えでおりますか。その点もう一度。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

何かのいろんな天変地異があって使えなくなったとかという状況であれば別ですけども、日常であれば、平常で地元の方が管理をしていけばちゃんと使えるような状態になりますので、特別問題はないなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 次に、中浜地区の避難路のことで伺います。

確かにもう一本、緩い坂道があるわけなんですけども、確かに近くの方は、やはりどうしても新しくできたその避難路を使用すると思います。ただそれが近くの人に言わせれば、何にもならないと。何にもならないといえますか、これでは、せっかくつくってもらったのに、何と言いますか、十分に使えないと。使えないといえますか、大変だというような話をしております。その点、地域の声というものをどのように捉えるか、伺います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

この問題では自治会ともちゃんと確認しておりますけれども、自治会としては、ルートがいろいろ、例えば駅前の方に上っていく道路もあります。それからまた、かつて通学路で使ったあの道路もあります。それから、新しく新設したこの道路もありますので、それをきちんと使い分けをしながらやっているのだから特別問題ありませんという、自治会からの回答を得ております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 自治会からそのような回答をもらっているということですが、自治会の回答そのものが全てでは私はないと思います。やはり近くの方の声というものが一番大事ではないかと思えます。そしてまた、聞くところによれば、何も聞いてもらえ

なかったというような話でありました。その点、当局はどのように考えておりますか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

私の方から自治会に確認したところでは、今言ったような話ですけども、できればその人が誰だか分かりませんが、自治会の方に申し入れをしていただいで、やっぱり自治会の声としてあげていただくことがルールとして一番いいんじゃないかなと。これ、自治会でも要望ないのにこっちで勝手に手をつけるということになると、逆にまた自治会の方では、自分方の声を無視してという格好になってしまいますので、そこら辺を教えてやっていただければいいんじゃないですかね。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） これまでの避難路整備に当たってますね、私の知る限りでは、やはりその地域の住民との話し合いというものが何か十分になされていないといたしますか、どっからどう聞いてどうやってるのか分からないけれども、やはりもっとこう深く話し合いしなければいけないのではないかなと、そう感じておりますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

こういった事業やる場合ですね、町で勝手にやるということではなくて、やっぱり地元の声をしっかり聞きながら、どこにどういうふうな形でというそういう意見をもらいながらやっていますので、この中浜の地区についても、そういった自治会といろいろ協議をしながらこの場所にとすることで設定をしておりますので、住民の声を無視したとかでなくて、住民の声十分聞きながら我々は対応したと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） まず、十分話聞いてやったとすれば、後々このような不満とか要望とか、要望といたしますか、ないと思いますが、この件に関してはこれでまず終わります。

それで、次の小入川の集会所の件ですが、集会所でない避難所の件ですが、確かに避難はしたが避難先に何もなければ、天候がよければよろしいんですが、これからまた冬場、そういう時にまたあったとした場合、避難した人たちは大変だと思います。そしてまた、おそらく町でもすぐは対応できないと思います。それを待ってる時間といたします。

か、そういうのがその人たちにとっては酷な感じがするわけなんです、やはり一時的に身を隠すといいますかね、身をあれする、身をひそめるといいますか、そういうその場所がなければいけないと思いますが、今一度ご答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほどもお答えしましたけども、緊急避難場所ということで、一時的にまず逃げるといふ場所がそういう場所です。で、いろいろ地域によって、小入川もそうなんですけども、1カ所だけでなくて逃げるルート何カ所もありますから、その1カ所1カ所にこういうものを建てるということになるのかというと、そうはいかないと思います。一旦やっぱり緊急的なその場所で避難をした後、今度は避難所に向かって避難をしていくということになるから、指定された例えば旧岩館小学校であるとか、そういうところに今度移動する、その状況によって移動していくこととなりますから、そこにはちゃんといろいろな設備関係から含めてあるわけでありますから、そういう対応の仕方を今しているということでご理解を願いたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 今後、有事の場合には是非とも期待に応えられるように、住民の不安を払拭できるようなそういう体制で臨んでいただきたいと思います。答弁はいりません。終わります。

○議長（芦崎達美君） これで5番議員の一般質問を終了します。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 今日最後の7番手となりました、8番の嶋津です。傍聴の皆さんには午前中からお忙しいところ、最後までお付き合いいただきましてありがとうございます。ちょっと声がですね、先日の愛知県の視察の帰ってからずっとこのような状況で、お聞き苦しい点、お許し願いたいと思います。

さて、今定例会の私の質問ですけれども、テーマですが、今年の3月、そして6月、そしてこれに続いての3回目になるんですが、地域の連携の必要性ということでお話ししたいと思います。また、ここ2年ほど町有地の方に行く機会が増えたことから、山の方の道路のですね気にかかる点について質問したいと思います。

まず1点目、地域会議を旧小学校区に導入されてはどうかということです。

地域会議、私どものところではあまり聞くことがありませんが、今お話のとおり、先

月の24日からですね3日間、議員視察で愛知県豊田市、そして三重のですね志摩の方を先進地視察する機会がありました。この中で、豊田市での地域自治システムをまちづくりのベースとしていることを勉強した時にですね聞いたのが、この地域会議であります。豊田市は皆さんご存じのとおり、車のトヨタの本社のあるところの企業城下町です。人口42万だそうで、豊田市はご存じのとおり、財政も豊かです。ただ、平成の合併がちょうどうちの方と同じ頃ですね、17年の時に周辺の6つの山村と合併しました。目下、企業城下町のもともとのある豊田市の方と、山間部の方のその6つの町村の、都市と山村というこの融合が一番の課題となっているようでした。合併の時に特色あるのは、地方自治法に定める地域自治区を置いて、中学校区単位にこの地域会議をつくったというところが味噌のようです。地域会議は、地域住民の意見を市の施策に反映させることを前提に設置された機関で、地域住民の多様な意見の集約と調整を主な役割としているそうです。ここまでは合併時に全国各地で実施されたものとほぼ同じ内容かと思いますが、豊田では、この地域会議に更に提案権を与えてですね、その地域自治区の中でいいですか、地域会議の中で出てきた意見をまとめて提案すると、採択されれば上限2,000万円を上限にですね財政支援を行ってる、こういうことだと思います。財政的に裏付けがされると、この地域も本気度を出して違ってきたと、それが豊田方式かなということでは私思っています。いろんな事業が実施されるようになったそうで、もともと豊田の方は地区コミュニティ会議も盛んでした。それから、地区の公民館活動も盛んだようで、今正に地域の知恵比べ、地域の個性が出て、市全体が活気が出てきたそうです。

さて、私どものところに話題を戻しますと、合併時にこの地域自治区は置きませんでした。行政協力員会議、あるいは自治会長会議で地域の意見を把握しているのですが、本当に地域の意見や課題が町に届くシステムになっているのでしょうか。地域住民の意見を町の施策に反映できるまでのものではないと思っています。個々の自治会でも、自治会も当然大事なわけですが、近隣の福祉の自治会も同じような課題を抱えていながら連携する手段がないのです。旧中学校区、私どもの場合だったらもうちょっと規模を小さくして旧小学校区にすると、八森地区に3つ、それから峰浜地区3つ、合わせて6つぐらいにしかないわけですけども、この大きさが適度の広さかなと思います。町がそうした地域に地域会議を設置して、地域住民の多様な意見の集約と調整に励んでもらい、地域にやる気を事業化してですね提案してもらおうと、その優れたものについて



て町が審査して、必要がある事業については例えば町が200万、あるいは300万を上限として事業費をつけると。そうすることによって、地域の自立が図られ、地域の個性の創出も後押しされると思うわけで、是非、地域予算提案事業を導入されてはどうかと、町長のお考えをお聞かせ願います。

第2点目ですけども、道路の亀裂ということで書きました。

さっき話のとおり、昨年から町の山の方に入って、ボランティアをしながら白神里山クラブということで入って、今年で13ha、国の交付金事業を活用して水沢山の一角を下刈り、そして間伐を行っています。その行き来に杉山の伐採現場からの木材の運搬等、出くわす機会が多々あります。杉の伐採したばかりの丸太を満載にした大型トラックが、更にですね、そのコンビの方にもう1台ぐらい分の丸太を積んだトレーラーを引っ張って走ると。何という名称か分かりませんが、こんな光景をたびたび見ていました。昨年よりも今年、舗装道路の亀裂がどんどん増えてるように私は思います。亀裂にもいろんな種類あると思うわけですが、下層路盤をこれは行ってるのじゃないかなと思うぐらい影響するものも見受けられます。多くは舗装路面が甲羅状になっているもの、これがほとんどですけども、舗装道路の厚さは確か国道とかですね県道、それから町村道、あるいは林道によってこうその重さに耐え得る、荷重に耐え得る厚さというものが決まってると思ってますけども、こうした重量級のものがですね走ってても大丈夫な規格となっているんでしょうか。確かあそこは町道になってるかなと思ってます。今年になってからは、その木材がですね里の方に集積場を設けて、1台のトラックで山からその木材を運び、そこでもう1台、トレーラー部分を置いてですね、最後はそこでこう連結してそれぞれの貯木場の方に運ぶ、そういう光景に見られましたが、交通安全上のことなのか、あるいはどっかの集落から注意されたか分かりませんが、そんなような状況であります。

もう一つは、地元の木材が活用されるということは大変いいことですが、そのために道路が損傷して、そのしわ寄せが結局、町の舗装道路を改良しなきゃ駄目だという、町に負担かかることになりまして大変こう迷惑な話ですけども、町長、規制するなどの必要性はないものでしょうか。

以上、当局2つお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 嶋津議員のご質問にお答えをいたします。

「地域会議の設置や地域予算の考慮を」ということではありますが、地域自治区は、住民自治の強化等を推進する観点から、市町村内の一定区域を単位として設置することができるのであり、地方自治法に規定されており、その多くは、広域合併時に旧市町村単位の地域事情の相違による課題解決のために設置されるものと認識をしております。また、地域自治区は事務所と地域会議からなり、地域会議に期待される役割は、地域力を高め、行政と協働で地域課題の解消を図り、自信と誇りを持てる地域をつくることにあります。

八峰町は合併から11年目となりますが、その間、町民の融和や一体感の醸成のための各種施策を展開してきましたし、地域バランスに配慮した行政運営を行い、町民と一体となった「まちづくり」を行ってきております。また、年2回にわたり行政協力員会議を開催し、町の施策の説明や自治会要望、意見を直接お聞きし、地域が抱える課題解消を図ってまいりました。

嶋津議員提案の「地域のことは地域で決め、それぞれの地域が個性あふれる活動ができるよう、地域会議の設置を」ということではありますが、自治会からの設置要望がこれまで寄せられていないことから、地域会議の設置の考え方は今のところ持っていません。

また、「地域力を高める予算の必要性」についても、本年度まで3カ年間実施の「自治会育成支援事業」において、自治会が個性あふれる活動ができたのか、地域力を高められたのかを含めて、この後検証を終えた段階で、新たな補助制度の創設の是非を判断したいと思っております。

なお、平成29年度当初予算には、地域課題に対応する団体も含めた活動費の助成制度「まちづくり支援事業補助金」を引き続き計上することとしておりますので、地域において活動計画がある場合には、こちらの補助金を申請されるようにご助言を願います。

次に、道路の亀裂についてお答えをいたします。

水沢山に通じる道路は、目名潟字蝙蝠淵十字路を起点に水沢ダムまでの「町道水沢ダム線」と、町道に接続しブナの森公園までの「林道水沢山線」です。舗装状況は、町道が全区間、林道は前半の約3.5kmのみアスファルト舗装されております。

まず林道の舗装整備等は、木材の運搬を含めた森林施業の効率性を高めることや、維持管理の軽減を図ることなどを目的として、林道規定において、アスファルト舗装工の場合は4cmの表層厚、コンクリート路面工の場合は厚さ15cmと定められております。町内の林道も、この規定に従い補助事業等を活用して整備を行っております。また、町

道規定では、アスファルト舗装工の場合、1級路線の水沢ダム線で5cmの表層厚となっております。

町道及び林道ともに、舗装等における車両の荷重に関する規定は特にありません。したがって、「重量規制の必要」については、法定上の積載基準内で通行する車両であれば、町で規制することはないと考えています。しかし、林道に架かる相萩沢橋や桂沢橋などの橋梁については、設計基準で重量制限がすべて14t未満に定められているため、おのずと道路を利用して施行を行う事業者は、この制限に従い通行することになります。

町では、事業者が木材運搬や工事等で林道を使用する場合は、林道使用申請を提出してもらい、林道管理規定の遵守や道路改修等の措置命令遵守を定めた通行許可書を発行し、必要に応じて道路補修などの対応をしております。

舗装された林道の重量規制を行うことは、搬出コストの増大に直結し、町内の搬出間伐事業等の停滞、材の売買不調も想定されることから、現在のところ重量規制の考えはありませんが、使用によって生じる補修等の措置については適宜指導と管理を行ってまいりますので、ご理解を願います。

○議長（芦崎達美君） 8番議員、再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 再質問、最初の方のをまずやります。

3月とか6月もやりましたけども、それと回答は同じだわけです。たまたま今回、豊田市の方を見た時ですね、確かにスタートが合併の時の地域自治区やってるやってない、そういう違いはありましたけども、やってる中身がですね、すごくいいものだなと。で、地域に確かに山間部と、それから都市部の違いはあるんですけども、豊田の市長はやるもんだなとこう思いながら、資料をもらってきて勉強させていただきました。で、地域の人方がその地区の、まあ一集落でなくて何集落か、その地域のですよね問題については話し合いをする機会がですね、実は八峰町の場合ないわけで、確かに行政協力員会議、自治会長会議、それはやってるわけですけども、それは地区の方の問題ありませんかとか程度だわけで、一自治会の方から出てくことはあっても地区全体から出てくることはないと思うんです。ただ、豊田に行ったらそれが実際、自治区ということで絡みはあるんですけども、やられてる中身はもうそれを通り越してる、そういう感じで、積極的に自分方の地区をよくしようということで、町がやってるようなことをその自治区、自治区っていいですか、地域会議が町の2,000万の予算をもらいながら頑張っていると、そういうことをやりましたんで、そういうことやることによって各地域会議っていいですか、

地区が元気になってくと。正に資料を見る限りでは、豊田市、至る所が元気が見えたなっという感じで帰ってきました。できたら、今まではなかった組織ですけども、町が先頭切ってですね、旧小学校区にそれをつくってあげる、そしてひとつ、先ほど町長もお話しましたけれども、町内では28自治会の方に支援事業をやってですね、残り800万ほど残ってるわけですけども、29年度で終わると。それから、またづくりの活動支援事業、私方ももらいました。内容ちょっと使いづらいところもあるんですけども、そういう事業もあることは確かあるんですが、そうでなくて、地区全体がその話し合いで自分方の将来、この地区をどうするかっていうことを決めてですね計画をつくって、で、その枠の中でこういう事業やったら、この地区はもっとよくなるんだと、そういうことを夢を持ってですね、やれるようなそういう地域予算とか、あるいは地域会議を是非やってもらいたいもんだなということで、豊田の方で勉強してきました。さらりと考えはないっていえばそれで終わりますけども、これ3月からこうずっと通しての話なんですけど、町長もう一度、全くそういう考えないものでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

嶋津議員もかつて職員の時事務局やられたので、合併の経過についてはお分かりのことと思いますけども、合併協定書の9つ目に、地域審議会、あるいは地域自治は置かないということで協定を結んで、これまで10年間、その協定に基づいて町政を進めてきた立場からすると、あえて今さらやる必要はないんじゃないかなと思っています。というのは、やっぱり合併した町村が一体的に、この地域だ、この地域だっていうそういう地域バランス、地域エゴでなくて、一体的なまちづくりをしようということで進めてきた立場から言うと、今さらまた逆に今度、小学校3区にこうわけてまたやるというのは、ちょっとどうも、後にまた引くような感じもしないでもないです。ただ、今の自治会の中でどうしてもいろんな町の課題が解決できないんだっていう状況になれば、これはこれで見直す余地もあると思うんですけども、ここに自治会長さんも2人おられますので、自治会長会議にも出てですね、実際必要なことは提案をし、そしてまた要望するものは要望して、こううまくやっていますので、特別問題ないんじゃないかなとは思っています。だから地域でまたこういうふうな活動をやりたいのでという盛り上がりが出てくれば、またこれ別ですけども、町の方でこういうふうな形で小学校区ごとにまたつくるとか、あるいはまた予算をもってとなると、これ、まあ二重行政でもないけども屋上屋に

なる可能性もありますし、だから地域でいろんな話し合いの中で町の考え方もやっぱり聞きながら、あるいは提案もしたいというそういう機会があって、必要があれば町の職員はいつでも行きますよということで話しておりますので、十分活用していただいて、今までのこの10年間進めたまちづくりを更に前進させるために、そういう考え方で進めていきたいと思っておりますので、2回以上にわたって同じような質問を受けましたけども、何とかご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 合併事務局、長くやってきましたのでそのことは十分分かっていました。ただ、実際そういう町村に行った時ですね、その合併の自治区を除いてもやってみる中身については、これは参考にすべきところはすべきだなと思ひまして、帰ってきました。

ところで、今、地区に問題がないかっていえば一杯あると思うんです。北羽の12月の8日の日にですね出てました。今、水木議員が委員長やってる小学校の利活用の関係ですね、これも関係の委員さん方、自治会からも出てるところもあります。で、彼方が一生懸命やった中身が新聞に出てましたけども、出た意見というのは、私から言うと想定内のものしか出ないのかな。いうのはどういうことかという、例えば企業公募すべきとか、はっきり言って責任のない話だけが出てきて、財源を伴わない意見しか出てこないはずなんです。もしここに地域会議なるものがあればですね、自分方の地区をもっとよくするために、財源も後ろにあるんだとすれば、もっといいすばらしい意見が出てくるはずなんです。そういう点、町長どう思いますか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

嶋津議員の考え方からすれば定番のような話でございますけども、別に町の方では、これだあれだという制限を加えてるつもりはありませんので、もし議論の中でそういう金も含めてこういうふうなものをやりたいというのであれば、これはそういう内容で答申していただければ町の方でも十分考慮に入れて頑張っていきたいと思ひます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 例えば今のその合併の、合併でなくてすいません、旧埴川小の関係のやつからいうと、これは町が「どうぞ、委員になってください」ということで構成になってるわけですが、予算、それをやったら予算つけますよっていう裏付けはあるわ

けでないんです。だから、委員の人方は自分の思ったことしか言えない。財源が伴うものについてはほとんど口に出すことできないような感じだと思うわけです。だからもしそこに地区の方の人方が全員入ってるのであれば、やっぱりこれがあることで、この地区はもっと楽しくなるんだと、もっと利便性が増すんだということ、例えばそういう補助金を利用できるんだっていう頭になると話が違ってくると思うんですが、どうでしょうかね町長ね、もう一回お願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほども申しあげましたけども、この委員会には何も町の方で制限つけてやってるわけではありませんので、いろんな議論の中でいろいろ一つの方向性が出たと。その方向がたまたま金をかけなきゃやれないものであれば、やれる方向で町もいろいろ検討していかなくちゃならないと思いますので、まず最初に金やってどうですかでなくて、どういう使い方がいいのか、いろいろ検討した結果この方法がいいんだと、それは金かかるよとなれば、それはそれとして考えていかなくちゃならないと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） シリーズ3回目ということで空振りになると思うんですけども、例えばそういう制度があればですね、いろんな事業を提案しても、まちづくりの支援活動事業やったらたかだか50万か程度だわけですが、いや、地区で全体的に話し合いしてやるのであれば、そういう大口の補助金もいただくと、そういうものがあれば、こういう会議の話もまた変わってくる、これは私はそのとおりだと思うんですよ。裏付けがなければもう、いろんなその予算の方でやってるような話だけが出てきて、結局それを網羅したような報告書になって出てくる、そういう感じじゃないでしょうか。もう少し真剣味のある、地区が自立できるようなですね、地区の人方が自分方で考えたものを実現できるような、そういう仕組みづくりにひとつ町長チャレンジしてみたらどうでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

いろいろなアイデアあるでしょうけれども、なかなかそうそう簡単にですね、奇抜な、あつというようなのは出てこない可能性もあります。しかしこれは委員の人方は今、嶋津議員が委員であれば別な角度で意見出したでしょうけども、今委員にお願いしてる人

方も自分方で委員がいろんな角度で考えたものを意見として出していますので、それをやっぱり尊重していくのが今一番大事ではないかなと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 1番については、できるだけそういう地域が自立できるように、財源を裏付けできるようなですね、そういう制度をひとつ検討していただきたいということで、意見として終わりたいと思います。

2番についてはありません。

○議長（芦崎達美君） 2問目の道路の亀裂について再質問ありませんか。

○8番（嶋津宣美君） ありません。

○議長（芦崎達美君） これで8番議員の一般質問を終了します。

日程第3、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成年28年12月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

---

午後 2時17分 閉 会



署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦 崎 達 美

同 署名議員 5 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 6 番 柴 田 正 高

同 署名議員 7 番 皆 川 鉄 也